

宮崎県子ども未来応援プラン

令和7年3月
宮 崎 県

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2

第1章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 少子化の現状	3
2 子育ての現状	12
3 こどもを取り巻く現状	21

第2章 「子ども・若者プロジェクト」の推進

1 プロジェクトの趣旨	26
2 プロジェクトの目指す姿	26
3 プロジェクトの柱と取組の方向性	26
4 プロジェクトの重点指標	26

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	27
2 基本的視点	28

第4章 各種施策の推進

1 施策の内容	29
(ライフステージを通した施策)	
施策の柱1 こども達の権利擁護・意見の反映	30
施策の柱2 未来を切り拓くこども達への支援	31
施策の柱3 困難な環境にあるこども達への支援	36
(ライフステージ別の施策)	
施策の柱4 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり (こどもの誕生前から幼児期まで)	45
施策の柱5 宮崎の未来を担うこども達の育成(学童期・思春期)	48
施策の柱6 若者の希望を叶える宮崎づくり(青年期)	52
(子育て当事者等への施策)	
施策の柱7 子育て支援の充実	56
施策の柱8 共働き・共育ての支援	61
施策の柱9 こどもと子育てにやさしい社会づくり	63
2 成果指標の設定	65

第5章 幼児教育・保育等の提供体制

- 1 区域の設定 68
- 2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策 68
- 3 県が行う認可及び認定に係る需給調整 75
- 4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供 75
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために
必要な市町村との連携 79
- 6 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の
確保及び資質の向上 79
- 7 市町村の区域を越えた広域的見地から行う調整に関する事項 81
- 8 幼児教育・保育情報の公表 81

第6章 計画の推進方針

- 1 計画の推進体制 82
- 2 計画の進捗管理 82

はじめに

1 計画策定の趣旨

(1) こども・若者を取り巻く状況

令和5年の本県の「合計特殊出生率」は、1.49の全国2位と、全国上位は維持しているものの、人口維持に必要とされる2.07には届かない状況にあり、出生数も6,502人と減少傾向にあります。

また、令和5年度の児童虐待相談対応件数は1,791件と依然として高止まりにある中、不登校児童生徒数の増加、ヤングケアラーやこども達に対する性犯罪・性暴力、こどもの貧困など、こどもを取り巻く状況は深刻かつ複雑化しております。

こうした課題に対応すべく、国においては新たな司令塔として「こども家庭庁」が設置され、令和5年4月に施行された「こども基本法」等を基にこども政策が推進されているほか、同年12月には次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」を目指して、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、こども・子育て政策のより一層の取組強化が図られているところです。

(2) 本県のこれまでの取組

県ではこれまで、「みやざき子ども・子育て応援プラン」により、出逢い・結婚・妊娠・出産、子育てまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んできました。

また、令和5年度からは、日本一生き育てやすい県を目指し、日本一挑戦プロジェクト「子ども・若者プロジェクト」を推進しています。

一方で、こどもを取り巻く環境は依然として厳しく、少子化の進行や若者・女性の県外流出等の課題に加え、児童虐待やこどもの貧困など、こども・子育て政策の更なる取組の強化が求められています。

(3) 新たな計画の策定

「こども基本法」において、都道府県は国の「こども大綱」を勘案し、都道府県こども計画を策定するよう努めることとされました。

こうした状況等も踏まえ、すべてのこども・若者が夢と希望を持ち、健やかに成長するとともに、安心してこどもを生むことができ、子育てを楽しみを感じられるよう、こども・子育て政策をより一層強力に推進していくための今後5年間の総合的な計画として「宮崎県こども未来応援プラン」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、以下に掲げる計画を一体的に策定するものとします。

- こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間であっても、今後の社会情勢の変化等に伴い、必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

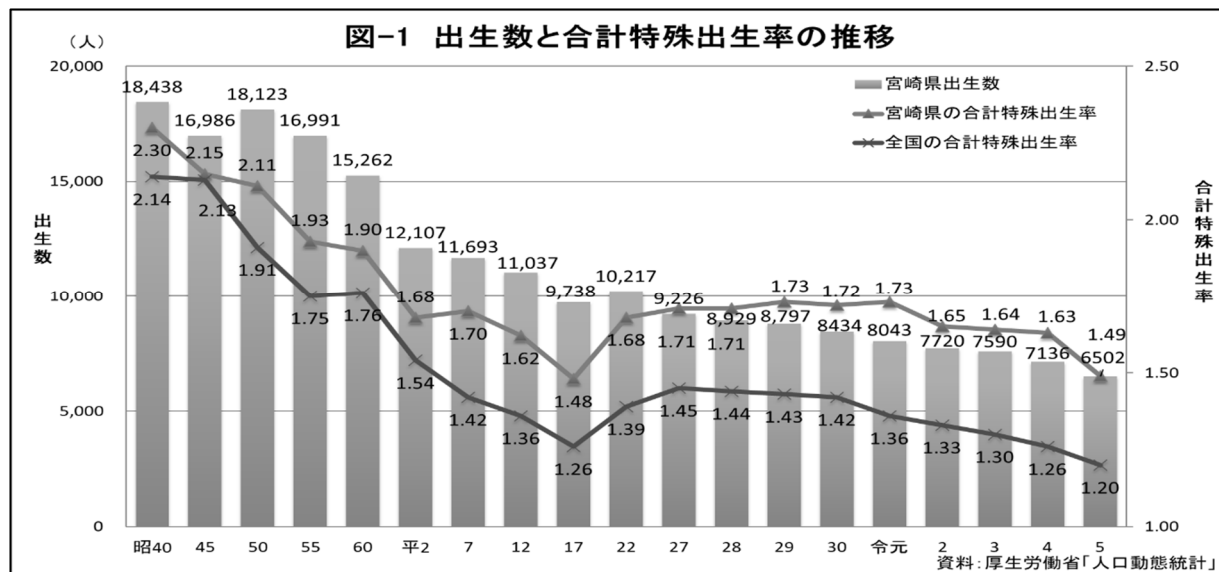
第1章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 出生数・合計特殊出生率

本県の出生数は、近年減少傾向にあり、令和5年には6,502人と、令和元年と比較して19.2%減少しています。

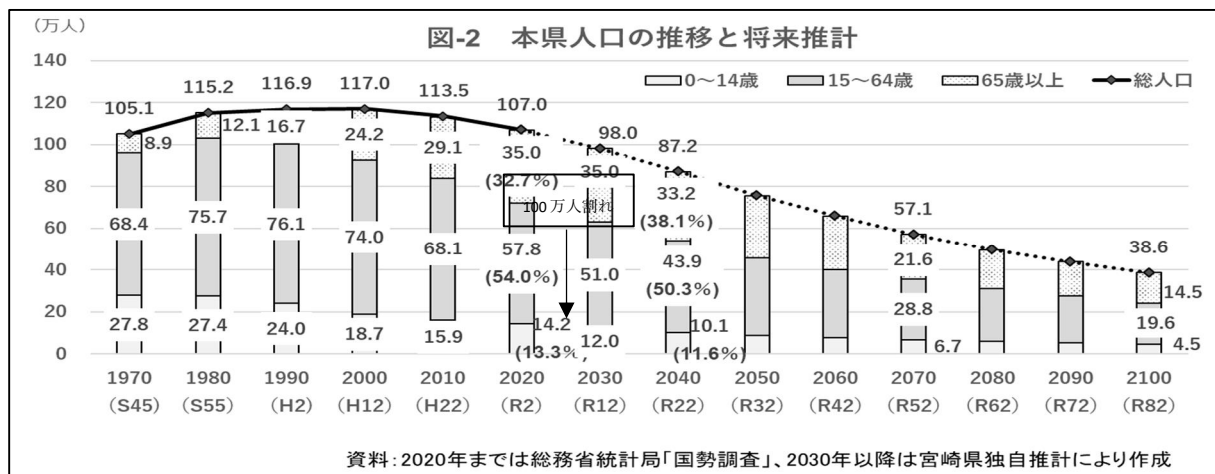
また、合計特殊出生率は、平成17年を底に持ち直しの動きが見られたものの、ここ数年は低下傾向にあり、令和5年は1.49（全国2位）と大きく低下しました。（図1）



(2) 将来人口

本県の人口は、平成7年の117万6千人をピークに減少傾向にあります。また、この減少が続くと、令和12年には、100万人を割り込み、そのまま減少が続き、令和22年には87万2千人になると予測されています。

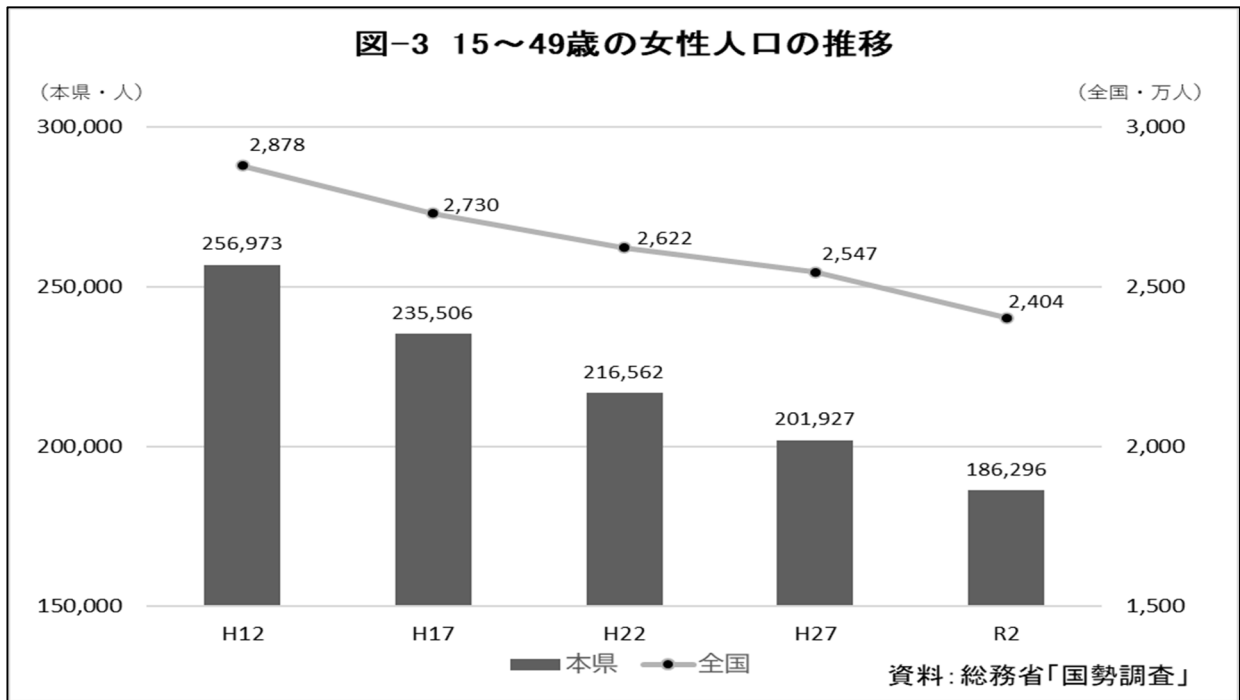
年齢別（3区分）でみると、15歳未満（0～14歳）のこどもの数は、令和2年の14万2千人から令和22年には10万1千人にまで減少すると予測されています。また、産業の担い手となる生産年齢人口（15～64歳）も令和2年の57万8千人から令和22年には43万9千人にまで減少すると予測されています。（図2）



(3) こどもを生む世代の女性人口の状況

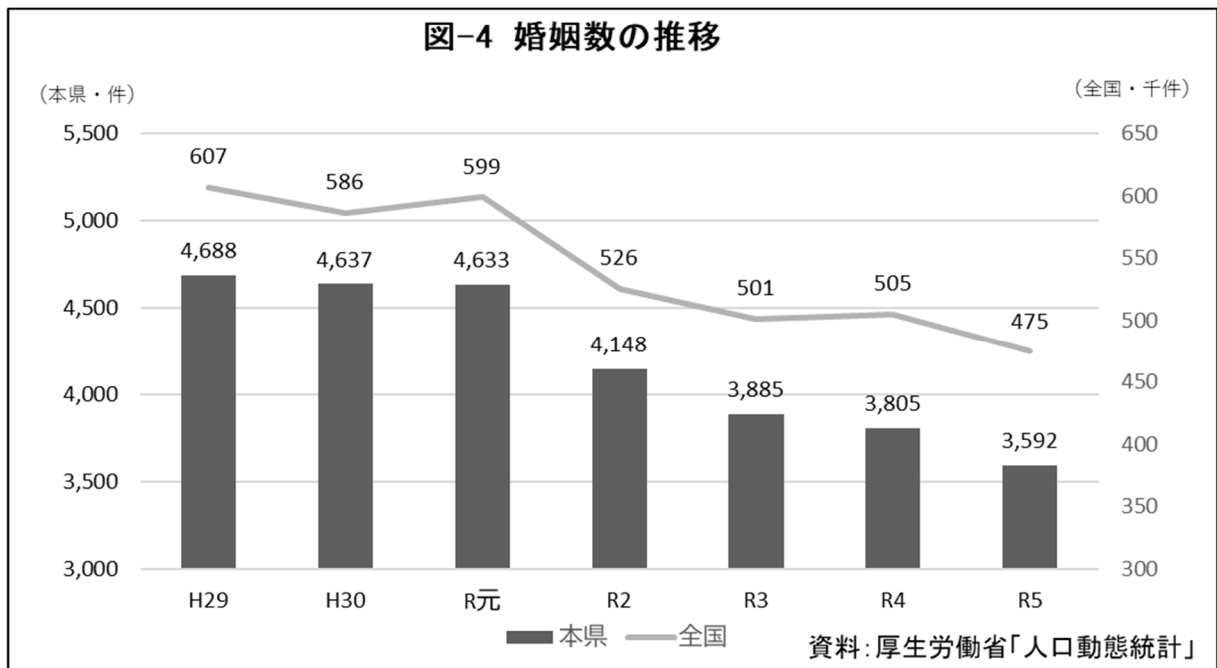
本県の令和2年の15～49歳の女性人口は186,296人で、10年前と比較して14.0%、20年前と比較して27.5%減少しており、また、全国と比較しても減少幅が大きくなっています。

(図3)



(4) 婚姻数の状況

令和元年までは、前年からの落ち込みは見られなかったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、出逢いの機会が減ったことや、経済的事情等による将来への不安感などから、令和2年に大きく落ち込み、その後も減少傾向が続くなど、令和5年は過去最少となる3,592件となりました。(図4)

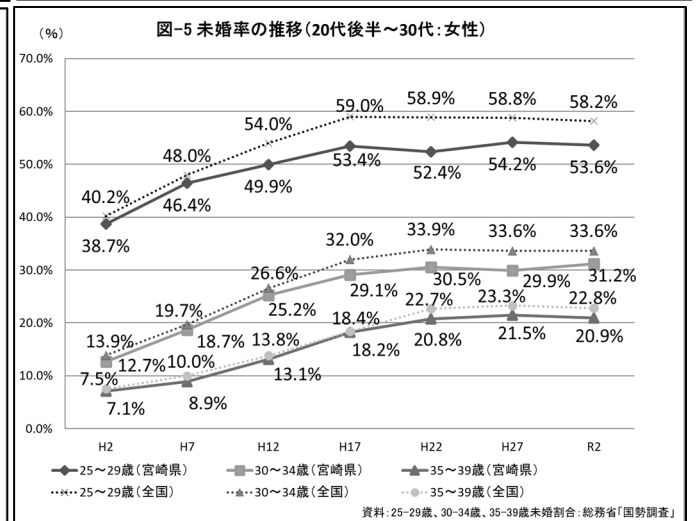
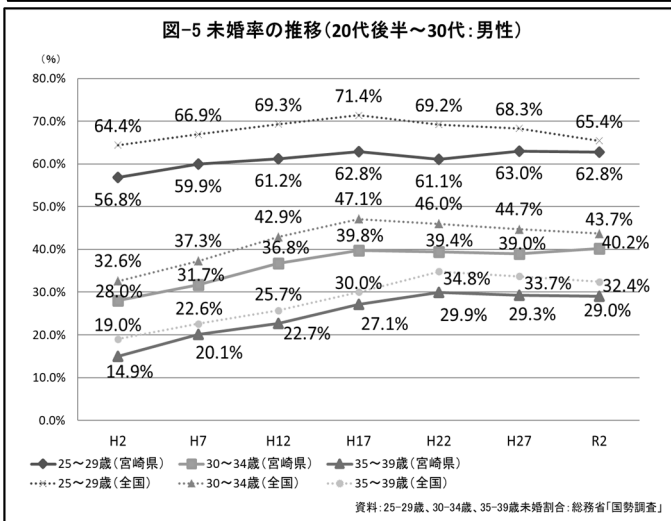
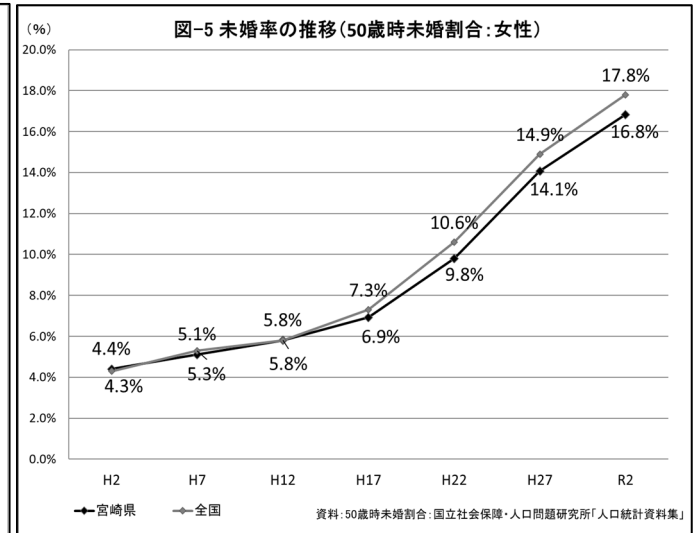
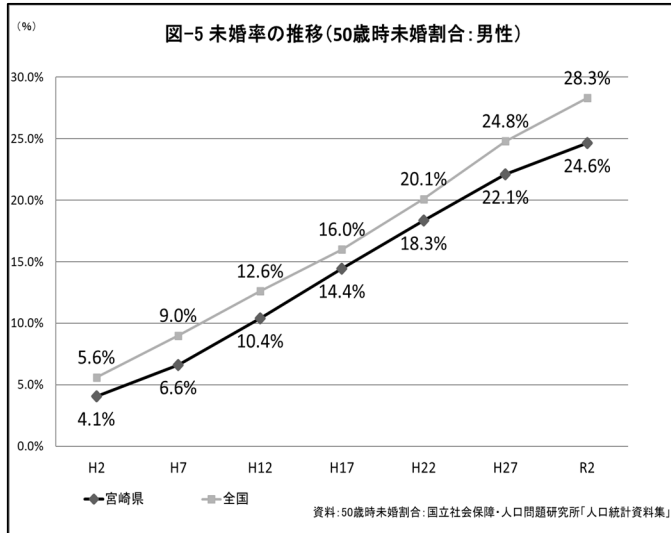


(5) 未婚化の状況

ア 男女の未婚率について

本県の未婚率は全国よりは低い状況にあるものの、50歳時未婚割合（生涯未婚率）は、男性で24.6%、女性は16.8%と、男女とも4%台だった平成2年から大きく上昇しています。

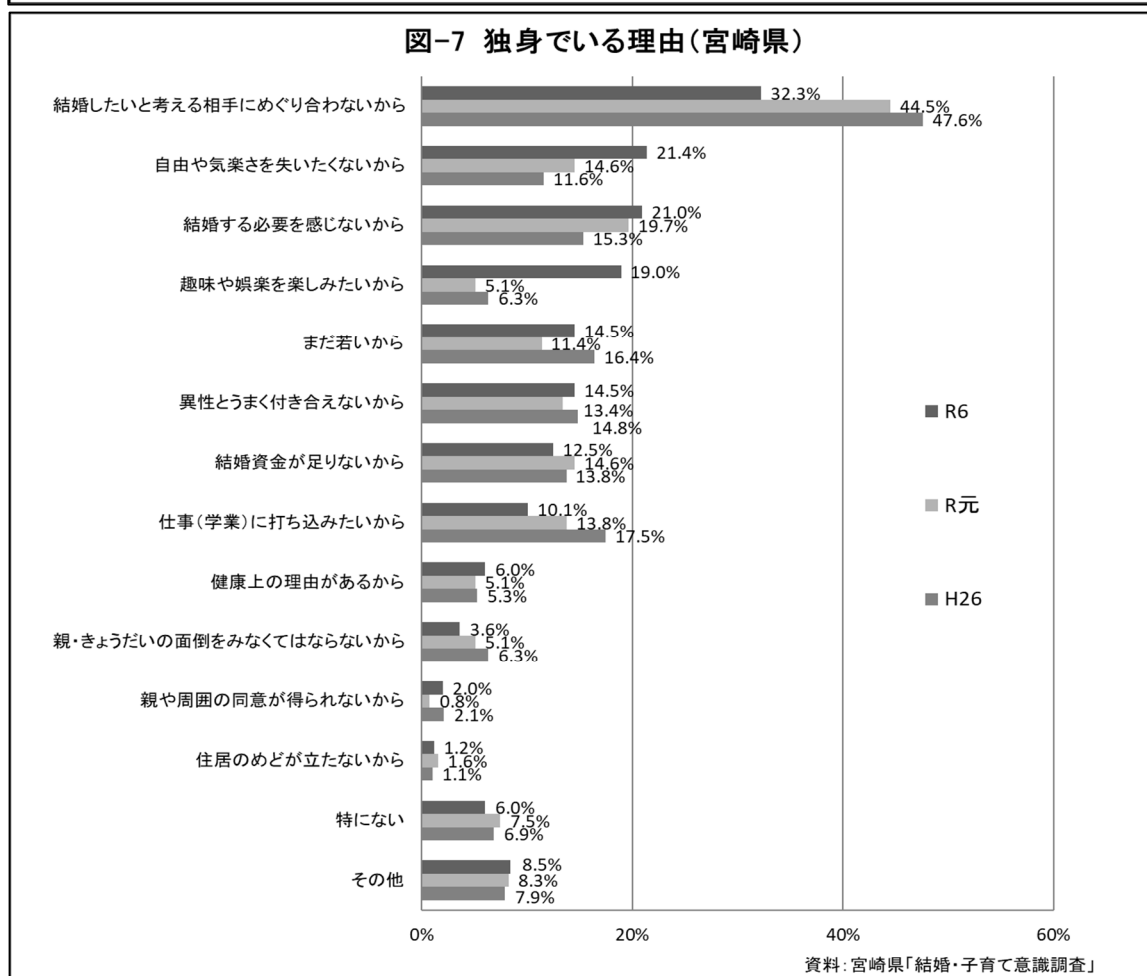
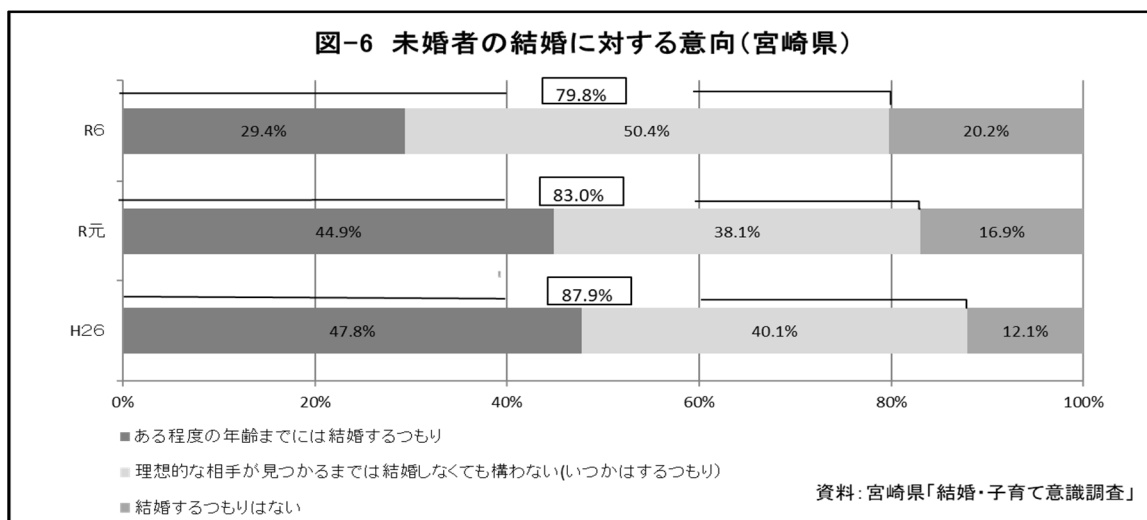
また、5歳階級別の未婚率を見ると、近年は横ばいで推移しているものの、平成2年からは上昇しており、特に女性の若い世代の上昇幅が大きくなっています。（図5）



イ 独身者の意向について

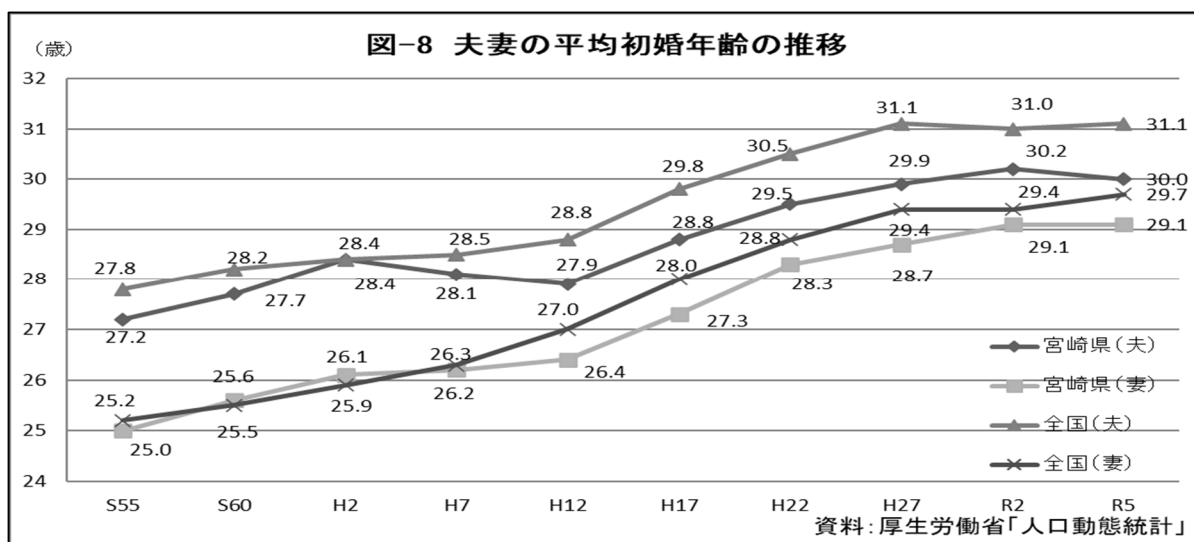
未婚者の約8割が結婚する意向がある一方で、「結婚するつもりはない」と考える人が20.2%と上昇傾向にあります。（図6）

また、独身でいる理由について、前回調査と比べて「結婚したいと考える相手にめぐり合わないから」と答えた人が44.5%から32.3%と減少した一方で、「自由や気楽さを失いたくないから」と答えた人が14.6%から21.4%と増加しています。（図7）



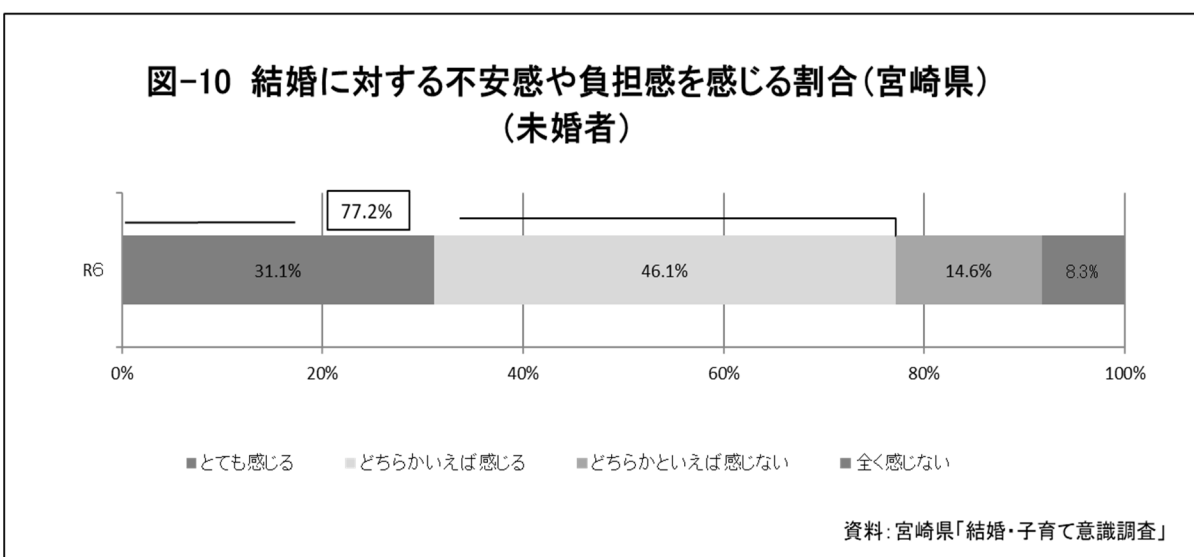
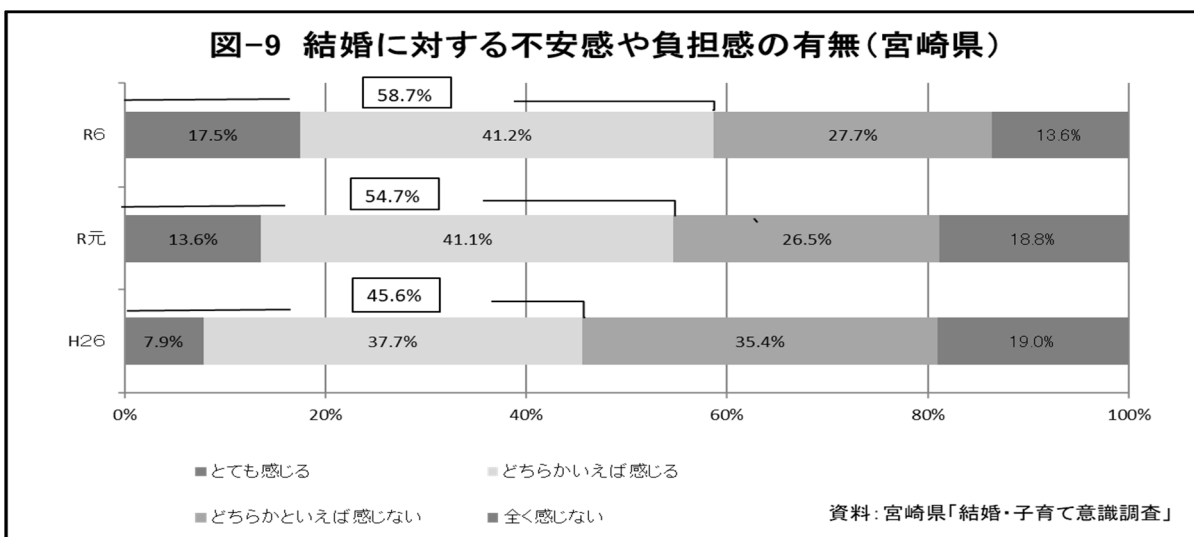
(6) 晩婚化の状況

本県の令和5年の平均初婚年齢は、夫が30.0歳、妻が29.1歳と、全国よりは低い状況にあるものの、昭和55年と比較して、夫で2.8歳、妻で4.1歳上昇しており、妻の上昇幅が大きくなっています。(図8)



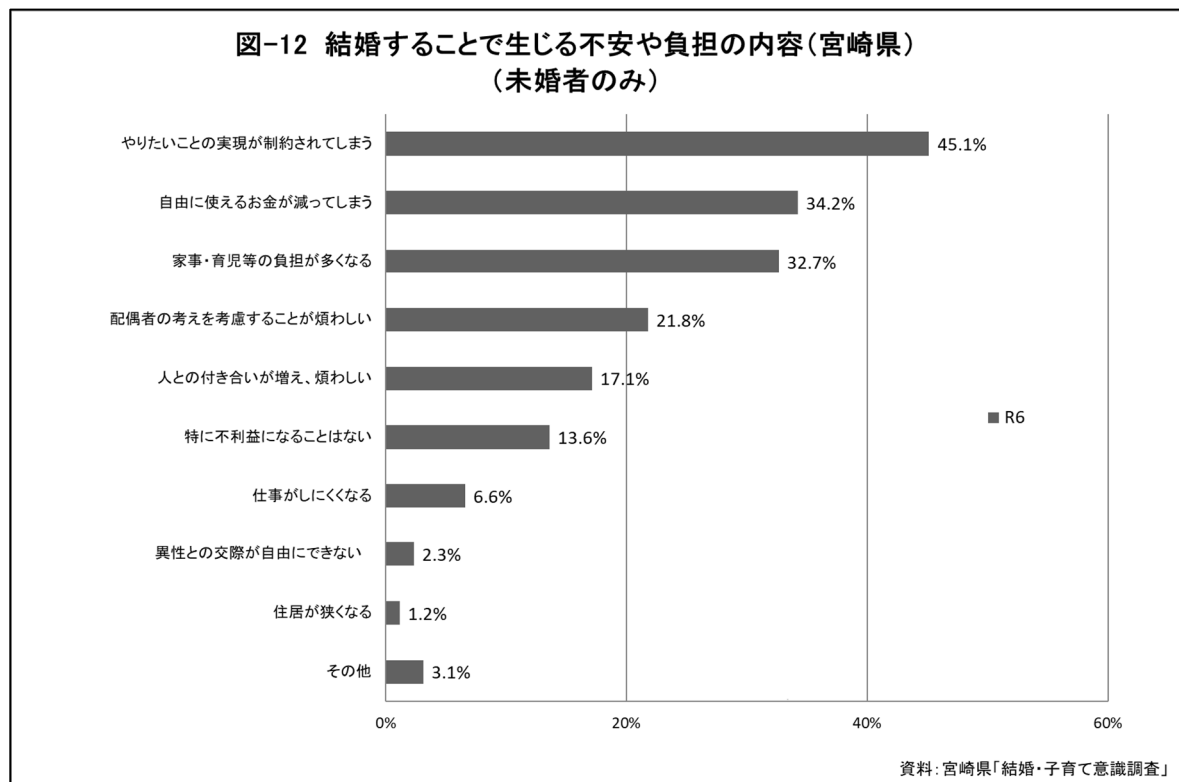
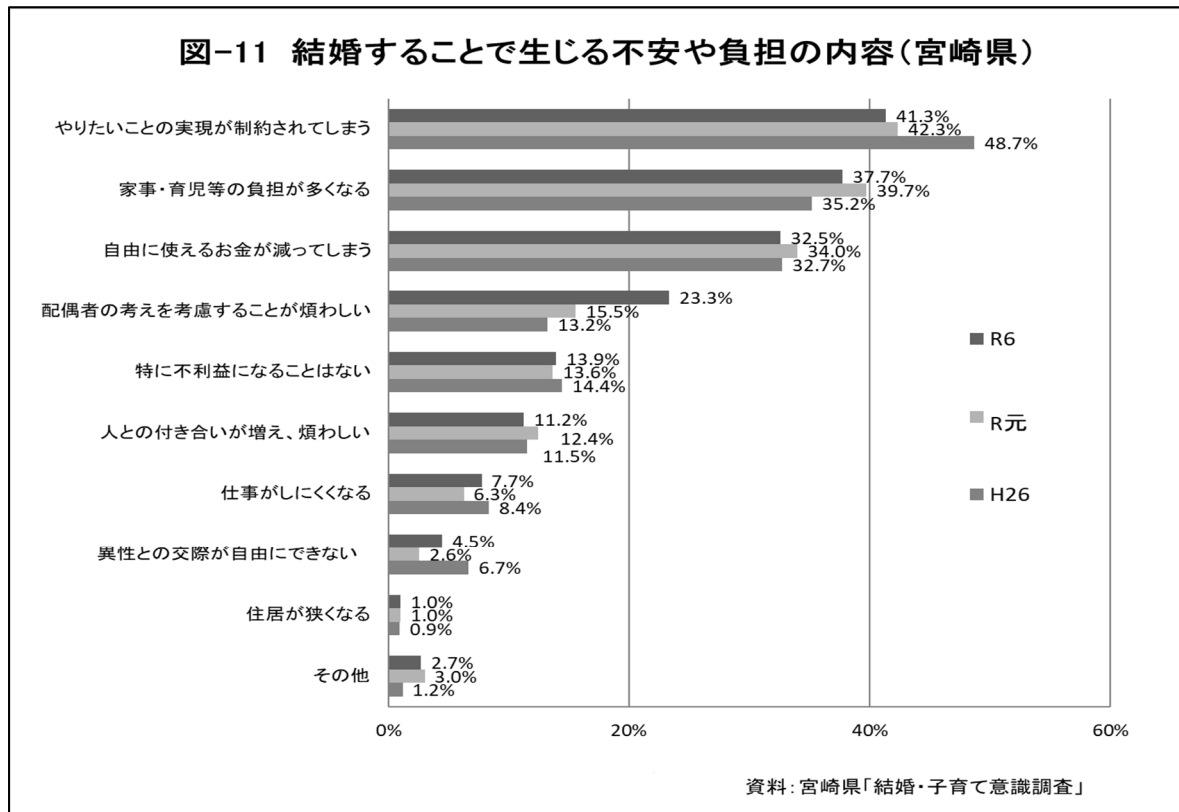
(7) 結婚に対する不安や負担

結婚に対する不安感や負担感の有無については、「とても感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計すると、58.7%と、過去の調査と比較して上昇傾向にあり、未婚者においては、77.2%と更に高くなっています。(図9)(図10)



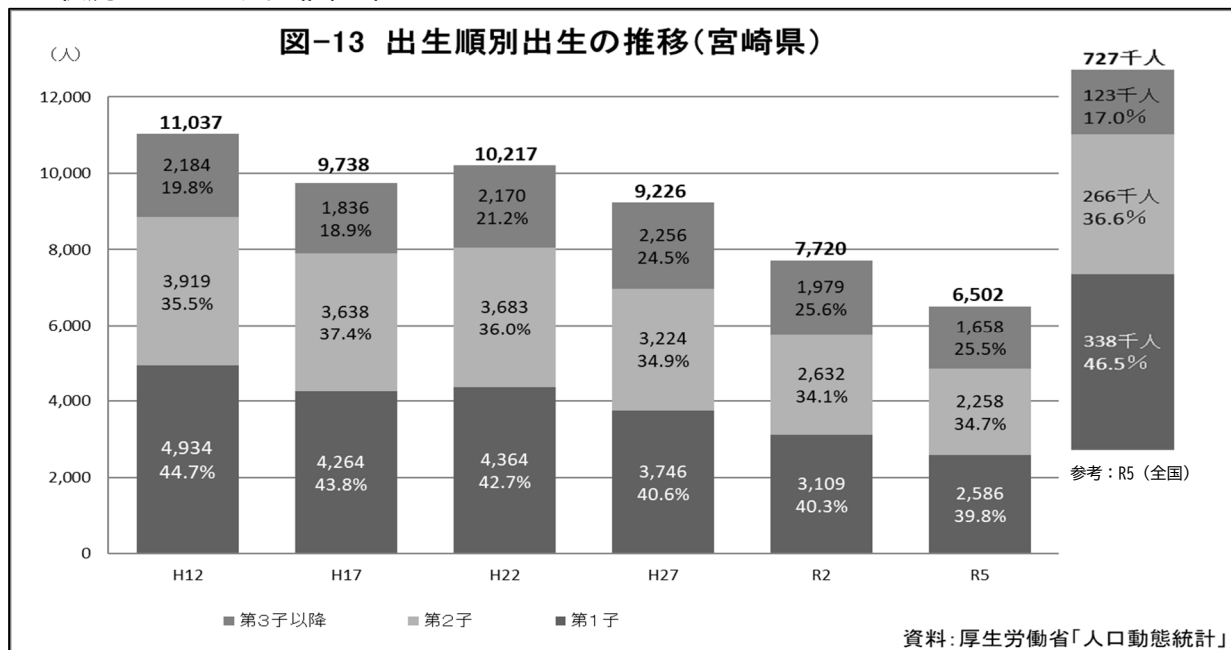
結婚に関するその不安や負担の内容については、「やりたいことの実現が制約されてしまう」が41.3%と最も多く、以下、「家事・育児等の負担が多くなる」(37.7%)、「自由に使えるお金が減ってしまう」(32.5%)となっています。(図11)

また、未婚者においては、「やりたいことの実現が制約されてしまう」が45.1%と最も多く、以下、「自由に使えるお金が減ってしまう」(34.2%)、「家事・育児等の負担が多くなる」(32.7%)となっています。(図12)



(8) 出生順別出生の状況

本県の出生順別の出生の数を見ると、第3子以降が生まれた割合は、平成12年の19.8%から令和5年には25.5%まで上昇しています。また、全国と比較しても、第3子以降の割合が高い状況にあります。(図13)

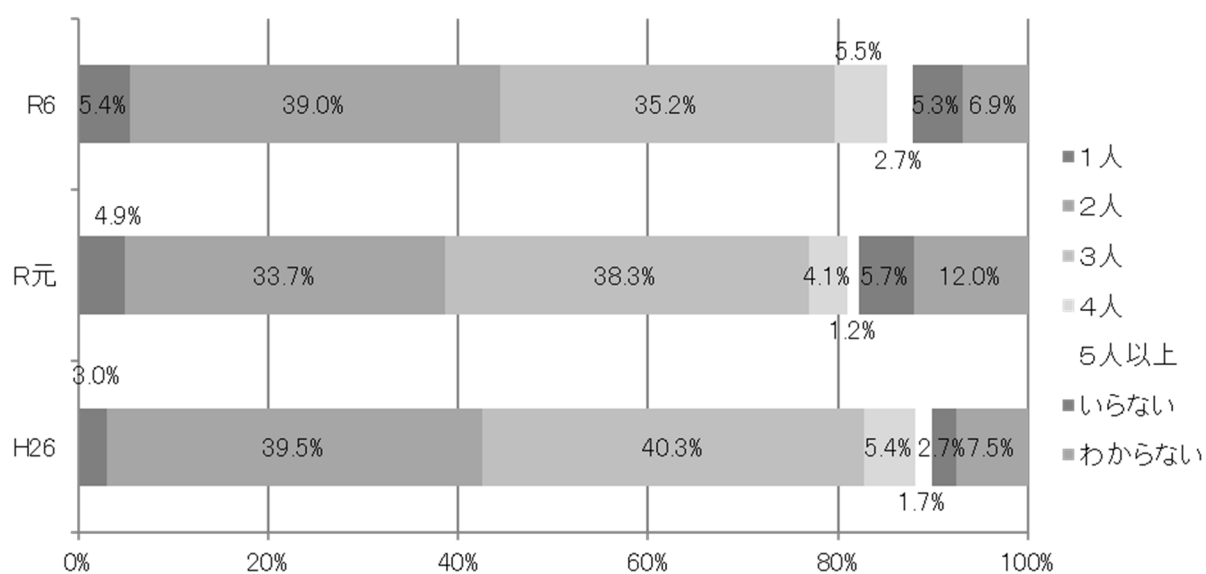


また、「理想としているこどもの数」と「予定しているこどもの数」を比較した場合、「3人」と答えた人の割合は、理想の35.2%に対し、予定では19.0%と大きく下回っています。

さらに、「1人」と答えた人の割合は、理想の5.4%に対し、予定では19.0%と大きく上回っています。(図14) (図15)

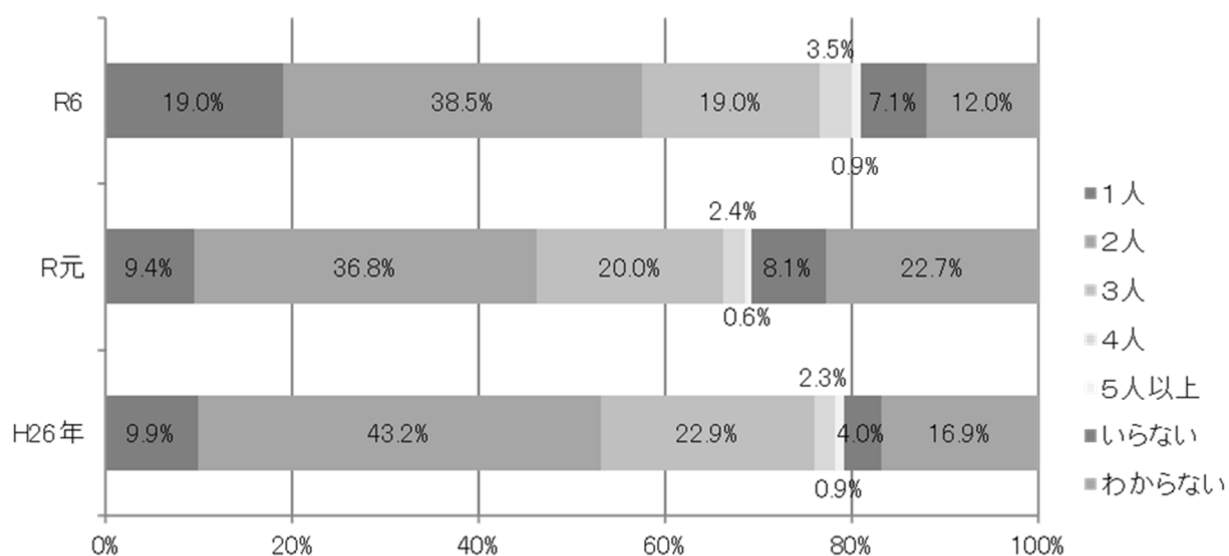
予定しているこどもの数が理想よりも少ない理由について、「こどもを育てること全般においてお金がかかるから」が51.9%と最も多く、次が「こどもの教育にお金がかかるから」(41.4%)と、経済的負担に関する理由が上位を占め、前回調査から上昇しています。一方、「高齢出産になるから」「(自分や配偶者が) 妊娠が難しいから」が減少しています。(図16)

図-14 理想としているこどもの数（宮崎県）



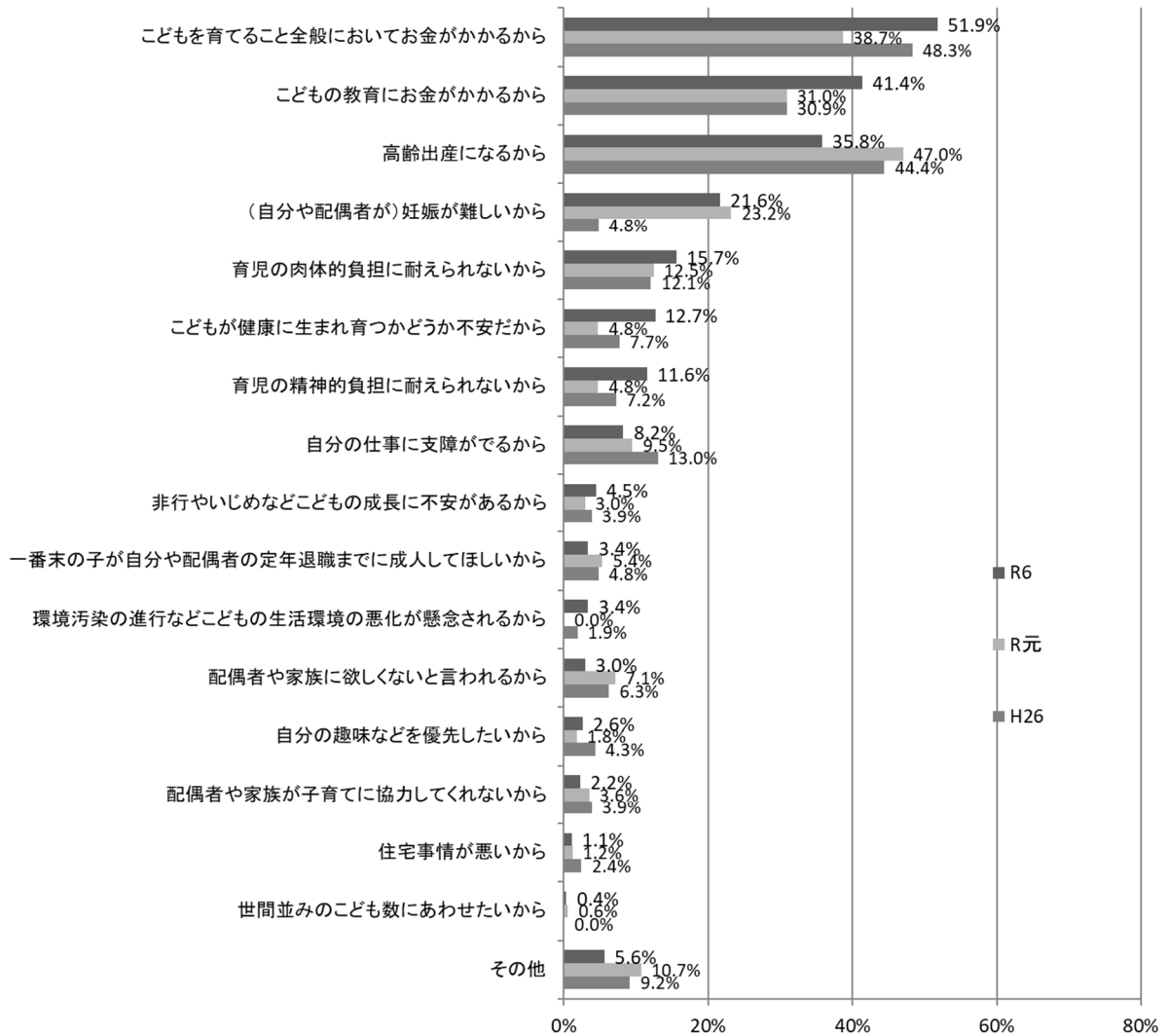
資料：宮崎県「結婚・子育て意識調査」

図-15 予定しているこどもの数（宮崎県）



資料：宮崎県「結婚・子育て意識調査」

図-16 予定している子ども数が理想よりも少ない主な理由(宮崎県)



資料: 宮崎県「結婚・子育て意識調査」

《将来に向けた課題について》

本県は、平成 23 年以降出生数の減少が続いており、このまま少子化が進行すれば、今後産業の担い手となる生産年齢人口の減少により地域経済の縮小につながるとともに、地域の見守りや防災・防犯の担い手不足など、生活のあらゆる面に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

少子化の要因としては、女性人口の減少や未婚化・晩婚化に見られる婚姻数の減少などが考えられますが、それぞれがさらに価値観の変化や経済的・身体的な不安や負担に起因しており、その解決は容易ではありません。

一方で、未婚者の約 8 割に結婚の意思があり、また、8 割以上の世帯が 2 人以上の子どもを望むなど、少子化の歯止めにつながる可能性は十分残されています。

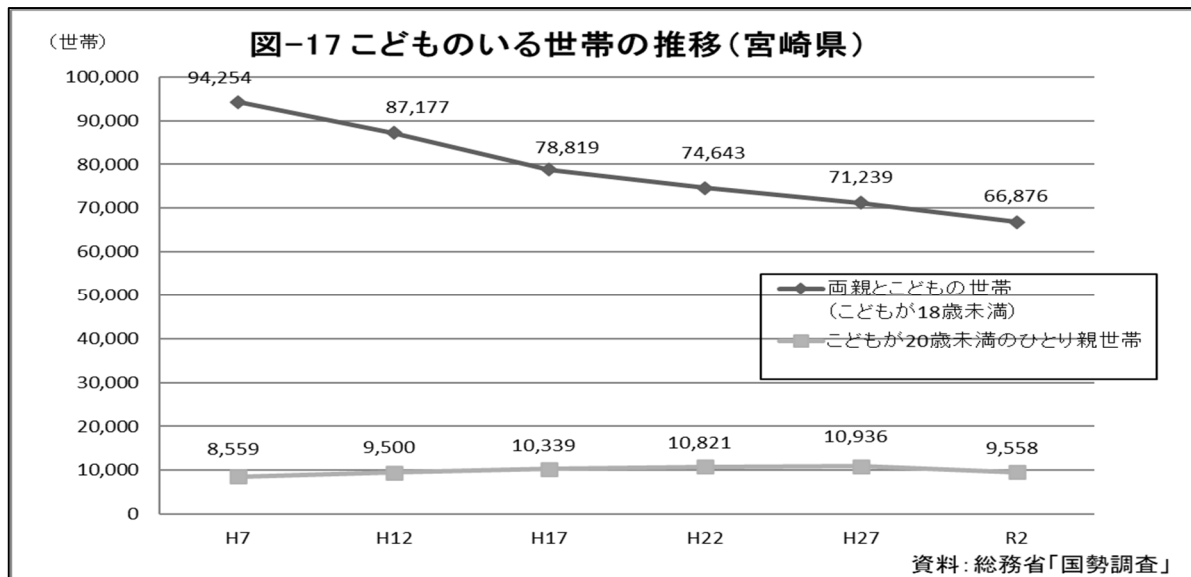
まずは、このような結婚や出産・子育てを望みながらも様々な理由で実現できていない方々に対し、その障害となる原因を減らし、除いていくことが重要です。併せて、より多くの方が結婚や子育てを前向きに受け止められるよう、社会全体の気運を高めていく必要もあります。

2 子育ての現状

(1) 子育ての実態

ア 子育て世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯は年々減少傾向にあります。また、こどもが20歳未満のひとり親世帯数は平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年は減少しています。(図17)



イ 子育てに関する悩みや不安

子育てをする上での不安感や負担感の有無については、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計すると、69.9%と、過去の調査と比較して上昇傾向にあります。(図18)

また、未婚者、既婚者、婚姻歴ありで見た場合、未婚者が80.5%と最も高くなっています。(図19)

さらに、その不安や負担の内容については、「子育てにお金がかかる」が66.3%と最も多く、以下、「こどもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」(40.6%)、「仕事と子育ての両立が難しい」(33.9%)となっています。(図20)

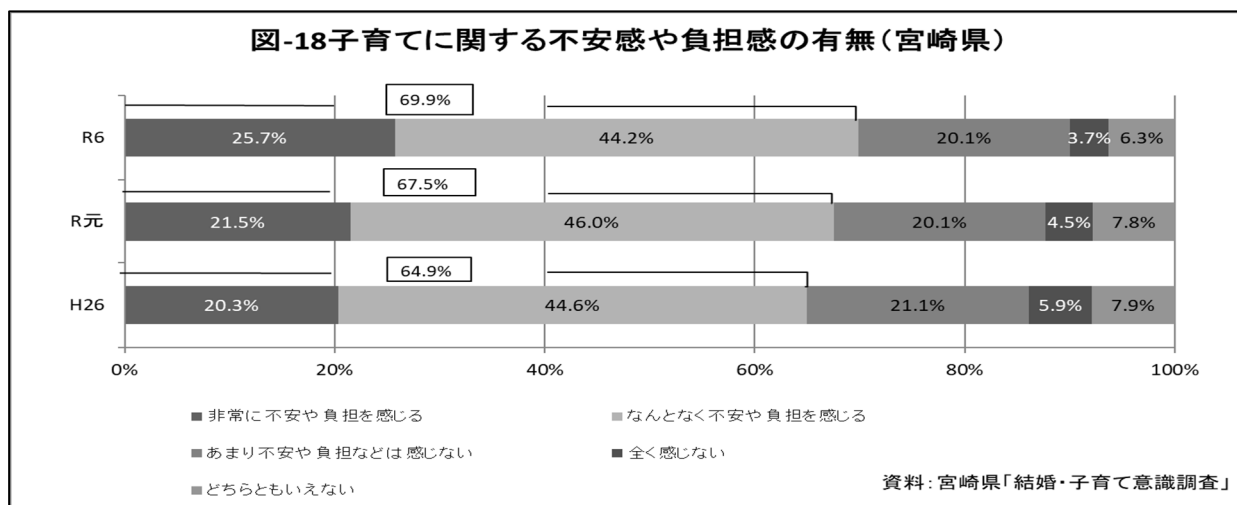


図-19 子育てに関する不安感や負担感の有無(宮崎県)
(未婚者・既婚者・婚姻歴あり)

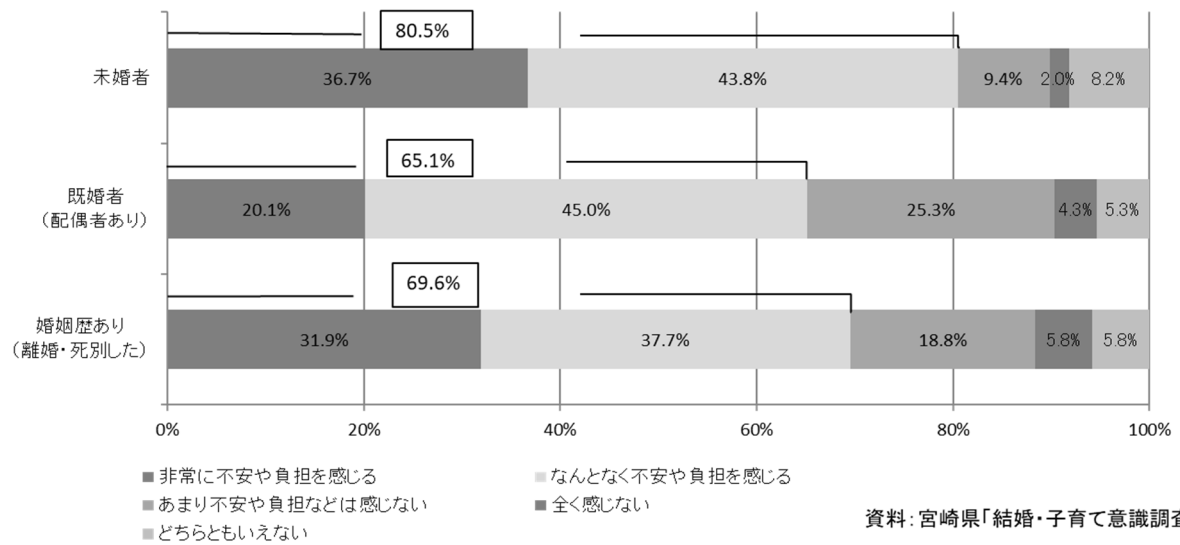
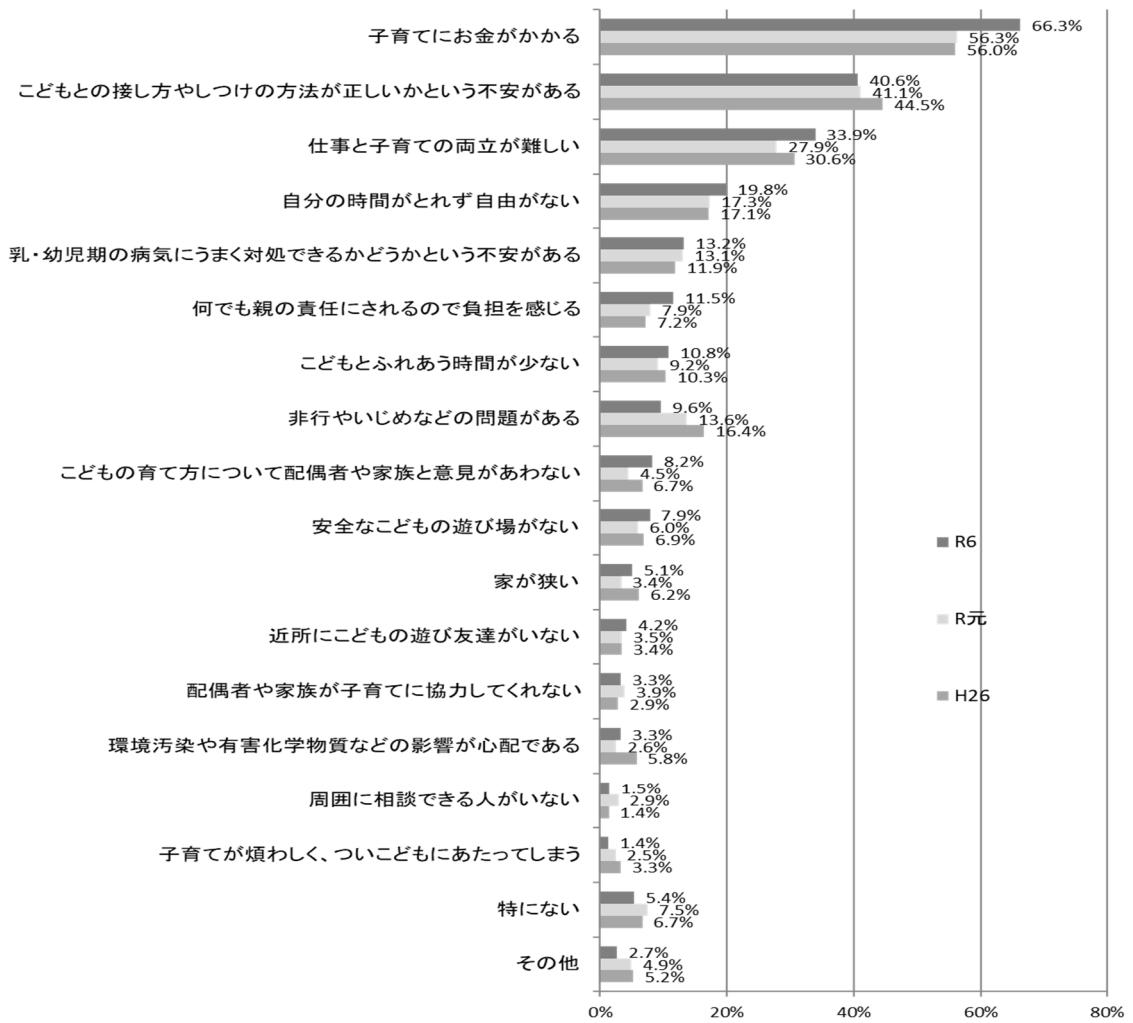
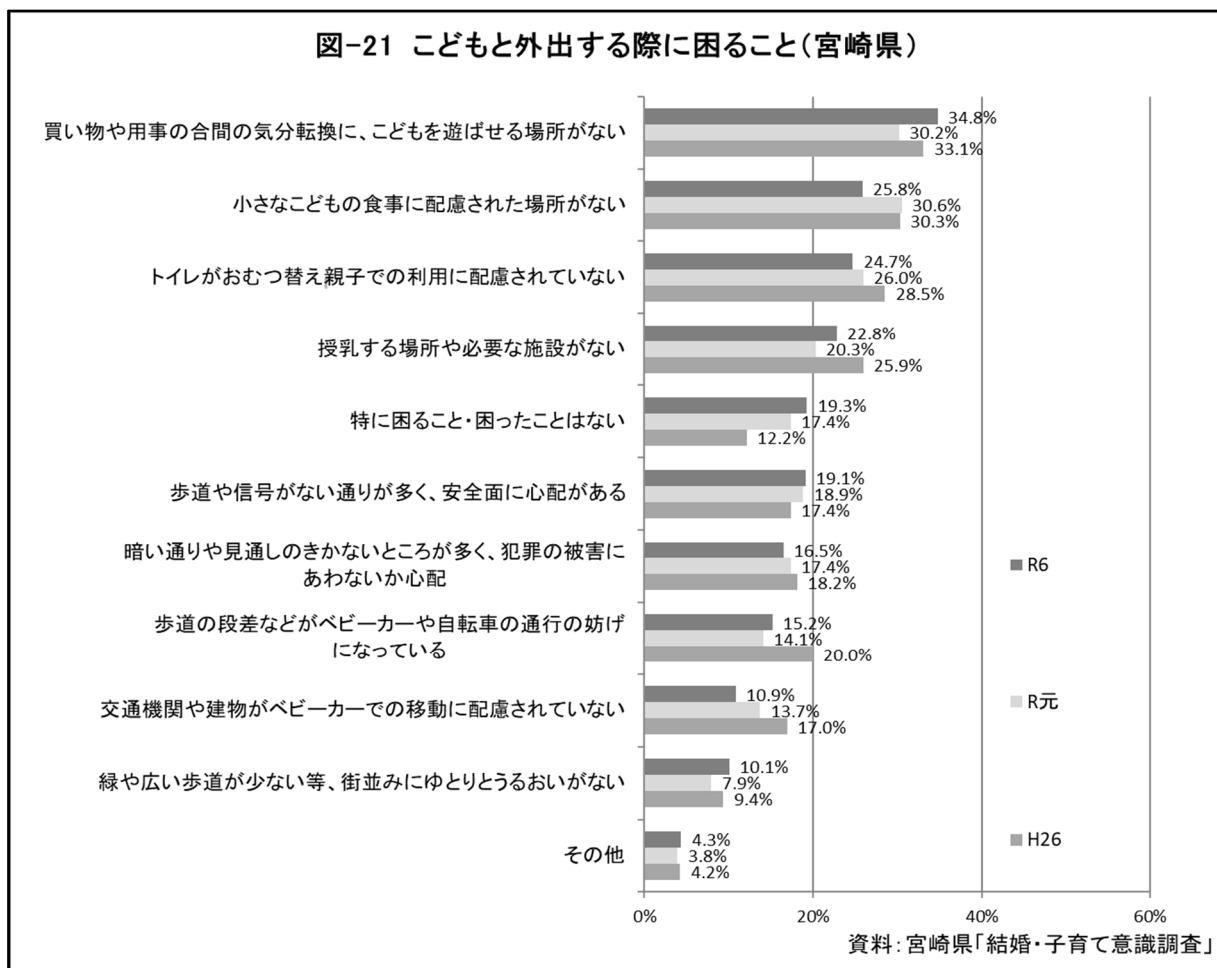


図-20 子育てに関する不安感や負担感の内容(宮崎県)



ウ こどもと外出する際に困ること

こどもと外出する際に困ることや困ったことについて、「買い物や用事の合間の気分転換に、こどもを遊ばせる場所がない」が34.8%と最も多く、以下、「小さなこどもの食事に配慮された場所がない」(25.8%)、「トイレがおむつ替え親子での利用に配慮されていない」(24.7%)となっています。(図21)

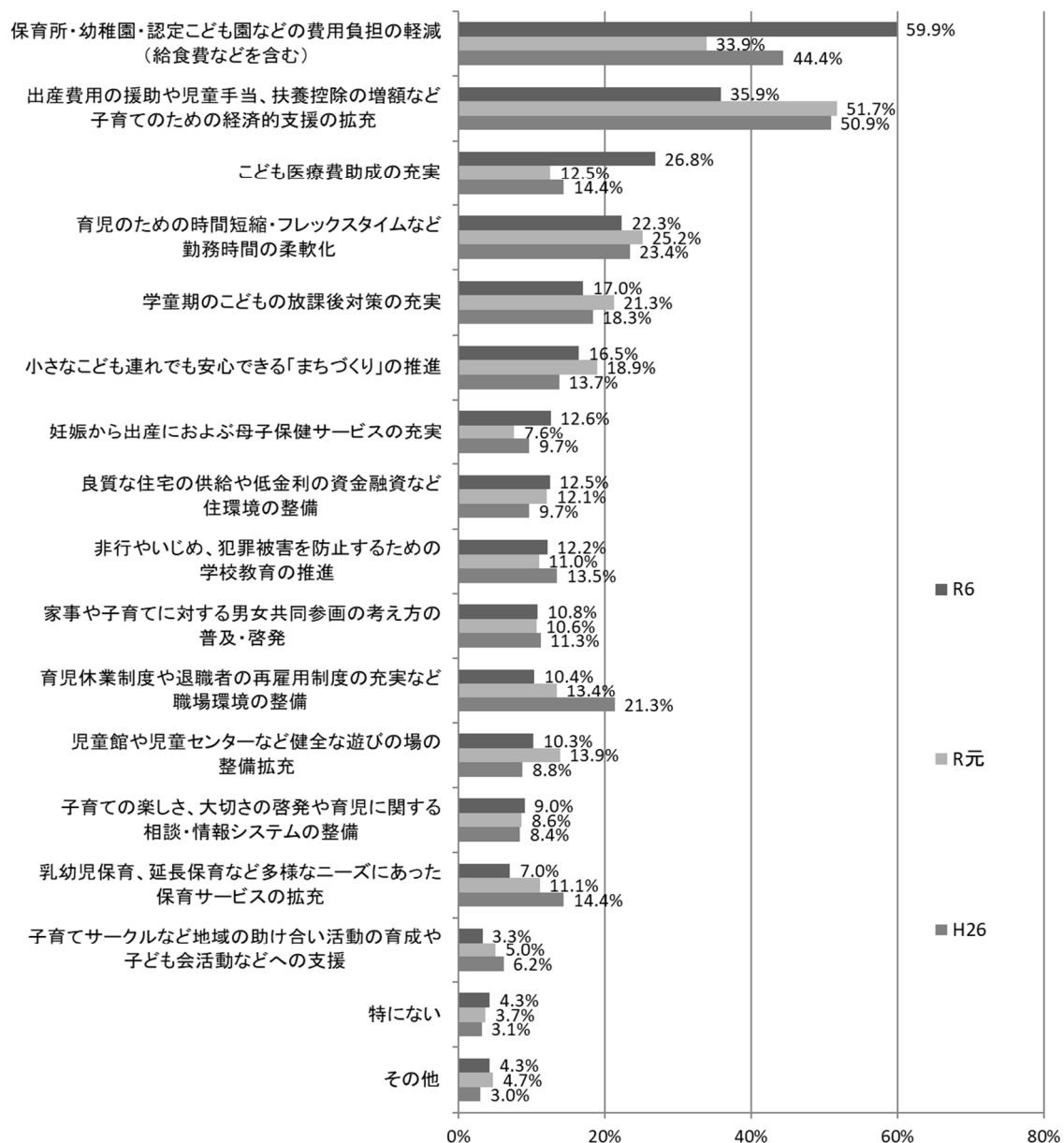


エ 子育て環境の整備について行政に望むこと

子育て環境の整備について行政に求める施策について、「保育所・幼稚園・認定こども園などの費用負担の軽減(給食費などを含む)」が59.9%と最も多く、以下、「出産費用の援助や児童手当、扶養控除の増額など子育てのための経済的支援の拡充」(35.9%)、「こども医療費助成の充実」(26.8%)となっています。

前回調査と比較すると、保育所・幼稚園・認定こども園などの費用負担軽減やこども医療費助成の充実などの経済的支援を求める割合が大きく増加しています。(図22)

図-22 子育て環境の整備について行政に求める施策(宮崎県)



資料: 宮崎県「結婚・子育て意識調査」

オ 教育・保育サービス等の状況

教育・保育施設全体の施設数は減少していますが、施設別にみると、保育所・幼稚園から認定こども園への移行が順調に進んでいます。(図 23)

こどもの数や施設数が減少する中、年齢別の入所率は、1 歳児及び 2 歳児が上昇傾向にあり、教育・保育施設の従事者数についてはゆるやかな減少傾向にあります。(図 24) (図 25)

図-23 保育所・幼稚園・認定こども園の施設数の推移(宮崎県)

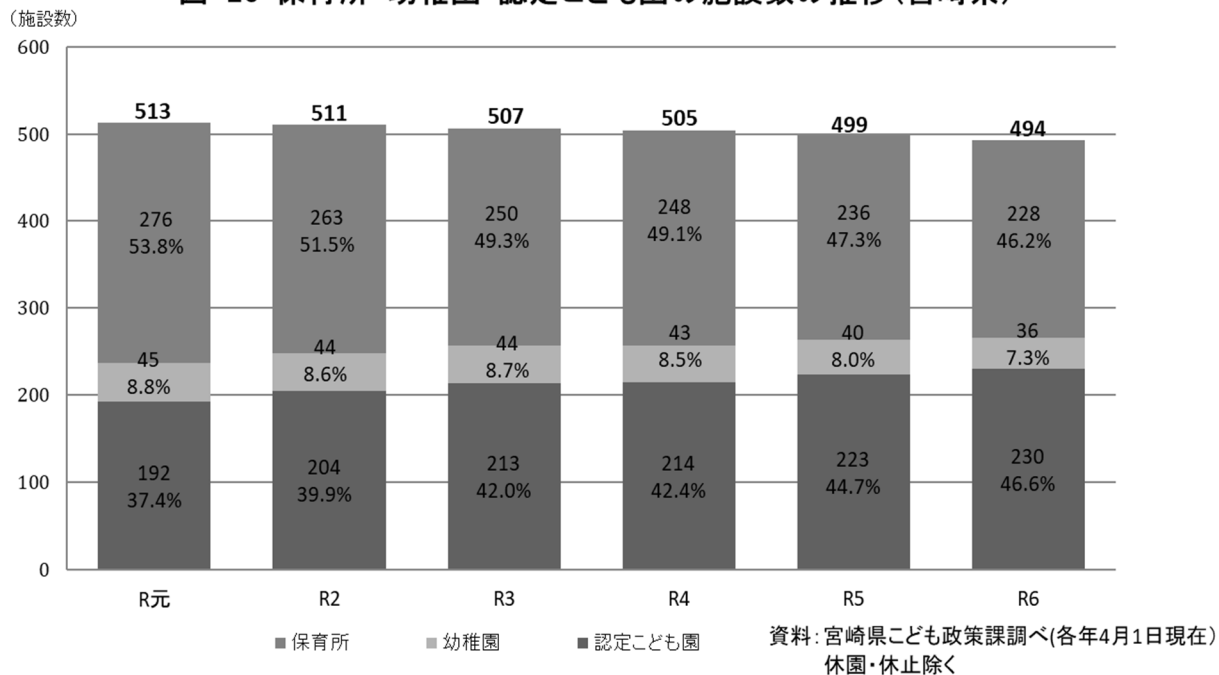
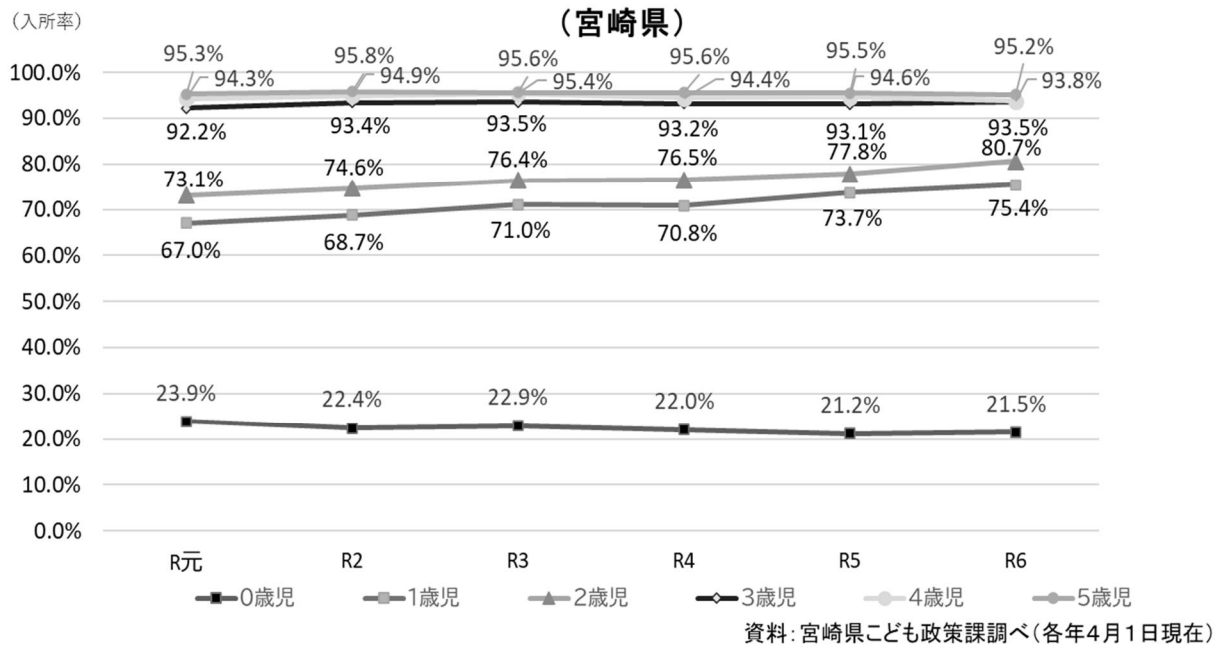
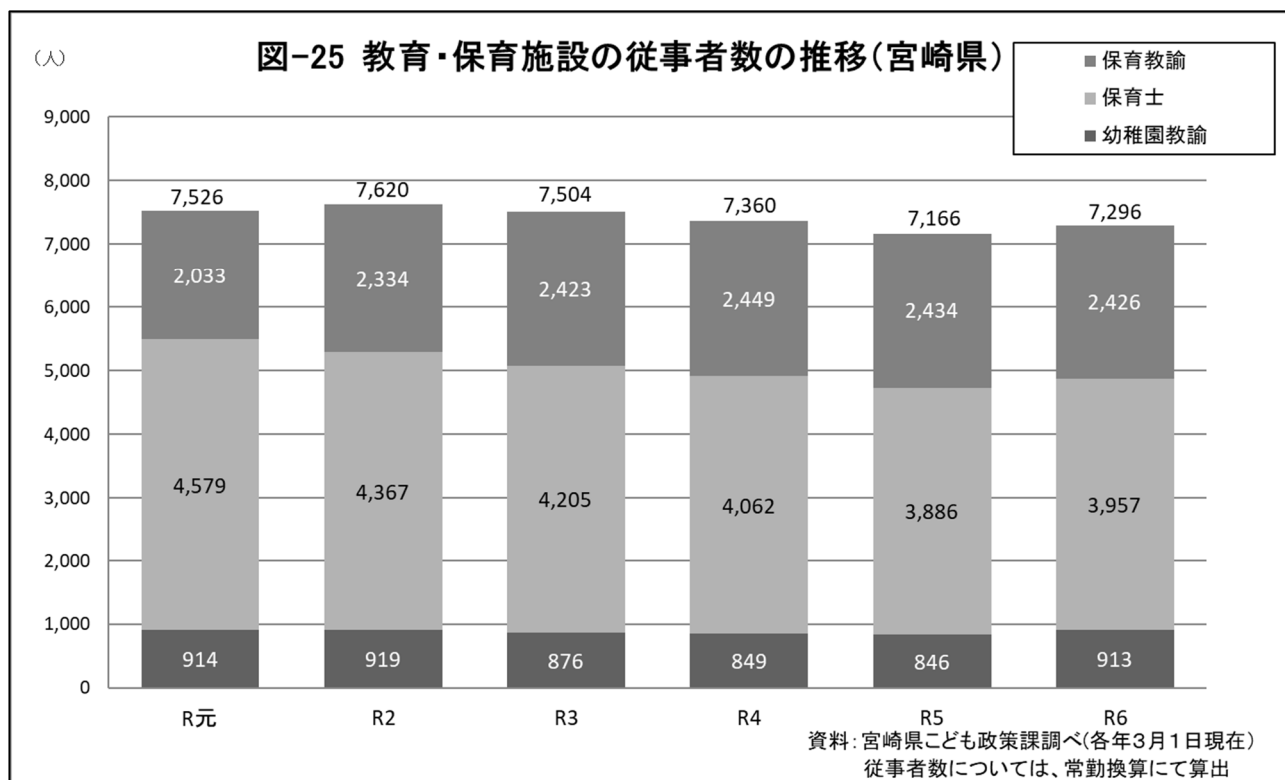


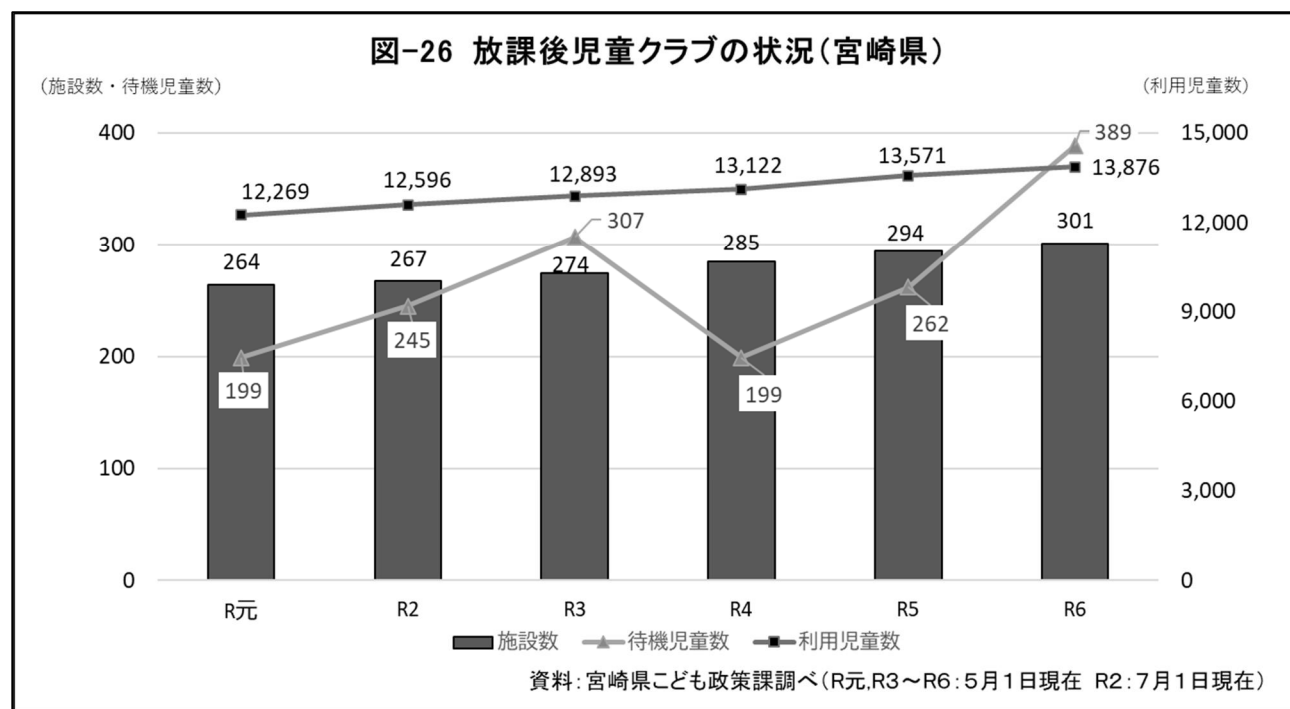
図-24 保育所・幼稚園・認定こども園等の年齢別入所率の推移(宮崎県)





放課後児童クラブの状況について、少子化に伴いこどもの数は減少している一方で、利用児童数は増加傾向にあります。

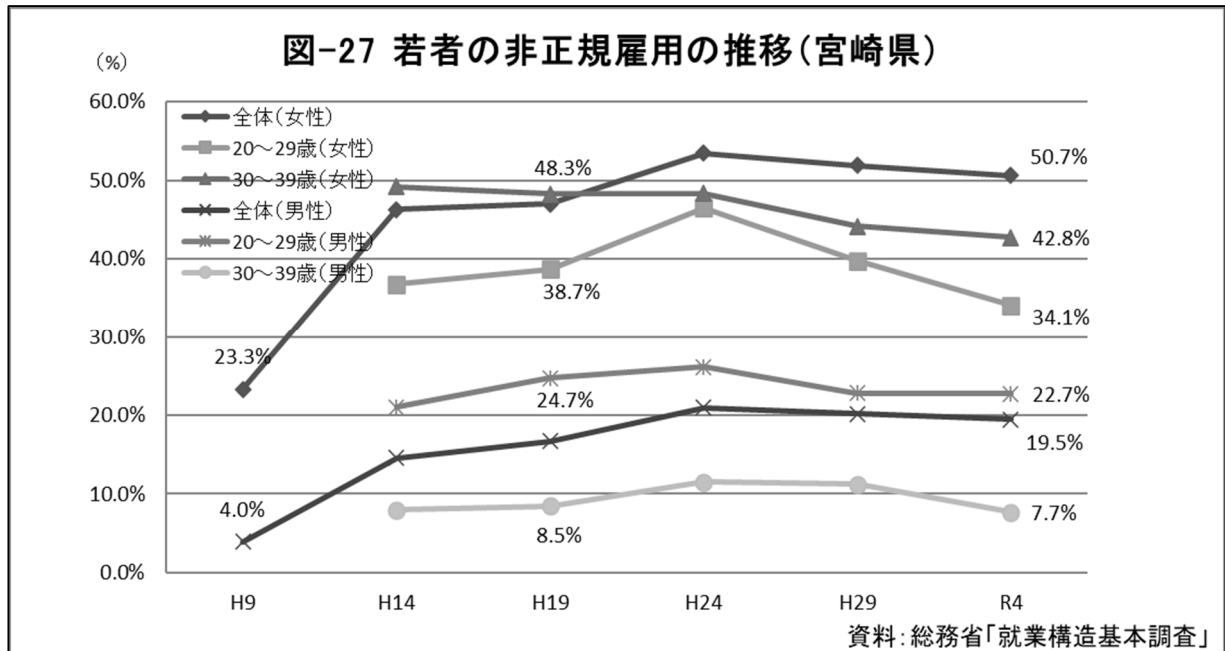
また、施設数も増加傾向にあるものの、放課後児童クラブへのニーズの高まりにより、待機児童数は令和6年度 389 人と、依然として高い数値となっています。(図 26)



(2) 仕事と子育てについて

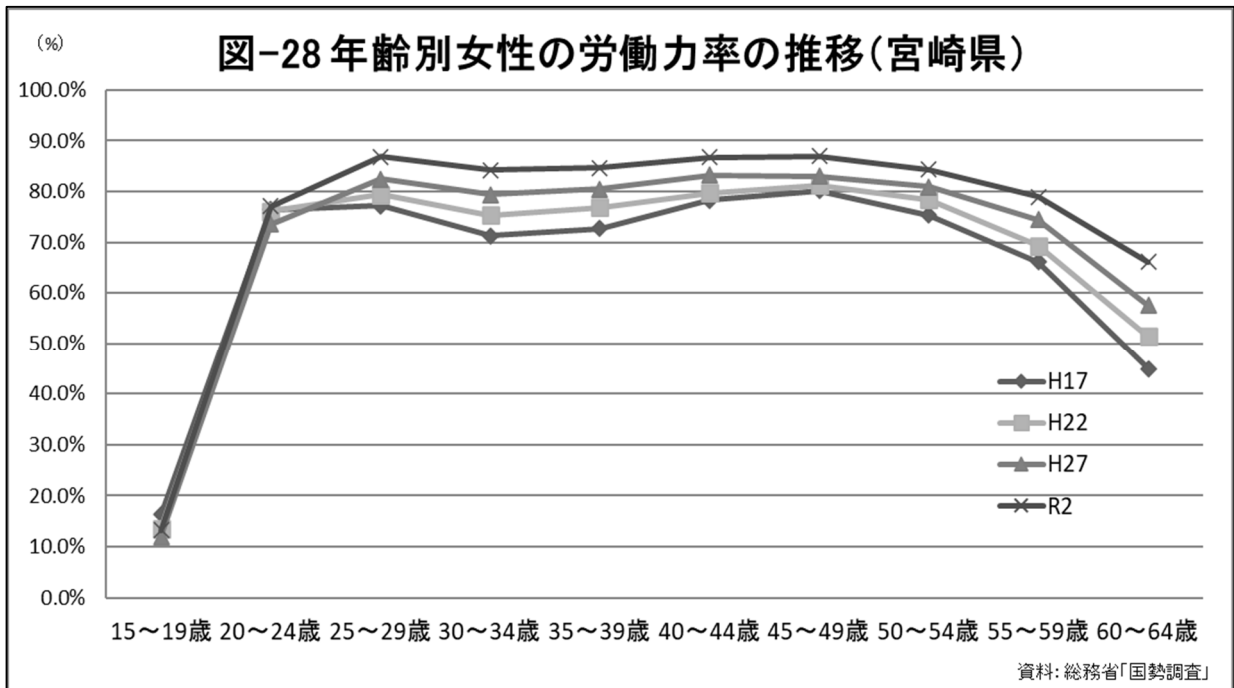
ア 若者の非正規雇用の状況

若者の非正規雇用の推移について、派遣労働者や有期契約労働者等を含めた非正規雇用の割合は、平成9年から平成24年にかけて上昇傾向にありましたが、それ以降、横ばいもしくは減少傾向にあります。(図27)



イ 女性の労働力率の状況

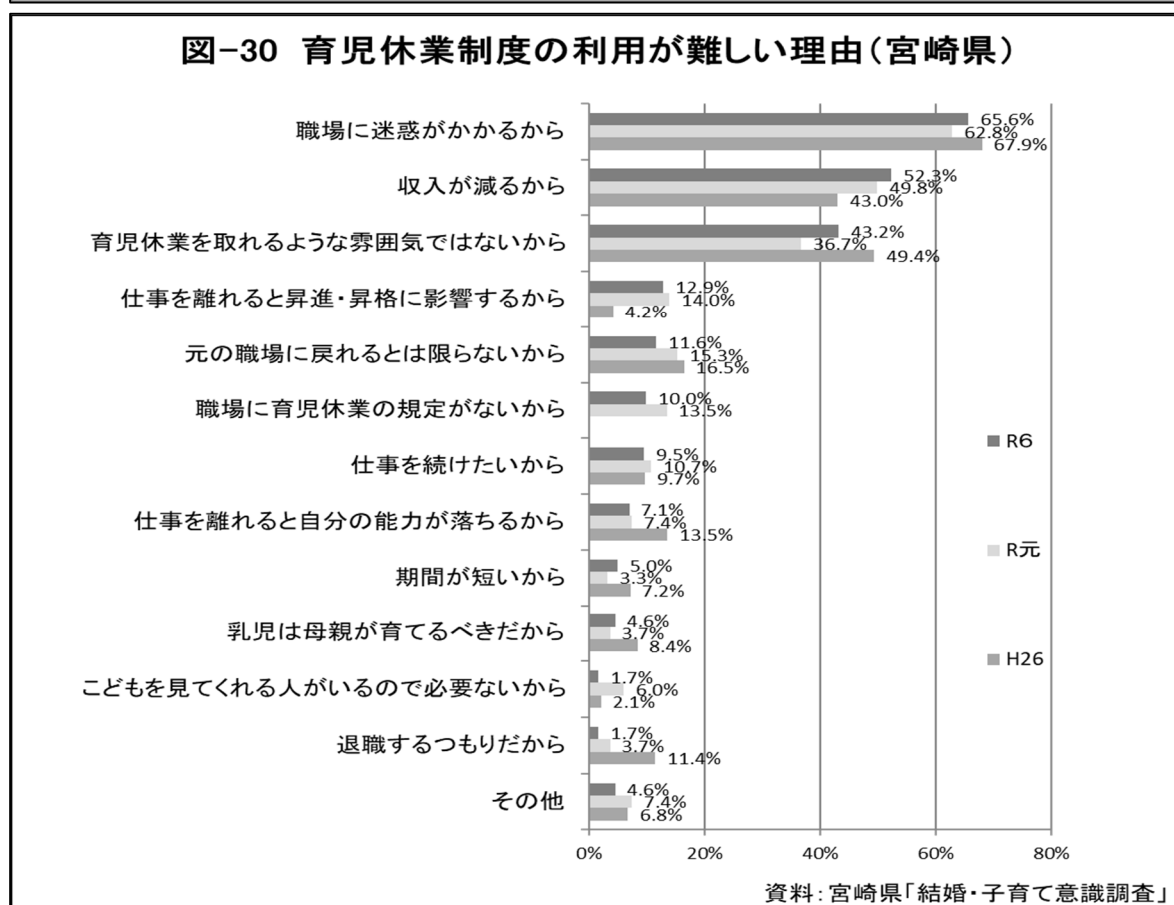
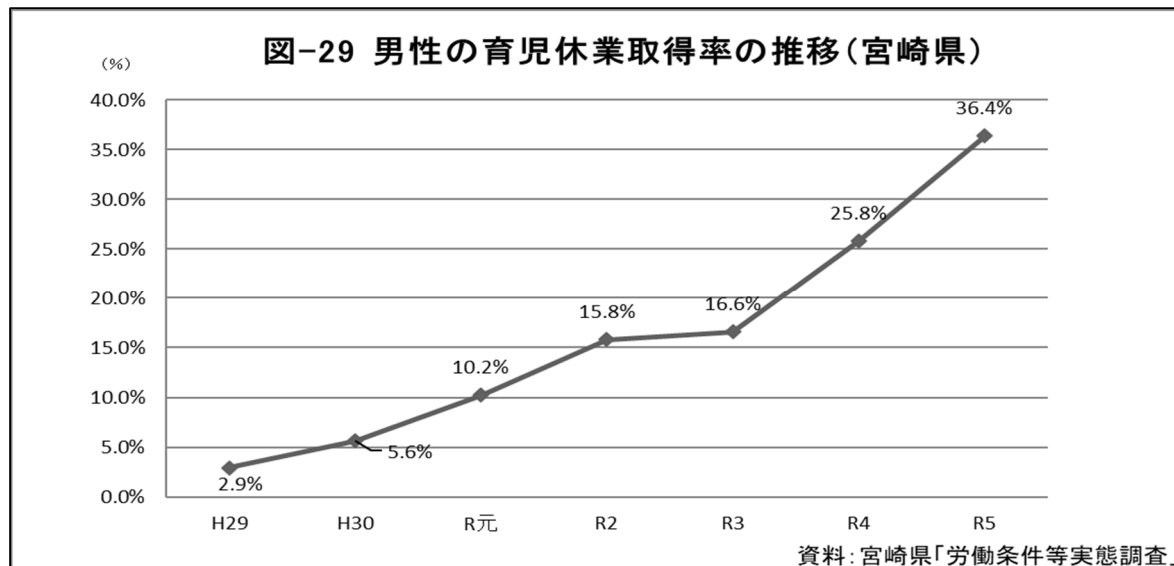
女性の労働力率について、かつては30歳代前半を底とするいわゆるM字曲線を描いていましたが、近年は30歳代の労働力率が上昇しています。(図28)



ウ 男性の育児休業取得率の状況

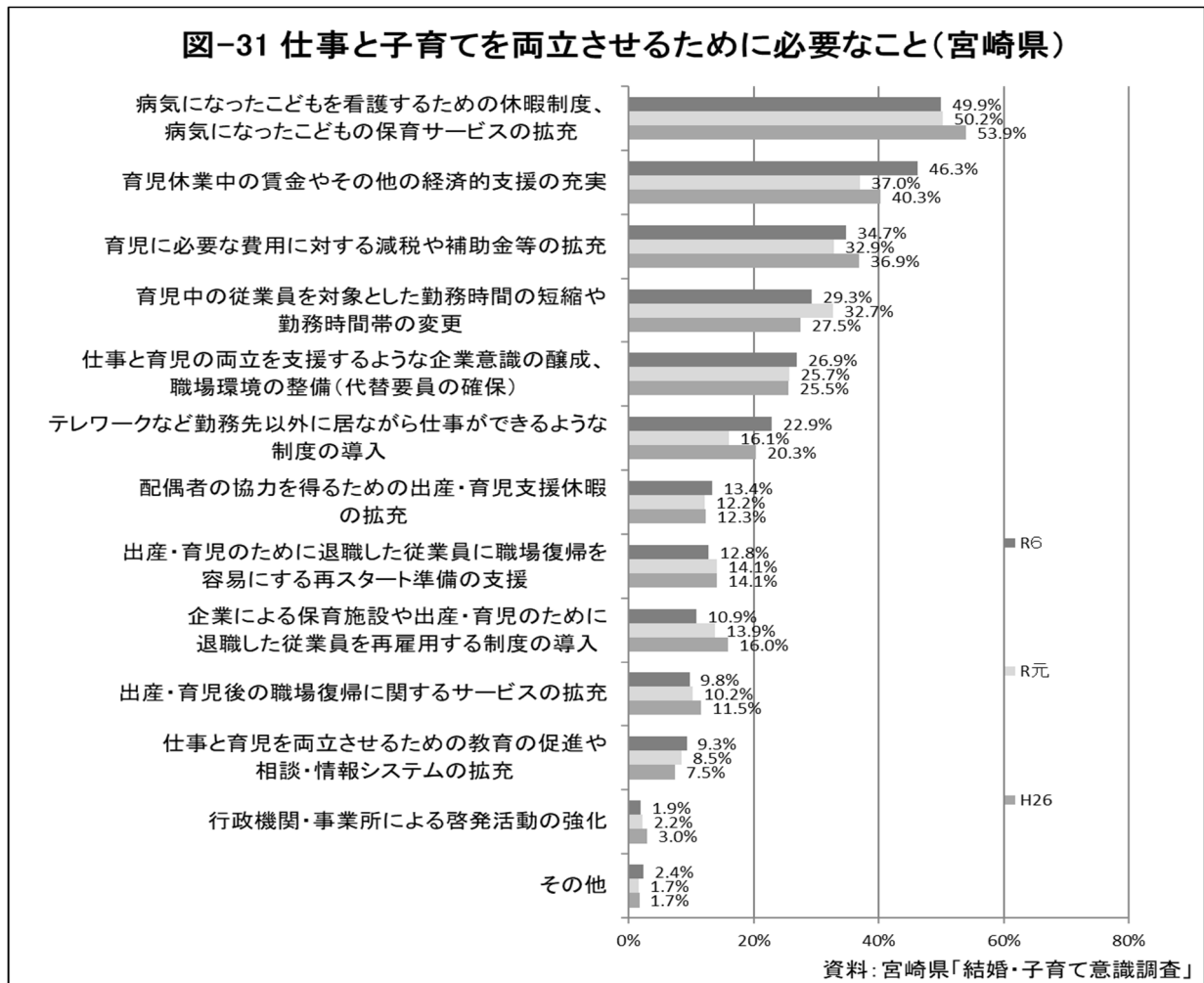
男性の育児休業取得率の推移について、近年顕著に増加しており、令和5年の育児休業取得率は36.4%と平成30年の5.6%と比べ6倍以上の取得率となっています。(図29)

一方で、育児休業制度の利用が難しい理由として、「職場に迷惑がかかるから」が65.6%と最も多く、以下、「収入が減るから」(52.3%)、「育児休業を取れるような雰囲気ではないから」(43.2%)となっています。(図30)



エ 仕事と子育ての両立のために望むこと

仕事と子育てを両立させるために必要なこととして、「病気になったこどもを看護するための休暇制度、病気になったこどもの保育サービスの拡充」が49.9%と最も多く、以下、「育児休業中の賃金やその他の経済的支援の充実」(46.3%)、「育児に必要な費用に対する減税や補助金等の拡充」(46.3%)、「育児に必要な費用に対する減税や補助金等の拡充」(34.7%)となっています。(図31)



《将来に向けた課題について》

子育てに関して経済的な要因をはじめとする不安や負担を感じる割合が徐々に増加するとともに、女性の就業率が高まる一方で、育児休業制度の利用が難しいとする声があがるなど、子育てと暮らしや仕事との両立には未だに多くの課題があり、少子化の一因にもつながっています。

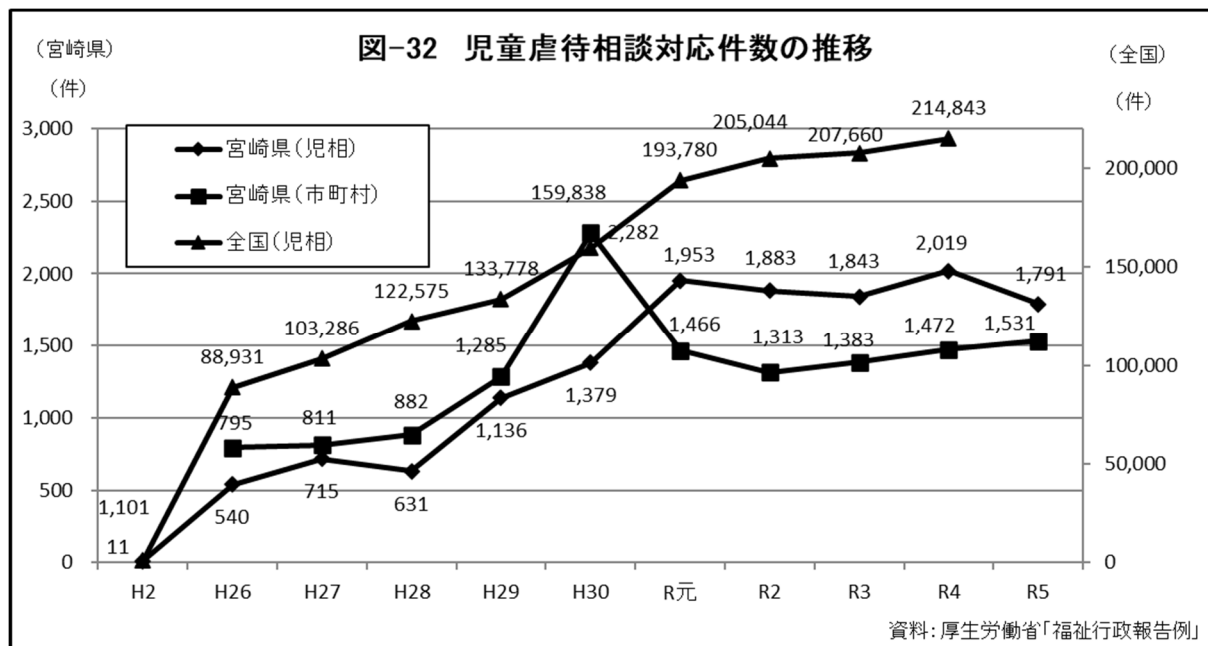
子育ての基本は家庭ですが、その負担のすべてを家庭に負わせるのではなく、地域全体で分かち合い、支え合っていくことが重要であり、子育て世帯であっても、希望するライフスタイルを実現できる社会を目指していく必要があります。

これまでも、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組んできたところですが、改めてこどもや子育て世帯の視点に立って各施策の充実を図っていく必要があります。

3 こどもを取り巻く現状

(1) 児童虐待に関する相談の状況

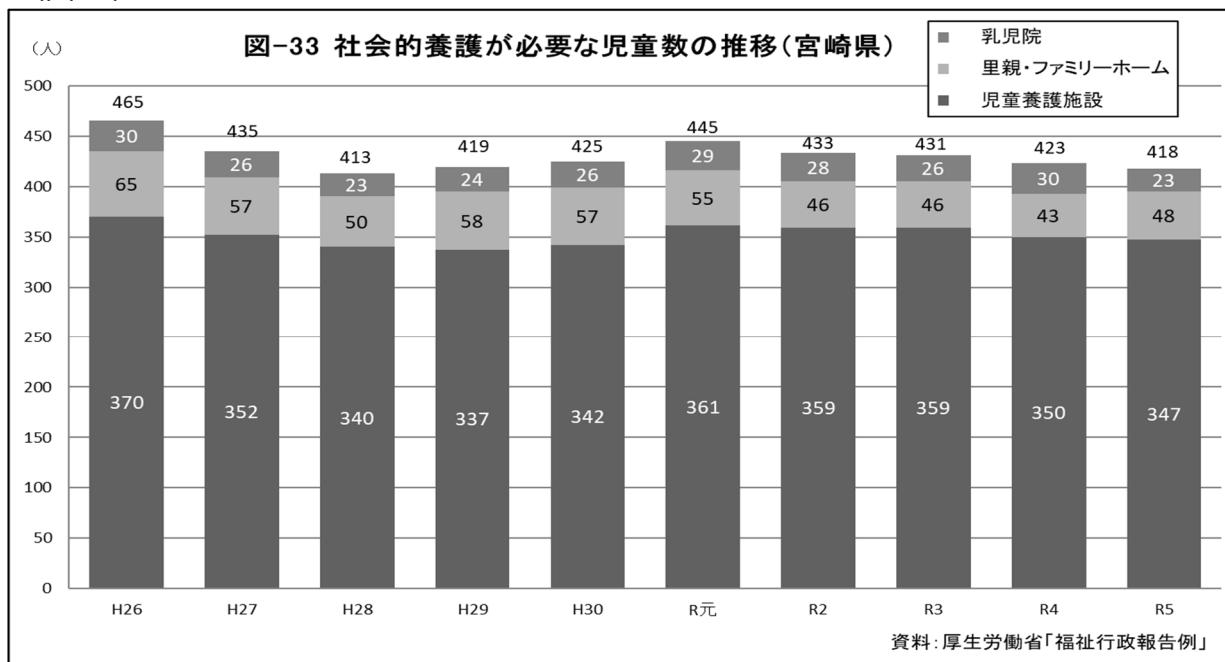
児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県においても高止まりの傾向にあります。(図 32)



※R5年度数値は速報値

(2) 社会的養護が必要な児童の状況

社会的養護が必要な児童数は、令和5年度 418 名であり、近年は横ばいで推移しています。(図 33)

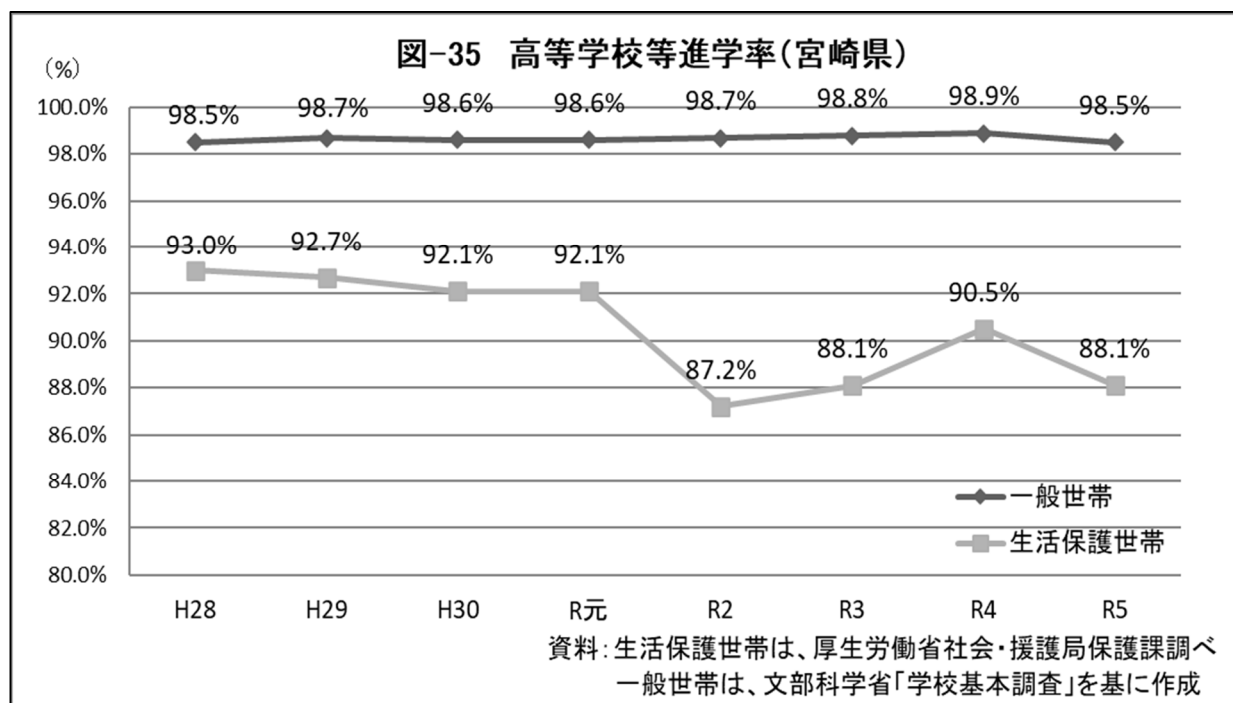
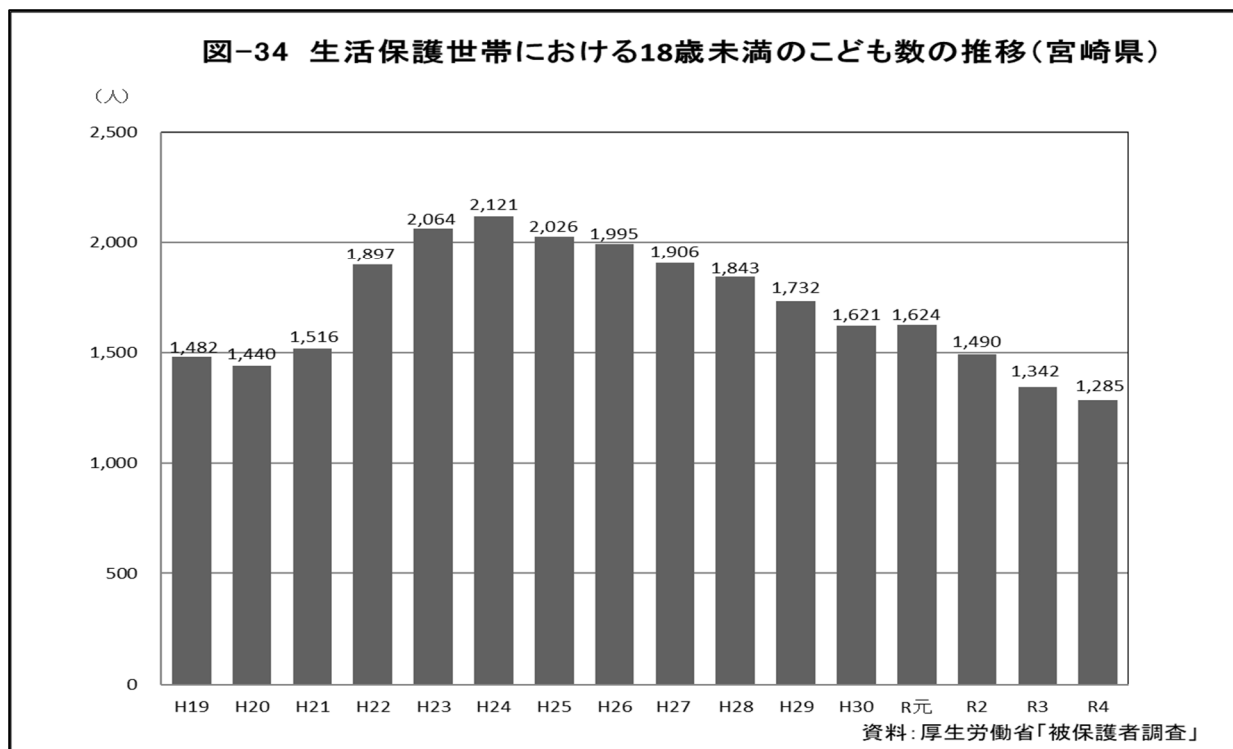


※R5年度数値は速報値

(3) こどもの貧困の状況

生活保護世帯における18歳未満の子ども数については、平成24年度をピークに、年々、減少傾向にあります。令和4年度は1,285人と依然として多い状況にあります。(図34)

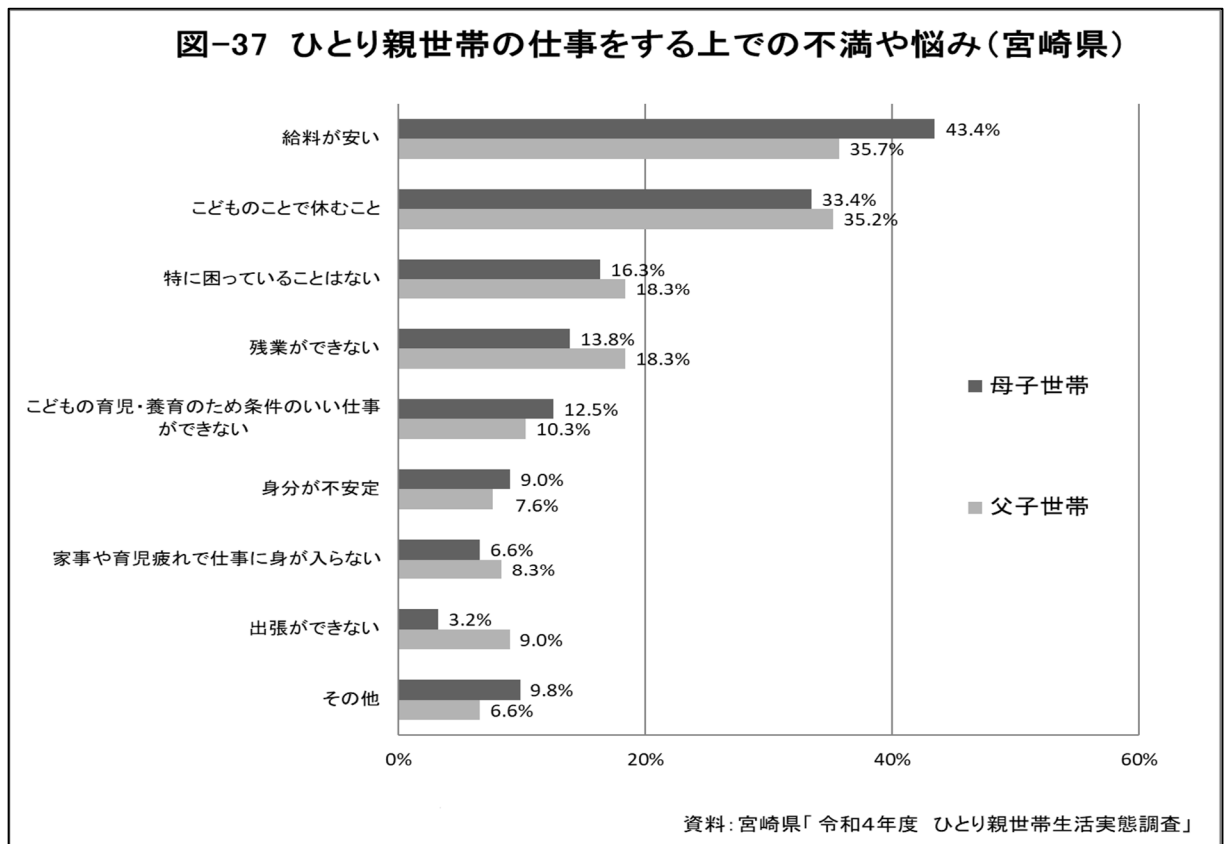
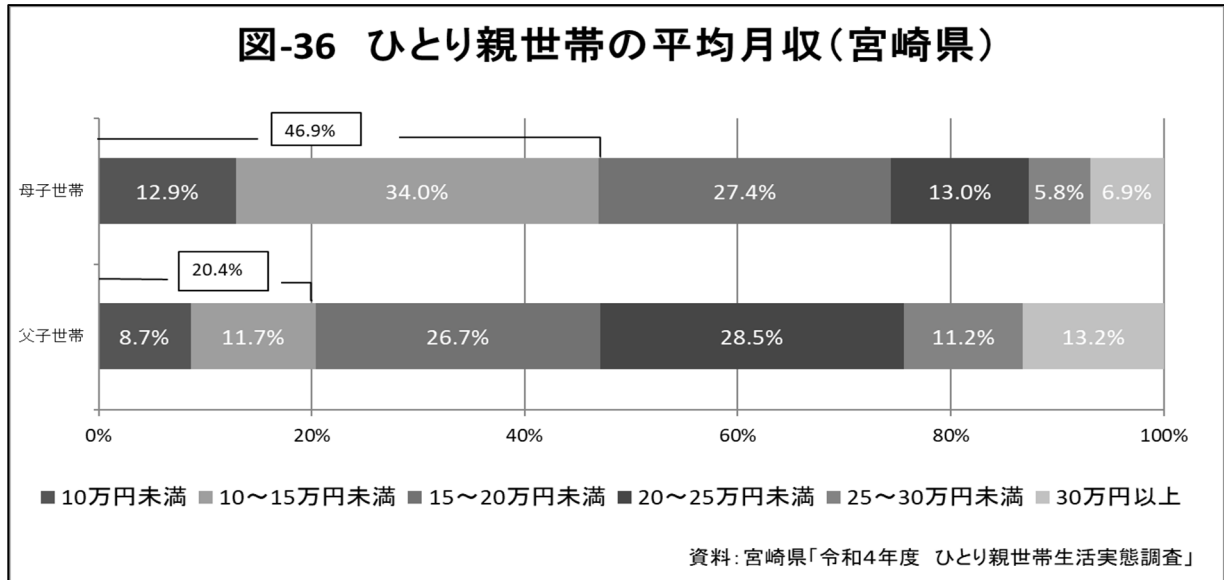
また、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率については、一般世帯との差が開いています。(図35)



(4) ひとり親世帯の状況

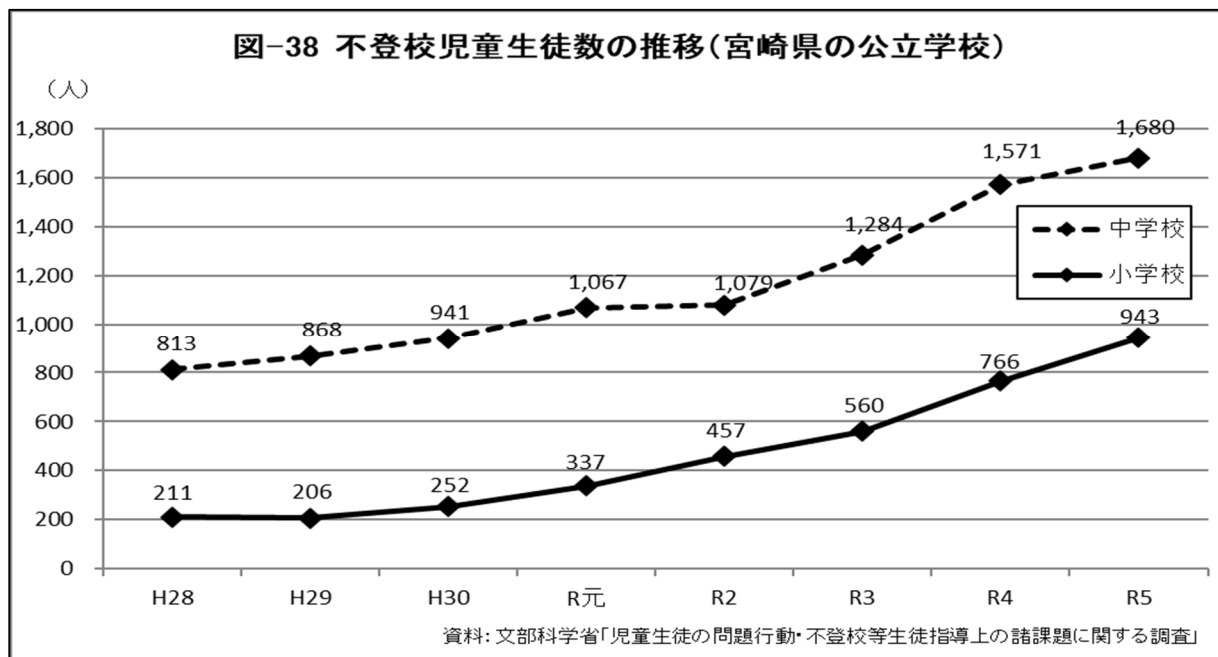
ひとり親世帯の平均月収について、母子世帯では「10～15 万円未満」が 34.0%、父子世帯では「20～25 万円未満」が 28.5%と最も多く、母子世帯においては、46.9%が平均月収 15 万円未満となっています。(図 36)

ひとり親世帯の仕事をする上での不満や悩みについては、母子世帯、父子世帯ともに「給料が安い」「こどものことで休むこと」の順に多くなっており、特に「給料が安い」について、父子世帯に比べ母子世帯が高くなっています。(図 37)



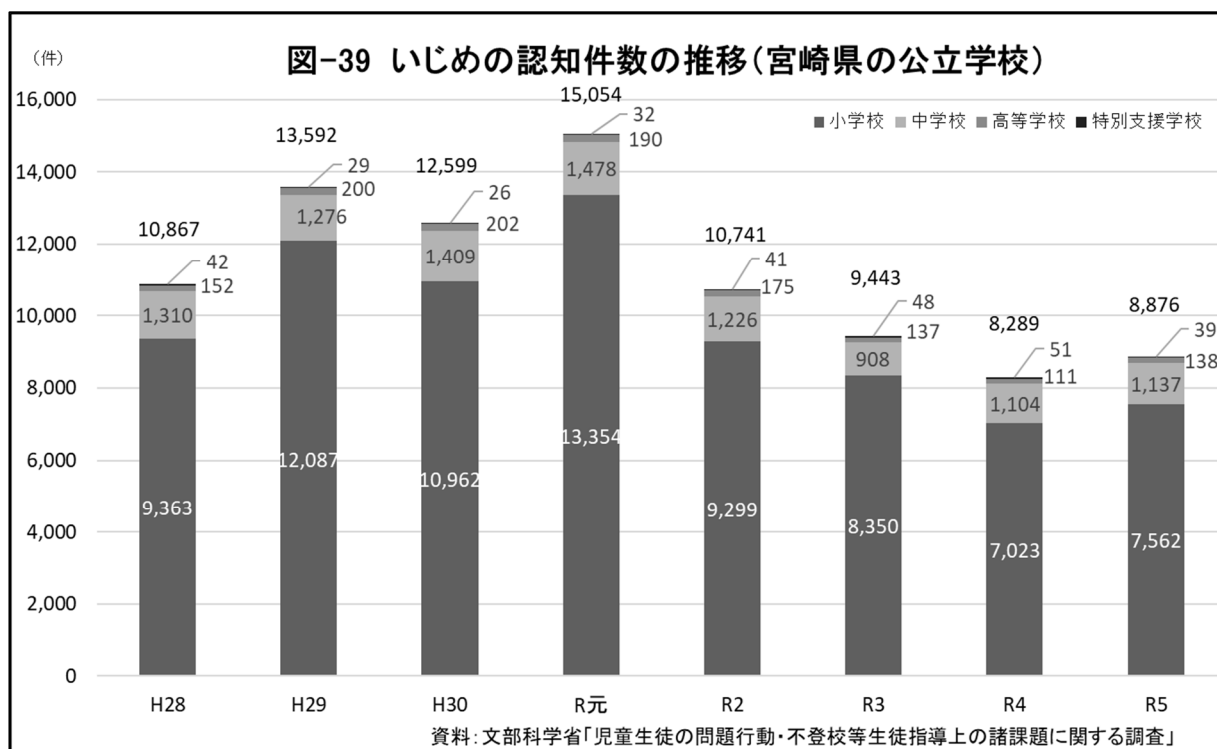
(5) 不登校の状況

令和5年度の不登校児童生徒数は、小学校 943 人、中学校 1,680 人となっており、年々増加傾向にあります。(図 38)



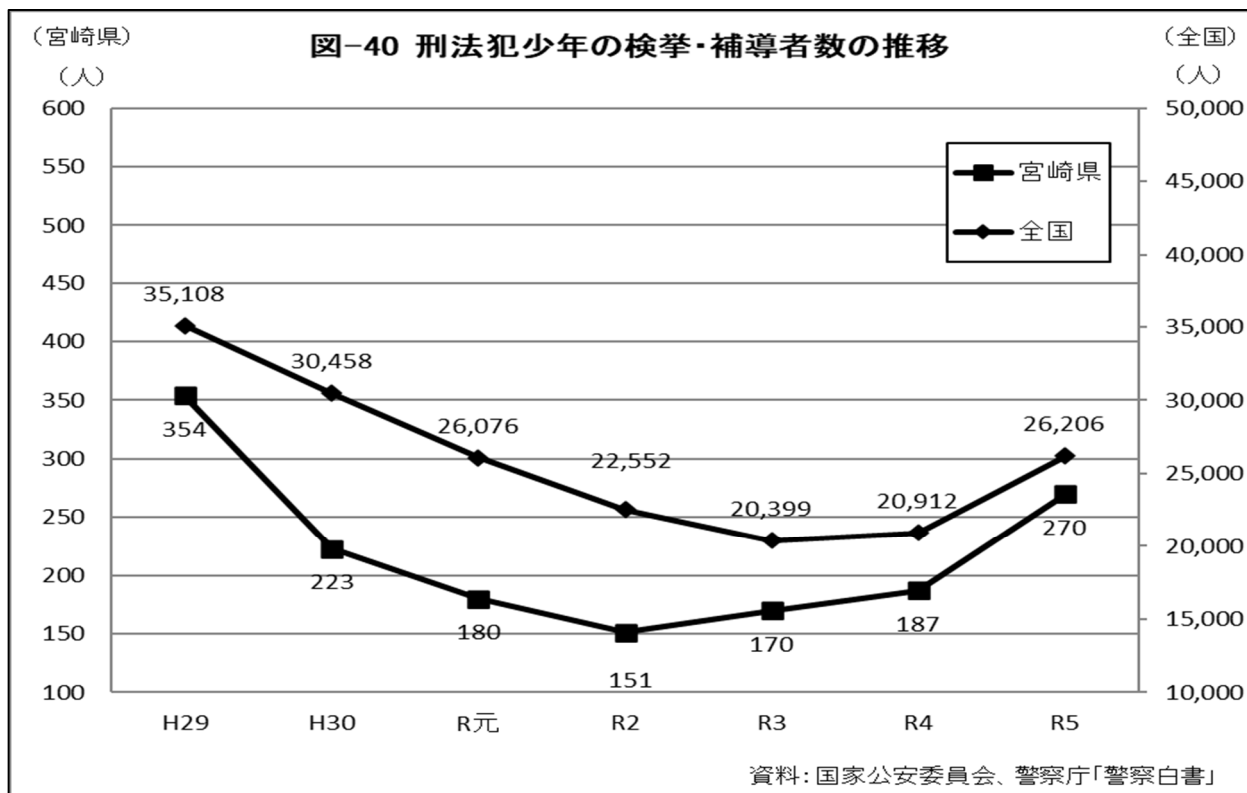
(6) いじめの状況

いじめの認知件数は、令和元年度の 15,054 件をピークに減少傾向にありましたが、令和5年度は増加しています。(図 39)



(7) 非行の状況

本県の令和5年の刑法犯少年の検挙・補導者数は270人となっており、令和2年以降、増加傾向にあります。(図40)



《将来に向けた課題について》

虐待を受けたこどもや社会的養護が必要なこども達は、心身に深い傷が残り、成長後も様々な生きづらさにつながる可能性が高くなります。そのため、関係機関との連携により適切に保護し、心身ともに健やかに暮らせる環境を構築する必要があります。

こどもの貧困は直面する経済的な問題にとどまらず、心身の健康や学習・進学機会などにも影響を及ぼすことで、将来の権利や利益の喪失、さらには次への貧困の連鎖にもつながりかねない深刻な問題です。こども達が将来への希望が持てるよう、こどもの生活や教育の支援はもとより、保護者も含めた生活の安定化を図ることが必要です。

さらには、不登校やいじめの問題、こどもの非行の問題に関しては、様々な要因が絡み合っており、非常に複雑化しています。問題解決のためには、こども達としっかりと向き合い、彼らの悩みを解消していくとともに、他人に対する思いやりなど互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが必要です。

いずれの場合も、困難な状況に置かれたこども達の声を早期に把握し、行政を中心に様々な団体や組織が連携した取組を推進していくことで、こども達に寄り添ったきめ細やかなサポートを実施していく必要があります。

第2章 「子ども・若者プロジェクト」の推進

1 プロジェクトの趣旨

本県においては、前章のとおり、こどもを生む世代の女性人口の減少に加え、ライフスタイルの変化や価値観の多様化による未婚化・晩婚化の進行、さらには、コロナ禍以降の婚姻数の大きな落ち込みなど、少子化が急速に進んでいます。

一方で、本県の合計特殊出生率は上位（R5：2位）にあり、婚姻や出生の構造を全国と比較すると、20歳代の結婚が多い、第3子・第4子の出生割合が高いといった特長が見られます。

このような本県の強みや特長を生かし、さらに伸ばすことで少子化に歯止めをかけるため、令和5年度から8年度までの短期集中的な取組として、日本一挑戦プロジェクト「子ども・若者プロジェクト」を展開しています。

2 プロジェクトの目指す姿

「日本一生み育てやすい県への挑戦！」

～県・市町村一丸となって、子ども・若者政策の好循環を創出し、人口減少を抑制～

3 プロジェクトの柱と取組の方向性

目標の実現に向け、以下の3つの柱で取組を整理しています。

(1) 出逢い・結婚の希望を叶える

- ・結婚に対するポジティブイメージの醸成
- ・結婚を希望する独身者に向けた施策の強化
- ・市町村、企業、団体における出逢い・結婚支援の取組の強化

(2) 子どもがほしい人の希望を叶える

- ・男性の家事・育児参加の促進など、第2子以降の希望を後押しする施策の強化
- ・子育ての負担軽減に向けた受け皿の充実と人材確保
- ・市町村の実情に応じた専門家による伴走支援

(3) 安心して子育てをすることができる教育環境をつくる

- ・教育的支援が必要なこども達を誰一人取り残すことのない学びの環境の充実
- ・海外での活躍など、こどもの将来の夢や希望を強く後押しする取組の強化

また、少子化には、婚姻や出産の減少だけでなく、今後親世代となる若者、特に女性人口の減少も大きく影響していることから、令和7年度からは、女性・若者の県内定着に向けた環境づくりについても、本プロジェクトの中で取組を強化していきます。

4 プロジェクトの重点指標

	指標設定時（R4）	目標値（R8）
合計特殊出生率	1.63	1.8台
婚姻数	3,805組	4,500組

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

こどもは地域の宝であり、未来を築いていくのはこども達です。そして、こども・若者への支援は未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

少子化の進行や、こども・若者を取り巻く状況が大きく変化する中、全てのこども・若者が、心身ともに健やかに成長できることはもとより、夢や希望を持ち、困難な状況に陥った場合でも周囲の大人や社会にサポートされ、乗り越えられることで幸せを感じられる社会づくりが必要です。

また、若い世代が、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍し、それぞれの希望に応じ、家庭を持ち、子育てに喜びを実感できるよう、地域全体でこどもや子育て家庭を支えていくことが重要です。

このため、本県では「宮崎でこどもを生んで良かった、子育てをして良かった、そしてそのこども達が宮崎に生まれて良かった」と思えるような宮崎の実現を目指して、次の基本理念を掲げることとします。

「すべてのこども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり」

2 基本的視点

視点1 こども・若者の視点に立った施策の展開

こども・若者の意見を幅広く聴取し、その声を反映した施策を展開することにより、質の高いより実効性のあるこども施策を実践することで、課題解決に取り組んでいきます。

視点2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠前から乳幼児期、学童期、青年期と、各ライフステージにおいて教育・保育、保健、医療、福祉など、切れ目なく支援することで、こども・若者が自分らしく社会生活を送れるよう社会全体で支えていきます。

視点3 困難な環境にあるこども・若者の支援

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他様々な事情により困難な状況にあるこども・若者が、安全で安心して過ごし幸せな状態で成長することができるように、その特性やニーズに応じたきめ細かい支援を行っていきます。

視点4 若者にとって魅力ある宮崎づくり

若い世代が宮崎で働くことや暮らしていくことに喜びを感じ、仕事におけるキャリアとライフイベントが充実することによって希望のライフプランを描けることができるよう、魅力ある地域づくりを推進していきます。

視点5 国や市町村、関係団体との連携、県民・企業との協調促進

少子化傾向に歯止めをかけ、反転させていくためには、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があり、国や市町村との連携を強化します。また、こども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、県民との少子化に関する意識の共有・協調を促進していきます。

第4章 各種施策の推進

この章では、「すべての子ども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり」の実現に向け、今後5年間に取り組むべき施策について、子ども・若者のライフステージを通じた施策、ライフステージ別の施策、子育て当事者等への施策の3つに分け、全体で9つの施策の柱、29の施策の方向性で整理している。

1 施策の内容

【施策体系図】

(ライフステージを通じた施策)	
施策の柱1	子ども達の権利擁護・意見の反映
	(1) 子ども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映
施策の柱2	未来を切り拓く子ども達への支援
	(1) 遊びや体験活動の推進
	(2) 子どもまんなかまちづくり
	(3) 子ども・若者が活躍できる機会づくり
	(4) 子ども・若者の健やかな育ちの実現
施策の柱3	困難な環境にある子ども達への支援
	(1) こどもの貧困対策
	(2) 障がい児・医療的ケア児への支援
	(3) 児童虐待防止対策の更なる強化
	(4) 社会的養護を必要とする子ども・若者への支援
	(5) 悩みや不安を抱える子ども・若者への支援
	(6) 子ども・若者の自殺対策
	(7) 犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組
(ライフステージ別の施策)	
施策の柱4	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり(こどもの誕生前から幼児期まで)
	(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
	(2) 質の高い幼児教育・保育の提供
施策の柱5	宮崎の未来を担う子ども達の育成(学童期・思春期)
	(1) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進
	(2) こどもの居場所づくり
	(3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	(4) いじめ防止対策や不登校の子どもへの支援
施策の柱6	若者の希望を叶える宮崎づくり(青年期)
	(1) 新規学卒者・若者への就職支援
	(2) 若者・女性にとって魅力ある地域づくり
	(3) 出逢い・結婚支援の充実・強化
(子育て当事者等への施策)	
施策の柱7	子育て支援の充実
	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	(2) 子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進
	(3) ひとり親家庭への支援
	(4) 子育て支援情報の発信、子ども政策DXの推進
施策の柱8	共働き・共育での支援
	(1) 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の支援
	(2) 多様な働き方と子育ての両立支援
施策の柱9	子どもと子育てにやさしい社会づくり
	(1) 県民全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成
	(2) 地域の実情に応じた少子化対策の推進

(ライフステージを通した施策)

施策の柱 1	こども達の権利擁護・意見の反映
--------	-----------------

【施策の方向性】

(1) こども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、多様な人格を持った個として尊重されるべき存在です。このため、その権利や利益が積極的に擁護されるよう、県民への人権教育に取り組みます。加えて、こども・若者の意見を聴き、こども達の視点に立った施策を展開していきます。

【施策の具体的内容】

①	こども・若者の権利に関する普及啓発
②	こども・若者の意見を施策に反映させるための取組の推進

① こども・若者の権利に関する普及啓発

- 県民一人ひとりにこども・若者の人権を尊重する心や態度が養われるよう、「児童の権利に関する条約*」や「こども基本法」の普及啓発を行うほか、人権に関する講座を開催するなど、家庭、地域社会などあらゆる場を通じた人権教育を行います。
- 学校教育において、「人権に関する作品」募集や人権啓発映画の上映等により、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成するとともに、こどもの権利を含む人権教育を行います。

② こども・若者の意見を施策に反映させるための取組の推進

- こども・若者の意見を幅広く聴取するため、アンケート調査等により、こども達やその保護者などの意見を幅広く聴取します。また、聴取した意見については、効果的な施策の推進に生かします。
- こども・若者の社会参画を促すため、意見聴取の意義を広く周知するほか、意見について、ホームページ等を活用し、分かりやすくフィードバックします。

* 児童の権利に関する条約:国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍(ふえん)し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効。日本は平成6年に批准。

【施策の方向性】

（１）遊びや体験活動の推進

遊びや体験活動は、こども達の健やかな成長の原点であり、多くのこどもや大人、様々な自然や場所など身の周りのモノやコトとの出会いや関わりを通じて、自分の世界を拓き、成長していくことにつながります。このため、自然体験や社会体験、文化芸術体験、読書活動など「遊びと体験」の機会の充実に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	自然体験・社会体験の充実
②	木育の推進
③	食育の推進
④	文化芸術体験機会の提供・充実
⑤	「読書県みやざき」づくりの推進

① 自然体験・社会体験の充実

- 児童生徒の発達段階に即して、青少年自然の家を活用及び地域や学校、青少年育成団体と連携・協力した自然体験活動・社会体験活動の充実に努めます。

② 木育の推進

- 木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進するため、民間団体等が行うこどもや子育て家庭を対象とした木育教室の開催などを支援します。

③ 食育の推進

- 食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるため、家庭・地域等との連携を図り、「みやざき弁当の日*」等の取組を推進します。
- 食育ティーチャー等による料理教室及び食の専門家であるシェフや農林産物生産者による味覚の大切さを学ぶ小学生向け「味覚の授業」*により、学校や地域等と連携した食育の取組を推進します。

④ 文化芸術体験機会の提供・充実

- こども達の豊かな感性や創造性を育て、ふるさとに対する誇りや愛着を育むため、質の高い公演に触れる機会の提供やふるさとへの関心を高める取組など、こども達の文化に触れる機会や創作・発表機会の充実に努めます。

⑤ 「読書県みやざき」づくりの推進

- こどもが本に親しみ、読書する機会を更に充実させるため、新聞や学校図書館、電子書籍等を活用した学習活動の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域の連携による読書活動を推進します。

* みやざき弁当の日：児童生徒の食への関心・意欲・食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるための取組。

【施策の方向性】

(2) こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て世帯の方が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、その視点に立った「こどもまんなか」の生活空間を形成することが重要です。このため、こどもや保護者が安心して利用できる公園の整備や、公共施設のバリアフリー化、授乳室・おむつ替えスペースの普及など、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

【施策の具体的内容】

①	子育てにやさしいまちづくり
②	こどもや子育て当事者の視点に立った公園づくり
③	公共施設等のバリアフリー化
④	子育てに適した住宅・居住環境の整備

① 子育てにやさしいまちづくり

- 公共施設等の受付において妊婦やこども連れの方を優先する「こどもファスト・トラック」や、民間企業等との連携により、授乳室・おむつ替えスペースを提供する「赤ちゃんの駅」の設置を推進します。

② こどもや子育て当事者の視点に立った公園づくり

- 子育て家庭が安心して利用できるよう、県総合運動公園などの都市公園や、農業科学公園などの公の施設における施設や遊具等の整備、改修を行います。

③ 公共施設等のバリアフリー化

- 県有施設のバリアフリー化推進や、公共的施設を有する民間事業者等への啓発に取り組みます。
- 「おもいやり駐車場制度*」について、一層の普及啓発とともに、協力施設・協力区画の増加を目指して、施設管理者等に継続的に働きかけを行います。

④ 子育てに適した住宅・居住環境の整備

- 公営住宅においては、子育て世帯向けの住戸（期限付き入居）の確保や子育て世帯に配慮した優先入居制度等を活用して、子育て世帯の入居機会の拡大を図るほか、子育てを担う世代が、安全でゆとりある住宅を確保できるよう、ホームページ等を活用して、住まいに関する情報を提供します。

* おもいやり駐車場制度：商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦などで歩行が困難と認められる人に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度。

【施策の方向性】

（３）こども・若者が活躍できる機会づくり

グローバル化の進行など社会が変化していく中で、それに対応した教育の推進など、未来の社会をけん引するこども達の育成が重要です。このため、異文化や多様な価値観等の理解、社会とのつながりを意識した学びやチャレンジ精神を育成する教育など様々な取組を推進し、将来宮崎で活躍できる人材を育成します。

【施策の具体的内容】

①	グローバル人材の育成
②	E S D教育*、S T E A M教育*、科学技術教育の推進
③	外国人のこども・若者等への教育の支援
④	アンコンシャス・バイアスの解消及び多様な性への理解促進に向けた取組

① グローバル人材の育成

- 本県と諸外国の青少年との相互交流や、J E T*青年の地域参加を通じた地域レベルでの国際交流、国際交流イベントや学校教育等における国際協力活動の啓発に取り組みます。
- 宮崎から世界へ挑戦し、地域や県内企業を支えるグローバル人材を育成するため、高等教育機関や産業界と連携し、海外留学制度の充実に取り組みます。
- 各学校段階を通じた外国語教育の連携を図るとともに、国際理解の基礎となる地域や日本、外国の伝統・文化を大切にする教育や外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の充実を図ることで、グローバル人材の育成を推進します。

② E S D教育、S T E A M教育、科学技術教育の推進

- 総合的な学習（探究）の時間を中心として、社会とのつながりを意識した主体的な学びの機会を充実するなど、E S D教育に取り組みます。
- 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「S T E A M教育」等の視点に立って、教科等横断的な資質・能力の育成を図ります。
- 宮崎の未来を切り拓く次世代人材の輩出のため、科学への興味・関心をもたせるイベント・ツアーや国内外の最先端の科学を学ぶ機会の充実に取り組みます。

③ 外国人のこども・若者等への教育の支援

- 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒について、義務教育段階においては、市町村と連携し、指導教員の指導力向上研修を開催し、高校教育段階においては、指導員の配置を充実するなど、小学校から高校卒業までの連続性のある指導・支援体制を構築します。

④ アンコンシャス・バイアスの解消及び多様な性への理解促進に向けた取組

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、男女共同参画センターを中心とした講座の開催など、分かりやすい広報・啓発や情報提供などに取り組みます。

- 性的指向*やジェンダーアイデンティティ*の多様性に関する理解を深めるため、研修会等の開催や啓発資料等の配布を通じて、教育・啓発活動の推進を図ります。また、性に悩んでいる児童生徒などへの相談体制の充実を図ります。

-
- * ESD教育:Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。持続可能な開発を実現するために発想し、行動できる人材を育成する学習・教育活動。
 - * STEAM教育:Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Arts（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の5つの単語の頭文字を組み合わせた教育概念。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。
 - * JET:総務省、文部科学省、外務省及び自治体国際化協会の協力のもと、地方公共団体が諸外国の若者を地方公務員等として任用し、中・高校等における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的とするJETプログラム（「Japan Exchange and Teaching Programme」の略称）のこと。
 - * 性的指向:恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。
 - * ジェンダーアイデンティティ:自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

【施策の方向性】

(4) こども・若者の健やかな育ちの実現

不妊や予期せぬ妊娠、性感染症などを防ぐためにも、妊娠・出産など健康管理に関する様々な取組が必要です。このため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の観点から、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、性に関する健康支援やこどもの生活習慣の改善に取り組めます。併せて、慢性疾病等を抱えるこども達の支援に取り組めます。

【施策の具体的内容】

①	プレコンセプションケアの推進、性と健康に関する教育や普及啓発
②	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
③	こどもの生活習慣の改善・生活習慣病予防に向けた普及啓発
④	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

- ① プレコンセプションケアの推進、性と健康に関する教育や普及啓発
 - 男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り健康管理を行うよう促す、プレコンセプションケアを推進するため、健康教育や普及啓発に取り組めます。
 - 思春期以降の女性が各ライフステージにおける健康状態に応じた自己管理が可能となるよう、がん教育を含む女性のヘルスケアの啓発に取り組めます。
 - 学校における専門医による講話等の実施や性に関する相談窓口の設置など、児童生徒が抱える健康課題に対応できる体制づくりを進めます。
- ② 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
 - 予期せぬ妊娠や死産・流産、性感染症等を含めた性と健康に関する悩みについて、相談支援を実施します。また、支援者向けの研修会等を通して、保健・医療・教育等の関係機関が共通認識を持ち、連携して取り組めるよう努めます。
- ③ こどもの生活習慣の改善・生活習慣病予防に向けた普及啓発
 - 生涯にわたり健康を維持するため、生活リズムに連動した望ましい食習慣や運動習慣を身につけられるための取組を推進するほか、たばこやアルコール、薬物乱用による健康への影響について、こどもや保護者、地域社会の認識と理解を得るための普及啓発を推進します。
- ④ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
 - 小児慢性特定疾病を抱える児童の家庭に対し、医療費負担の軽減を図るとともに、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について健全育成及び自立促進を図るため、相談や訪問指導等の支援を行います。また、成人後も必要な医療を切れ目なく提供するため、小児期と成人期の医療従事者間の連携を図ります。

* リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちのこどもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

【施策の方向性】

(1) こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や学習の機会・意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子ども達の権利や利益を脅かすとともに、社会的孤立や次代への貧困の連鎖にもつながりかねない深刻な問題です。こどもの貧困を解消し、連鎖を断ち切るため、その背景にある様々な社会的要因を踏まえながら、切れ目のない支援を推進します。

【施策の具体的内容】

①	教育の支援
②	生活の安定の支援
③	保護者の職業生活の安定と向上のための支援
④	経済的支援

① 教育の支援

- 「学校」をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。
- こどもが抱える貧困を含めた様々な課題の解決に向けて、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等の専門家の力を活用した各学校における相談体制を強化します。
- 教育の機会均等を保障するため、各種資金の貸付や授業料減免等により、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 生活困窮世帯やひとり親世帯のこどもに対して、民間団体等と連携して居場所づくりを含む学習支援に取り組みます。

② 生活の安定の支援

- 福祉事務所のほか、教育、民間団体等も含めた地域における多様な関係機関が連携・協力して、生活面の課題の解決に向けた支援を行います。
- 貧困の状態にあるこどもが地域において孤立することを防ぐために、こども食堂など、住民が世代を超えて交流できる場を確保し、地域全体でこどもを見守り支える取組を支援します。
- こどもの貧困対策支援に携わる人材の育成や民間団体等への支援を行います。

③ 保護者の職業生活の安定と向上のための支援

- 貧困の状態にある世帯の生活を安定させるとともに、親の働く姿を見て育つことで、こどもの労働に対する意識を醸成し、貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給者に対する就労支援や生活困窮者の自立に向けた包括的な支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保に取り組みます。

④ 経済的支援

- 貧困の状態にある家庭の生活を下支えするために、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。
- 意欲と能力のある学生等が経済的状況にかかわらず大学等への進学のお機会を得られるよう、奨学金制度や各種資金の貸付、授業料減免による支援を行います。

* スクールカウンセラー：様々な不安や悩みをもった児童生徒とその家族を心理の面からサポートする学校の専門スタッフ。

* スクールソーシャルワーカー：児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

【施策の方向性】

（２）障がい児・医療的ケア児への支援

障がいのある子ども達が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活を送るためには、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援していく必要があります。このため、療育支援体制の整備やサービスの充実を図るとともに、学習機会の充実を図るためのインクルーシブ教育の実現に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	地域における障がい児支援体制の強化とインクルージョンの推進
②	障がい児を支援するサービスの充実
③	専門的支援が必要な障がい児への支援の強化
④	インクルーシブ教育システム*の実現に向けた取組

① 地域における障がい児支援体制の強化とインクルージョンの推進

- 児童発達支援センターが地域の中心となって、保育所等訪問支援などを活用しながら、保育所、児童相談所及び保健所等との連携を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の充実を図ります。

② 障がい児を支援するサービスの充実

- 障がい児に対する療育支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの充実など、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備を推進します。

③ 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化

- 医療的ケア児や重症心身障がい児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中心とした相談支援や関係機関の相互の連携など、地域における支援体制の整備を進めるとともに、短期入所や在宅サービスの拡充に取り組みます。
- 難聴児の早期発見・早期療育推進のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を図るとともに、支援のための中核的機能を有する体制を整備します。

④ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組

- 一人ひとりの特別な教育的ニーズに的確に応えることができるよう、通級による指導*を中心に多様な学びの場の整備・充実を図るとともに、子ども達の達成感、自己肯定感を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりを推進します。

* インクルーシブ教育システム：障害者の権利に関する条約において示された教育のモデル。人間の多様性の尊重を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加できるようになることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

* 通級による指導：通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、「通級指導教室」などと呼ばれる学びの場で受ける指導形態のこと。

【施策の方向性】

（３）児童虐待防止対策の更なる強化

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるもので、決して許されるものではありません。こども達を虐待から守るため、家庭支援や相談体制の整備、受入体制の強化など、市町村や関係機関との連携を更に強化し、児童虐待の未然防止や早期発見など取組を推進します。

【施策の具体的内容】

①	こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
②	親子関係の再構築支援
③	一時保護所の体制強化
④	こども家庭福祉に携わる人材の確保・育成支援など児童相談所の体制強化
⑤	市町村や関係機関との連携強化、児童虐待防止に対する意識啓発

- ① こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
 - 母子保健から児童福祉まで一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の全市町村設置に向け、助言や運営費の支援を行います。
 - 子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、市町村と連携して、子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業などの家庭支援事業を推進します。
- ② 親子関係の再構築支援
 - 親子関係の修復や再構築支援など、児童相談所が中心となり、こどもの意向等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう、家庭に対する支援を行います。
- ③ 一時保護所の体制強化
 - 一時保護児童のプライベートが守られるよう個室化を進めるとともに、一時保護児童が可能な限り原籍校へ通学できるよう里親等の一時保護委託先の確保に努めます。また、研修などによる職員の専門性の向上や、関係機関との連携などの体制強化を行います。
- ④ こども家庭福祉に携わる人材の確保・育成支援など児童相談所の体制強化
 - 児童福祉司等の適正配置や研修による専門性の向上を図るほか、こども家庭ソーシャルワーカー*資格の取得を促進します。
 - 児童相談所と警察による合同訓練を定期的に行うことにより、こどもの安全を迅速かつ確実に確保できる連携体制を強化します。
- ⑤ 市町村や関係機関との連携強化、児童虐待防止に対する意識啓発
 - 市町村の児童虐待対応のスキルアップや連携強化を図るため、児童相談所職員が必要に応じたサポートを行い、こども家庭への支援がきめ細やかに行える体制づくりを進めます。
 - 市町村や警察などにより一層の情報共有を図ることで、児童虐待の未然防止や早期発見に繋がるとともに、適切な役割分担のもとで連携を強化します。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」の周知広報を継続し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

* こども家庭ソーシャルワーカー：こどもや家庭を取り巻く複雑な課題に対応するために、児童福祉法に基づき令和６年度から創設された新たな公的資格。こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指すもの。

【施策の方向性】

（４）社会的養護を必要とするこども・若者への支援

保護者のいない、または保護者と暮らすことが適当でないこども達など、社会的養護を必要とするこども達が適切に保護され、健やかに暮らせる社会の実現を目指していく必要があります。このため、養育者との適切な愛着関係の形成や、里親制度の普及などにより、こども達の社会的孤立を防ぎながら、将来の自立に向けた支援に取り組めます。

【施策の具体的内容】

①	里親等委託の推進
②	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
③	児童養護施設等における人材育成
④	自立支援の強化
⑤	特定妊婦等に対する支援の強化

① 里親等委託の推進

- 里親登録者を確保するため、市町村と連携し、多くの人が集まるイベント等で説明会を実施するなど里親制度の普及啓発を行うとともに、児童相談所を中心に、こどもと里親のマッチングを迅速かつ丁寧に行い、こどもに最適な里親への委託を進めます。

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 施設に対して家庭的環境に近い地域小規模児童養護施設の設置や、虐待等の予防的支援措置としての市町村の家庭支援事業の積極的な受託を促し、地域支援や在宅支援の充実を図ります。

③ 児童養護施設等における人材育成

- 施設職員を対象とする研修の内容を充実させるとともに、専門研修機関への派遣を促すなど職員の資質向上に取り組めます。

④ 自立支援の強化

- 社会的養護自立支援拠点を中心に、関係機関と連携して、社会的養護経験者等が社会で孤立することがないように支援を行います。

⑤ 特定妊婦等に対する支援の強化

- 子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業により、生活に困難を抱える特定妊婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供するとともに、妊産婦等生活援助事業の実施に向けた検討を行います。

【施策の方向性】

（５）悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、こどもの健やかな成長を妨げかねない比較的新しい課題です。また、ひきこもりは社会的孤立を招き、本人のみならず家族の日常生活にも支障を及ぼすなど深刻な問題です。いずれも顕在化しづらい問題であるため、早期把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の整備など支援に取り組めます。

【施策の具体的内容】

①	ヤングケアラーへの支援
②	ひきこもりへの支援

① ヤングケアラーへの支援

- 早期発見・支援につなげるため、教育分野や関係機関等との連携体制を構築するとともに、「子ども・若者総合相談センターわかば」での相談対応や社会的認知度向上に向けた普及啓発に取り組めます。

② ひきこもりへの支援

- ひきこもりで悩んでいる方やその家族を支援するため、「ひきこもり地域支援センター」において、電話・面接相談や訪問支援を行うとともに、身近な地域でひきこもりの相談支援が受けられるよう、市町村によるひきこもり相談窓口の後方支援を行います。

【施策の方向性】

（６）こども・若者の自殺対策

社会全体のつながりが希薄化している中、いじめや学校内の人間関係、家庭内問題等を理由に、毎年自殺に追い込まれるこどもがいます。こどもが自ら命を絶つようなことのない社会を作っていくため、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。このため、自殺予防の普及啓発に取り組むとともに、ＳＯＳの出し方に関する教育の推進や、悩み、不安を身近に相談できるための体制づくりに努めます。

【施策の具体的内容】

①	こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発
②	自殺予防教育の推進
③	電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備

① こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発

- 県民一人ひとりが悩んでいる人に声かけを行う「ひなたのキズナ“声かけ”運動」や自殺予防の普及啓発活動について、こども達への周知に取り組みます。

② 自殺予防教育の推進

- こども達が「いのち」や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶＳＯＳの出し方に関する教育を推進します。また、教職員がこどものＳＯＳに気づき、受け止め、関係機関につなぐことのできる研修を実施します。

③ 電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備

- 精神保健福祉センターや市町村、こころの悩みへの対応を専門とするＮＰＯ・企業等と連携しながら、こども達が相談しやすい体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

（７）犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組

自らの安全を十分に確保できない幼少期、活動範囲が徐々に拡大していく就学期、社会の一員として自立し始める青年期など、子ども・若者の成長過程によって変化していく安全・安心を確保していくためには、家庭、学校、社会が一体となったハード・ソフトの取組が必要です。このため、性犯罪・性暴力対策や学校における安全教育、交通安全活動、道路交通環境の整備などの取組を推進します。

【施策の具体的内容】

①	子どもが安全に安心してインターネットを利用できる取組の推進
②	子ども・若者の性犯罪・性暴力対策
③	通学路等の交通安全対策や安全な道路交通環境の整備
④	防犯・交通安全・防災教育など学校等における安全教育の推進
⑤	学校等におけるこどもの安全の確保
⑥	非行防止・自立支援の推進

① 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる取組の推進

- 子どもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行えるよう、情報リテラシー*の習得支援や子どもや保護者に対する啓発などに取り組めます。

② 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「さぼーとねっと宮崎」において、被害を受けた子ども・若者の心身の負担を軽減するため、安心して相談、カウンセリング、医療などが受けられるよう総合的な支援を行います。
- 学校等で性犯罪及び性被害防止のための教育を行います。また、相談窓口で受けた相談への対応や、犯罪被害者等の精神的ダメージ軽減のためのカウンセリングなどの支援活動を関係機関・団体と連携して行います。

③ 通学路等の交通安全対策や安全な道路交通環境の整備

- こどもの安全な通行を確保するため、学校・教育委員会、警察、道路管理者等で連携し、各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に位置づけられている要対策箇所において、歩道や防護柵等の交通安全対策や道路交通環境整備に取り組めます。
- 「ゾーン30プラス*」の整備や交通安全総点検等に基づく安全対策を実施するほか、信号灯器のLED化や交通安全施設等の整備を推進します。

④ 防犯・交通安全・防災教育など学校等における安全教育の推進

- こどもを交通事故から守るため、交通事故を様々な角度から総合的・科学的に分析し、分析結果に基づく街頭活動や安全教育、広報啓発等の交通事故防止対策を推進します。また、県交通安全実施計画に基づく活動を関係機関・団体と連携して実施し、チャイルドシート・シートベルトに加え自転車ヘルメットの着用率向上を目指します。
- 学校等における防犯講話や不審者対応訓練等を通して、危険から自分自身を守る知識や能力を身につけさせる安全教育を行います。また、安全に関する情報の迅速な共有を図ることで、事故や犯罪の未然防止を推進します。

⑤ 学校等におけるこどもの安全の確保

- 保育所・幼稚園・認定こども園の耐震化など、園舎等の整備を促進します。
- 県立学校等の施設・設備について、安全・安心な環境を確保するため、老朽化（長寿命化）対策を推進するとともに、建物の非構造部材の耐震対策に取り組みます。
- 市町村立学校の施設整備に対し、安全確保に関連する国庫補助等の情報提供や技術的助言を行います。
- 防災や不審者侵入防止、新たな危機事象への対応等、地域や学校の特性に応じて実効性のあるものになるよう、学校安全計画と危機管理マニュアルの見直しを行います。

⑥ 非行防止・自立支援の推進

- 学校等で、非行防止教室、街頭補導活動、相談支援活動等を行うほか、非行に走るおそれのある少年やその保護者に対して立ち直りに向けた支援活動を推進します。

* 情報リテラシー：情報（Information）と識字（literacy）を合わせた言葉で、印刷された文字だけでなく、見聞やインターネットの情報といった、各種の情報源を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

* ゾーン30プラス：生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度 30 km/h の区域規制のほか、ハンプやスモーズ横断歩道などの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図る施策。

(ライフステージ別の施策)

施策の柱 4	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり (こどもの誕生前から幼児期まで)
--------	--

【施策の方向性】

(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

こどもの健やかな育ちには乳幼児期からの定期的な健康診断や医療体制の確保が必要ですが、本県においては少子化に伴い産科が減少するなど、厳しい状況にあります。このため、周産期医療体制等の整備を図るほか、不妊治療対策を強化するなど、県民が安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	妊娠・出産に係る相談体制や不妊治療対策の強化
②	周産期医療・小児医療体制の整備
③	産前産後の支援の充実と体制強化
④	乳幼児健診等の推進
⑤	産婦人科医・小児科医の確保・育成

① 妊娠・出産に係る相談体制や不妊治療対策の強化

- 男女を問わず性と生殖に関する健康上の問題や悩みを解決するため、性と健康の相談センター「スマイル」等において、思春期、妊娠・出産、不妊・不育症等のライフステージに応じた専門的な相談支援を行います。
- 不妊症の早期発見及び不妊治療への理解促進に向けた啓発を行うとともに、不妊検査・治療に要する費用を助成するなど、妊娠・出産を希望する方を支援します。
- 妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、妊婦等への身体的、精神的ケアや経済的支援を行います。

② 周産期医療・小児医療体制の整備

- 緊急時やハイリスク症例に備えたネットワークの強化を図るため、地域分散型の周産期医療体制を支える関係者の連絡会の充実、中核病院の症例検討やカンファレンス等に取り組みます。
- 個別の状況に応じた産後ケア事業の実施や分娩医療機関までのアクセスが困難な地域に居住する妊産婦への交通費支援など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
- 限られた医療資源で小児医療提供体制の維持を図るため、県内4地区をこども医療圏として、圏域内における初期、二次、三次救急医療体制を確保するとともに、休日・夜間等のこどもの急病等に関する相談体制の確保や適正受診の啓発等を行います。

③ 産前産後の支援の充実と体制強化

- 産後ケア事業について、必要とする方が希望するサービスを利用できるよう体制を整えます。また、支援者向けの研修会等を通して、保健・医療等の関係機関が共通認識を持ち、取り組めるよう努めます。
- 里帰り妊産婦への切れ目のない支援の充実を図るため、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携を促進します。
- 妊産婦のメンタルヘルスや産前産後のケア、特定妊婦等への支援を行うために、関係者との協議会等を通じて、医師や保健師、助産師など、多職種によるネットワーク体制の強化を図ります。

④ 乳幼児健診等の推進

- 疾病の早期発見・早期治療を目的として、新生児マススクリーニング検査の拡充と、スクリーニング検査の実施体制や治療体制の充実に取り組めます。また、新生児聴覚検査について、早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組めます。
- 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるよう、市町村が行う1か月児及び5歳児を含めた乳幼児の健康診査を支援します。
- 感染症の発生予防のため、市町村や医師会と連携して、予防接種に関する正しい知識の普及、必要な情報の提供を行い、接種率の向上を図ります。

⑤ 産婦人科医・小児科医の確保・育成

- 周産期・小児医療体制の維持に必要な医師の養成・確保を図るため、医師修学資金の貸与をはじめとした関係者一体となったキャリア形成支援を行うとともに、産科・小児科に関しては専門研修資金貸与や産科医等の処遇改善支援等に取り組めます。

【施策の方向性】

（２）質の高い幼児教育・保育の提供

乳幼児期は、こどもの将来にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、「愛着」の形成と、それを基盤とした豊かな「遊びと体験」の繰り返しが、こどもの健やかな成長と生涯にわたるウェルビーイングの向上につながります。このため、専門的な立場でこどもの育ちを支える保育人材の育成や確保等に取り組むことにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

【施策の具体的内容】

①	幼児教育・保育の質の向上
②	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進
③	保育人材の育成・確保・処遇改善

① 幼児教育・保育の質の向上

- 保育者の資質や能力の向上を図るため、「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、新規採用者研修や中堅教諭等資質向上研修等、キャリアステージに応じた研修を実施します。
- 保育現場における喫緊の課題に対応するため、適切な保育や安全対策、食育・アレルギー対応など、保育施設のニーズに応じた研修を実施します。
- 県の幼児教育スーパーバイザーや市町村幼児教育アドバイザーが保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児教育・保育施設を訪問し、保育参観や園内研修を実施します。

② 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向け、保育施設や小学校の関係者が連携したカリキュラム・教育方法の充実・改善が進むよう、幼児教育センターによるカリキュラム作成支援や市町村の体制整備への助言、研修の充実等に取り組めます。

③ 保育人材の育成・確保・処遇改善

- 保育人材の確保を図るため、保育士の資格取得のための修学資金や就職準備金等の貸付について、対象者の拡充等を行うとともに、保育士支援センターにおける体制面・機能面を強化し、これまで以上に関係機関との連携や保育士・保育施設への相談支援等に取り組むなど、よりきめ細かな就職あっせんを実施します。
- 保育人材の安定確保や資質の向上を図るため、施設長等に対する労務管理研修を実施するとともに、更なる処遇改善について国への働きかけを行います。

【施策の方向性】

（１）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

学童期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む重要な時期です。学校を単に学ぶだけの場とするのではなく、こどもにとって大切な居場所の一つとなるよう、学校生活の充実を図ることが必要です。このため、学力の向上や体力づくりなど、宮崎の未来を担うこども達を育む教育を推進します。

【施策の具体的内容】

①	確かな学力を育む教育の推進
②	コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的推進
③	地域のスポーツ環境の整備や体力向上のための取組の推進

① 確かな学力を育む教育の推進

- 主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育むため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られた授業を推進します。
- 学力の向上を図るため、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導やチーム・ティーチングなどに取り組みます。
- 学びに向かう力を育成する「ひなたの学び」を軸に、主体的・対話的で深い学びの実現に向けたこどもが主体となる授業改善を図り、教員の指導力を向上させるとともに、児童生徒の学力向上を図ります。

② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」と、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る「学校を核とした地域づくり」を推進します。

③ 地域のスポーツ環境の整備や体力向上のための取組の推進

- 運動・スポーツに親しむこども達を育成するため、指導者を対象とした研修会等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等を通じてスポーツ機会の充実に向けた取組を支援します。
- 児童生徒の体力の向上を図るために、各学校が作成したスクールスポーツプランに基づく計画的な授業づくりや授業外における実践、体力づくり優良校の表彰などに取り組みます。

* コミュニティ・スクール：校長・教職員、保護者代表、地域住民代表等で構成する「学校運営協議会」を設置し、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組み。

* 地域学校協働活動：地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働してこども達の学びや成長を支える活動。

【施策の方向性】

(2) こどもの居場所づくり

全てのこどもが孤独を感じることなく、安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体でこども達を支えていく取組の推進が必要です。このため、地域で交流できる場を新たにつくり、こどもを見守る取組を進めていくほか、依然として待機児童が多い放課後児童クラブについて、待機児童の解消に向けた取組を推進します。

【施策の具体的内容】

①	こども食堂やフードバンクなどの取組への支援
②	放課後児童対策の取組強化

① こども食堂やフードバンクなどの取組への支援

- こどもを誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うため、官民の連携・協働を重視しながら、こども食堂や、こどもの居場所の安定的な運営に寄与するフードバンク等の取組を支援し、持続可能なこどもの居場所づくりを推進します。
- 新たな居場所づくりの担い手を支援するため、コーディネーターによる立ち上げ時のサポートや情報提供など、円滑な立ち上げを支援します。

② 放課後児童対策の取組強化

- 市町村に対して放課後児童クラブの施設整備や運営にかかる経費を支援するとともに、放課後児童支援員の資格取得や資質向上のための研修を実施します。
- 待機児童の解消に向け、市町村と連携しながらより実行性の高い取組を行うなど、放課後児童の居場所の確保に努めます。
- 国の放課後児童対策パッケージによる放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を進めることで、双方でこども達の情報を共有し、よりきめ細かな支援に繋げるほか、様々な体験活動の機会の提供による放課後児童の居場所の多様化を推進します。

【施策の方向性】

（３）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

少子化に伴う学校規模の縮小や、学校の統合など、地域との結びつきが希薄となる中、生活経験の少ないこどもにとって、地域と連携し愛着を育む教育が重要です。このため、こども達が社会の中で主体的に行動できるよう、自立に必要な知識の習得や「みやざき愛」の醸成、キャリア教育*に取り組めます。

【施策の具体的内容】

①	郷土に対する誇り・愛着を育む教育の推進
②	ライフデザインに関する意識啓発・情報提供
③	消費者教育・金融経済教育の推進
④	キャリア教育・職業教育の推進

① 郷土に対する誇り・愛着を育む教育の推進

- 児童生徒が地域のよさや課題について理解を深められるよう、地域や学校の特色に応じ、総合的な学習（探究）の時間をはじめ、様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさと宮崎に学び、誇りと愛着を育む教育を推進します。

② ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

- 若い世代が結婚や子育て、ワークライフバランス*等、将来のライフデザインを描くことができるよう、セミナーやワークショップを実施します。また、参加者同士のグループワークや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出します。

③ 消費者教育・金融経済教育の推進

- お金や物の価値、インターネットの使い方の注意点を学習するなど、児童生徒が知識として身につけ、自立した消費者として成長するため、出前講座等により消費者教育を推進します。
- 計画的なお金の使い方や返済能力に応じた借入等、金銭や物に対する健全な価値観の育成が図られるよう、金融広報委員会と連携し、金融広報アドバイザーの派遣に関する案内や、金融経済教育に係る取組の県内への発信など金融経済教育を推進します。

④ キャリア教育・職業教育の推進

- こども達が自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるよう、キャリア教育支援センター*の充実を図りつつ、学校と家庭・地域や産業界などが連携・協働して体験的・実践的なキャリア教育を推進します。
- こどもが熟練技能者と交流し匠の技に触れる技能体験の場を提供し、技能に対する興味・関心を高め、産業を支える技能者としての職業観に触れる機会を確保します。
また、技能検定制度の普及促進を図るほか、産業技術専門校における技能者の育成をはじめ、地域や産業界、教育機関等と連携した職業能力開発に関する事業に取り組めます。
- 将来、宮崎で活躍できる人材を育成するために、生徒の発達段階に応じた県内企業の魅力や働きがいに触れる機会を創出することで、これまで以上に地元企業への就職促進に取り組めます。

* キャリア教育：児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

* ワークライフバランス：働く人が仕事と仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

* キャリア教育支援センター：地域（県及び市町村）におけるキャリア教育推進の中核となる組織。学校等に対して、研修の支援や「よのなか教室（職業人講話等）」実施の支援、情報提供等を行い、学校と地域・企業等が連携したキャリア教育を推進するため、各種のコーディネート機能を担う。

【施策の方向性】

（４）いじめ防止対策や不登校のこどもへの支援

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、最悪の場合、自殺につながりかねない深刻な問題です。また、コロナ禍の影響もあり増加傾向にある不登校は、本人、家庭、学校など様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どのこどもにも起こり得るものです。このため、いじめの未然防止教育を推進するとともに、不登校の早期解決が図られるよう、スクールカウンセラー等の充実により相談支援体制を強化します。

【施策の具体的内容】

①	いじめ防止対策の強化
②	不登校のこどもへの支援
③	高校中退の予防、高校中退後の支援

① いじめ防止対策の強化

- 「いじめの認知から解消までのガイドライン」による指導の徹底を図り、いじめの積極的な認知・解消に努めます。
- いじめの未然防止に向け、「宮崎県いじめ問題子供サミット」を開催するなど、いじめの未然防止取組推進校における児童生徒の主体的な取組を支援します。
- 深刻化するネットトラブル等への対応として「ひなた子どもネット相談」や「ネットパトロールの実施」など、未然防止や教育相談体制の充実に努めます。

② 不登校のこどもへの支援

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどの学校の専門スタッフの配置を拡充するなど、学校の相談体制を強化します。
- 県教育支援センター「コネクト」において、児童生徒及びその保護者への学習や相談活動等による直接支援や、学校の支援体制に対する助言などの間接支援の充実に推進するとともに、市町村教育支援センターやフリースクール*等の民間団体との連携を進めます。

③ 高校中退の予防、高校中退後の支援

- 中途退学の未然防止策として、生徒指導や教育相談、キャリア教育等の日常的な教育活動を通じて、生徒一人ひとりに応じた指導・支援に取り組みます。また、中途退学後の支援として、生徒や保護者に寄り添い、就学や就職を支援します。

* フリースクール:明確な定義はないが、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

【施策の方向性】

（１）新規学卒者・若者への就職支援

若者が将来への展望を持ち、結婚や子育てなど希望のライフプランを実現させていくためには、雇用の安定など、経済的に不安なく生活できる環境が必要です。このため、不本意な早期離職を抑制し、キャリアの早い段階から職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう、新規学卒者等への就職支援に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	新規学卒者等への支援
②	若者への就職支援
③	リスキリング*の推進

① 新規学卒者等への支援

- 高校生向けと大学生等向けの２つの就職総合情報サイトやSNSを活用し、県内企業の紹介や就職関連情報、宮崎で働く良さを情報発信するとともに、大学等に進学した学生の保護者向けに就職情報等を提供します。
- 高校の学年ごとに職業体験ガイダンスや企業説明会等の取組を実施するとともに、大学生等と受入企業のマッチングを行うウェブサイト「みやざきインターンシップNAV I」の活用により、県内企業での大学生等のインターンシップ参加を進めます。

② 若者への就職支援

- 大学等卒業予定者や一般求職者を対象に、対面やオンラインでの就職説明会を開催し、県内企業とのマッチングの機会を提供するとともに、「ヤング」OBサポートみやざきにおいて、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。
- 長期間職業に就けず悩んでいる若者等の就職を支援するため、「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士等による心理カウンセリングやジョブトレーニング等のキャリア開発プログラム等を実施します。

③ リスキリングの推進

- 地域経済をけん引する産業人財を育成するため、様々な業種に共通して求められるビジネススキルを身に付ける人材育成プログラム「ひなたMBA」を実施します。
- 事業主等が雇用する労働者の技能向上を図るために自ら行う、認定職業訓練等の在職者訓練を支援します。

* リスキリング：技術革新やビジネスモデルの変化に対応するために、業務上で必要とされる新しい知識やスキルを学ぶこと。

【施策の方向性】

（２）若者・女性にとって魅力ある地域づくり

本県にとって若者、特に女性の県外流出は大きな課題であり、若者や女性が、暮らし、働くことの楽しさや幸せを実感できるよう環境整備を進めることが重要です。このため、魅力ある雇用の創出やＵＩＪターン*の更なる促進など、若者が宮崎で希望のライフプランを描き、定着に結びつく施策の取組を強化します。

【施策の具体的内容】

①	移住・ＵＩＪターンの推進
②	若者・女性が魅力ある職場として選び、定着につながる企業の立地の推進
③	若者・女性の起業・創業支援や地域課題解決型ビジネス等の新たな産業の振興
④	賃金水準の改善及び正規雇用割合の向上のための取組
⑤	企業等における女性の活躍推進

① 移住・ＵＩＪターンの推進

- 就業に伴う移住や 18 歳未満の子どもを帯同した移住及び若い世代を含めた地方移住の関心の高まりを捉えた移住を推進するとともに、学生を対象とした地方への就職活動に要する経費の負担軽減や住居支援、移住後のフォローアップなど、一貫した支援に取り組みます。
- 移住・ＵＩＪターン希望者が必要とする生活と仕事の情報を一元的に提供する「宮崎ひなた暮らしＵＩＪターンセンター」において、マッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」を活用しながら、県内就職に関する相談対応や職業紹介を実施します。

② 若者・女性が魅力ある職場として選び、定着につながる企業の立地の推進

- 若者・女性等が活躍できる雇用の機会を創出するため、情報関連産業や半導体関連産業等の重点産業分野を中心とした企業立地を推進するとともに、本社機能の移転・拡充を促進します。

③ 若者・女性の起業・創業支援や地域課題解決型ビジネス等の新たな産業の振興

- ビジネスプランコンテストの開催や地域の魅力向上につながる起業を支援するほか、事業計画の策定など商工会議所・商工会等で行う創業支援の取組を支援します。

④ 賃金水準の改善及び正規雇用割合の向上のための取組

- 中小企業・小規模事業者における賃金水準の改善を目的として、生産性向上等による「稼ぐ力」の向上や適正な価格転嫁を推進します。
- 正規雇用を希望する若者等を支援するため、「ヤング」ＯＢサポートみやざき」等において、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。

⑤ 企業等における女性の活躍推進

- 女性はもちろん、男性も生き生きと働くことができる環境づくりを進めるため、関係機関や行政で組織する「みやざき女性の活躍推進会議」において経営者等を対象とした研修会開催など活動強化を図るとともに、女性活躍に関し各企業の抱える課題を解決するためのアウトリーチ型の支援に取り組みます。
- 女性の活躍に関する状況が優良な企業を認定する制度「えるぼし認定」の推進など、女性が働きやすい環境整備に取り組む企業を支援します。
- 就業を希望する女性を対象とする相談窓口を設置し、就職支援のための各種セミナー、就職面談会の開催や、求職者と求人企業のマッチング支援などを実施します。
- 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、テレワークに向けたデジタル技術の導入や建設現場等における快適トイレの設置などの環境整備を促進します。

* U I Jターン:Uターンはふるさとを出て都市圏等へ就職・就学していた人がふるさとへ帰り就職すること。Iターンは都市圏出身者が地方へ就職すること。Jターンは、大都市に就学・就職していた人がふるさとの近くの都市で就職すること。

【施策の方向性】

(3) 出逢い・結婚支援の充実・強化

ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、未婚化・晩婚化が進んでいることに加え、コロナ禍の影響で近年婚姻数が大きく減少しています。このような状況に歯止めをかけるため、様々なイベント等の開催による出逢いの機会の創出を図るほか、若い世代が結婚に対してポジティブなイメージを持てるよう気運醸成に取り組むなど、出逢い・結婚支援を強化します。

【施策の具体的内容】

①	出逢いの機会の創出をはじめとした支援
②	結婚に対するポジティブイメージの醸成
③	結婚に伴う負担の軽減

① 出逢いの機会の創出をはじめとした支援

- みやざき結婚サポートセンターを運営し、出逢いや結婚を希望する男女の1対1のマッチングをサポートするほか、イベントの開催、民間企業が運営するマッチングアプリ等の結婚支援サービスの利用促進などを通じて、多様な出逢いの機会を創出します。
- 民間企業が実施する結婚支援イベント等の情報をSNSや県ホームページに掲載するなど、出逢いを希望する方などへの情報発信を行います。
- 結婚支援コンシェルジュを配置し、県、市町村、企業・団体における出逢い・結婚支援の取組を支援するなど連携強化を図ります。

② 結婚に対するポジティブイメージの醸成

- 若い世代の結婚や家族に対する意識の変化を踏まえて、メディアと連携した戦略的な広報や著名人の起用、イベントの開催等により、ポジティブなイメージを発信して、ひいては出逢いや結婚を社会全体で応援する気運を醸成します。
- 若い世代が結婚や子育て、ワークライフバランス等、将来のライフデザインを描くことができるよう、セミナーやワークショップを実施します。また、参加者同士のグループワークや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出します。

③ 結婚に伴う負担の軽減

- 国や市町村と連携し、結婚に伴う住宅取得費用や引っ越し費用等を補助するなど、新婚夫婦がスムーズに新生活を始められるよう支援を行います。

（子育て当事者等への施策）

施策の柱 7 子育て支援の充実

【施策の方向性】

（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てに関する不安や負担として最も大きいのが「子育てにお金がかかる」といった経済的負担感です。これまでも、幼児教育・保育の無償化（令和元年～）や児童手当の拡充（令和6年～）など、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組むとともに、国にも強く対策を求めてきたところですが、引き続き、子育て当事者の声を聴きながら、取組の充実に努めます。

【施策の具体的内容】

①	児童手当支給による経済的支援
②	幼児教育・保育料の負担軽減
③	こども医療費の負担軽減
④	高校生等への授業料・教育費の負担軽減
⑤	高等教育費等の負担軽減

① 児童手当支給による経済的支援

- 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として児童手当を支給します。

② 幼児教育・保育料の負担軽減

- 幼稚園、保育所及び認定こども園等の利用料の更なる軽減に取り組むとともに、完全無償化の早期実現について国への働きかけを行います。

③ こども医療費の負担軽減

- 市町村と連携して乳幼児医療費助成制度の安定的な運営に努めるとともに、全国一律のこどもの医療費助成制度の創設について国への働きかけを行います。

④ 高校生等への授業料・教育費の負担軽減

- 全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、公立学校授業料相当額（私立高等学校等の場合は所得に応じて加算）の助成を行うほか、家庭の経済状況に応じて授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）を支給します。

⑤ 高等教育費等の負担軽減

- 就学支援制度や奨学金など、進学を希望する人のための支援制度について、広く周知を行うとともに、県内企業に就職した学生等に対して、在学時に貸与を受けた奨学金の返還支援金を給付します。

【施策の方向性】

（２）子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進

各家庭が大きな不安や負担なく子育てを行っていくためには、地域の中でそれぞれの家庭のニーズに応じた支援が受けられることが重要です。このため、市町村と連携し、子育て支援事業の充実や適切な情報提供を図るとともに、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制整備を促進します。

【施策の具体的内容】

①	子育て相談支援体制の推進
②	安心して子育てができる多様な保育ニーズに対応した取組の支援
③	病児保育の利用促進
④	地域の子育て力を活用したファミリー・サポート・センターの推進
⑤	子育て支援に携わる担い手の養成
⑥	家庭教育支援の推進

① 子育て相談支援体制の推進

- 子育て世帯の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に交流できる場の提供や交流の促進を図るほか、こども家庭センター等の活用により、子育てについての相談や情報提供を行います。

② 安心して子育てができる多様な保育ニーズに対応した取組の支援

- 保護者の就労の有無にかかわらず一時的に乳幼児を受け入れる一時預かりや、通常の保育時間を延長して乳幼児を預けることができる延長保育の実施など、多様な保育ニーズに対応した取組を支援します。
- 保護者や保育士の負担軽減を図るため、保育所等におけるおむつの定額利用や使用済みおむつの処分を推進します。

③ 病児保育の利用促進

- 自宅での保育が困難な病気のこどもを一時的に預かる病児・病後児施設について、市町村と連携して更なる設置を促進するとともに、利用料を助成します。

④ 地域の子育て力を活用したファミリー・サポート・センターの推進

- 乳幼児や子育て世帯等を会員として、こどもの預かりの援助を受けたい方と当該援助を行いたい方との相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターについて、会員数及び利用者数の増加を図るため、市町村と連携した広報周知を行います。

⑤ 子育て支援に携わる担い手の養成

- 保育園、一時預かりなど保育現場で従事する子育て支援員を養成するため、必要となる知識や技術等を修得するための研修を実施します。

⑥ 家庭教育支援の推進

- 家庭教育に関する学習機会（みやざき家庭教育サポートプログラム*等）の充実を図るとともに、家庭教育支援に係る地域のキーパーソンによる家庭教育支援体制を整備します。

* みやざき家庭教育サポートプログラム：参加者同士が交流しながら、親としての役割やこどもとの関わり方、地域の親子の支援の仕方についての気づきを促すことをねらいとした学習プログラム。

【施策の方向性】

（３）ひとり親家庭への支援

母子世帯の約半数が平均月収 15 万円未満にあるなど、本県のひとり親家庭は厳しい経済状況にあり、こどもにとって不利益が生じることがないように、子育てを支えていくことが必要です。このため、経済的支援や就労支援によりひとり親家庭の生活を安定させていくとともに、教育支援など、こども達の学習機会の充実を図ります。

【施策の具体的内容】

①	ひとり親家庭への経済的支援
②	ひとり親家庭に対する子育て・生活支援
③	ひとり親家庭の就労支援
④	ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援
⑤	ひとり親家庭に対する相談支援体制の強化

① ひとり親家庭への経済的支援

- 生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。
- 生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費の一部を助成します。
- ひとり親家庭が養育費の支払いを適切に受けることができるよう支援します。

② ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

- 一時的に家事援助や保育等が必要となったひとり親家庭へ家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行うことにより、ひとり親家庭の子育てや生活を支援します。

③ ひとり親家庭の就労支援

- 貧困の状態にあるひとり親家庭が、より良い就業によって安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援に努めます。
- 就業支援策を活用して就職する場合、必要な資金の貸付等を行います。

④ ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援

- 民間団体や社会福祉協議会等と連携しながら学習支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーや学校等の関係機関と連携して適切な指導援助を行います。
- 「桜さく成長応援ガイド」などにより、経済的な理由で進学のをあきらめることのないよう、支援制度の周知を図ります。

⑤ ひとり親家庭に対する相談支援体制の強化

- ひとり親家庭の相談支援を行う母子・父子自立支援員を各福祉事務所に配置し、ひとり親が安心して相談できる体制を確保します。

【施策の方向性】

（４）子育て支援情報の発信、こども政策ＤＸの推進

子育てにおいては、親子間や保育従事者との直接的なつながりによる愛着形成が何よりも重要です。一方で、子育てを取り巻く環境にも着実にデジタル化の波は浸透しており、子育てをより楽しく、安全・安心なものとなるよう、デジタル技術を手段として適切に活用していくことが必要です。このため、ＳＮＳ等により必要な情報や支援をタイムリーに発信していくとともに、母子保健情報や保育現場のデジタル化を推進します。

【施策の具体的内容】

①	子育て支援情報の総合的な提供
②	母子保健のデジタル化や保育ＤＸなどこども政策ＤＸの推進

① 子育て支援情報の総合的な提供

- 子育て支援にかかる必要な情報や支援が届くよう、ＳＮＳや子育て支援ポータルサイト「すくすくみやざき」をとおして、妊娠・出産や子育て等の各段階に応じた支援情報や関連イベント情報等を提供します。

② 母子保健のデジタル化や保育ＤＸなどこども政策ＤＸの推進

- 住民・地方公共団体・医療機関間の母子保健情報の迅速な共有による健康管理の充実や母子保健事業の充実を目指すとともに、子育て支援制度を網羅的に集約化したデータベース「子育て支援制度レジストリ」の活用による子育て支援制度の利用促進などこども政策のデジタル化と利活用を進める市町村を支援します。
- 保育現場の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、給付事務のオンライン化・自動計算等による事務処理の軽減やＩＣＴの導入による保育の安全性の向上など保育ＤＸを推進します。

【施策の方向性】

（１）男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の支援

男性の家事・育児への参画は以前より進んできましたが、諸外国と比べ、依然として低い水準にあります。男性の家事・育児への積極的な参画を促す取組を官民一体となって推進するとともに、共働き・共育ての第一歩である男性の育児休業取得を促進し、「男性育休は当たり前」になる社会の実現を目指します。

【施策の具体的内容】

①	男性の家事・育児への参画促進
②	男性の育児休業取得を促すための企業等への支援

① 男性の家事・育児への参画促進

- 家事・育児に関するパパ向けワークショップや、県内企業と連携した親子で楽しめる参加型イベントの開催などにより、企業や県民の子育てへの気運を醸成します。

② 男性の育児休業取得を促すための企業等への支援

- 男性の育児休業取得を促進するには、企業のトップや管理職の意識を変え、仕事と育児を両立できる職場環境づくりが重要であるため、男性従業員が育児休業を取得した中小企業等に奨励金を支給するとともに、経営者等向けセミナーを開催します。

【施策の方向性】

（２）多様な働き方と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立していくには、長時間労働の是正や子育て当事者が希望する柔軟な働き方の実現といった企業の働き方改革を進め、従業員が家事・育児に取り組める時間を確保していく必要があります。このため、企業に対する意識啓発や自主的な取組の促進を図り、従業員が気兼ねなく様々な制度を利用できるよう働きやすい職場づくりを推進します。

【施策の具体的内容】

①	仕事と生活の両立支援など働きやすい職場づくり
---	------------------------

① 仕事と生活の両立支援など働きやすい職場づくり

- 働きやすい職場環境づくりに関する認証制度「ひなたの極（きわみ）」や「仕事と生活の両立応援宣言」の推進により、県内事業所の働き方改革を支援するとともに、ワークライフバランス促進セミナー等を開催します。
- 多様な働き方と子育ての両立支援を促すため、宮崎労働局と連携し、「労働みやざき」等により支援制度の周知を図ります。

【施策の方向性】

（１）県民全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成

県ではこれまで、こどもと子育て家庭を社会全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」に取り組んできましたが、令和5年から「出逢い・結婚応援」の視点を新たに加え、「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を展開しています。引き続き、結婚・子育てなど、希望どおりに家族を持つことができ、子育てを楽しみと感じられる宮崎の実現に向けて、県民や企業の皆さんと共に取り組みます。

【施策の具体的内容】

①	出逢い・結婚、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成
②	子育て支援団体や企業等の取組支援

① 出逢い・結婚、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成

- 県民、行政、企業、関係団体等が、少子化の現状に対する共通認識を持った上で、一体となって社会全体で出逢いや子育てを応援し、気運の醸成を図る「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を広く展開し、希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられる宮崎づくりを推進します。
- 若い世代の結婚や家族に対する意識の変化を踏まえて、メディアと連携した戦略的な広報や著名人の起用、イベントの開催等により、出逢いや結婚を社会全体で応援する気運を醸成します。

② 子育て支援団体や企業等の取組支援

- 「子育て応援フェスティバル」等を通じて、子育て支援団体の取組について情報発信を行うとともに、団体間のネットワークの強化を図ります。
- 地域において、出逢いイベントの開催や子育て家庭の交流の場づくりなど、出逢い・結婚や子育ての環境整備に取り組んでいる企業や団体を支援します。
- 民間企業との連携により、子育て家庭へのお得なサービスや特典など子育て応援サービスを提供する取組を推進し、県民一体となって子育て家庭を支援する気運を醸成します。

【施策の方向性】

（２）地域の実情に応じた少子化対策の推進

少子化は、就業状況や経済的負担感、子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、これらの要因は地域によって異なることから、地域ごとの課題を明確化し、それに応じた取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策の推進が重要です。このため、市町村と連携し、それぞれの課題の明確化や取組を支援します。

【施策の具体的内容】

①	「地域アプローチ」による少子化対策の推進
---	----------------------

① 「地域アプローチ」による少子化対策の推進

- 市町村ごとの結婚・子育て環境データを比較分析した「見える化ツール」の活用や専門家の派遣により、課題の明確化や「気づき（着眼点）」の生成を促すなど、市町村の施策形成を支援します。
- 効果的な少子化対策の推進には、地域の実情に応じた取組の推進が重要であるため、結婚や子育てに関する地方公共団体の取組を国が支援する「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、効果的な少子化対策を推進するとともに、全市町村の交付金活用に向け支援します。

2 成果指標の設定

計画に掲げる施策の成果を評価・点検する指標として、5つの重点成果指標、33の個別成果指標を以下のとおり設定します。

重点成果指標

成 果 指 標	現況値	目標値
将来の夢や目標に向かって頑張っていると思うこと もの割合	68.0% (R6 年度)	80.0% (R11 年度)
安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しい と感じられる県だと思う人の割合	73.9% (R5 年度)	80.0% (R11 年度)
合計特殊出生率	1.49 (R5 年)	1.8 台 (R11 年)
男性の育児休業取得率	36.4% (R5 年度)	76.0% (R11 年度)
生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率	88.1% (R5 年度)	94.0% (R11 年度)

個別成果指標

成 果 指 標		現況値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
子ども達の権利擁護・意見の反映			
①	先生や友達が自分や友達のよさや違いを認めてく れるなど、人権が尊重されている学校になってい ると答えた児童生徒の割合	小 92.4% 中 89.5% 高 90.0%	小 93.1% 中 90.9% 高 89.1% (R8 年度)
未来を切り拓く子ども達への支援			
②	読書が好きだと答えた小中高児童生徒の割合	小 85.6% 中 69.1% 高 72.3%	小 87.9% 中 74.9% 高 78.5% (R8 年度)
③	おもいやり駐車場制度協力区画数	3,018 区画	3,300 区画
④	赤ちゃんの駅設置数	472 施設	532 施設
⑤	県内高校生の留学者数（短期・長期留学）	194 人	400 人 (R8 年度)
⑥	性別によって役割を固定化すべきでないと考える 人の割合	63.6%	75.0% (R8 年度)
⑦	県内の中高生に占める思春期健康教育を受講した 生徒の割合	12.0%	18.3%

困難な環境にある子ども達への支援			
⑧	医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村数	12 市町村	26 市町村
⑨	こども家庭センターの設置市町村数	13 市町村	26 市町村
⑩	地域小規模児童養護施設の設置か所数	8 か所	19 か所
⑪	里親等委託率	11.5%	38.0%
⑫	自立援助ホームの設置か所数	3 か所	7 か所
⑬	公立学校におけるＳＯＳの出し方に関する教育の実施率	50.9%	100%
⑭	こども（中学生以下）に対する交通安全教室の実施回数	1,343 回	1,500 回
安心して子どもを生み育てることができる環境づくり（こどもの誕生前から幼児期まで）			
⑮	妊産婦の居住する市町村の母子保健事業について、妊産婦に個別に情報提供を行っている周産期母子医療センター数	7 医療機関	7 医療機関（維持）
⑯	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある市町村数	20 市町村	26 市町村
⑰	幼保小の接続を見通した教育課程の編成・実施を行っている幼児教育・保育関係施設の割合（ステップ３・４の割合）	25.0%	100%
宮崎の未来を担う子ども達の育成（学童期・思春期）			
⑱	全国学力調査における全国との平均正答数の比較（全国を 100 とした指数）	小 97.9 中 94.5	小 103.0 中 103.0 (R8 年度)
⑲	放課後児童クラブの施設数	294 施設	329 施設
⑳	将来の職業や生き方を考えている中学３年生の割合	87.3%	90.0% (R8 年度)
㉑	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた者の割合	小 97.1% 中 97.1% 高 91.8%	小 100.0% 中 100.0% 高 100.0% (R8 年度)
若者の希望を叶える宮崎づくり（青年期）			
㉒	県内高校新卒者の県内就職割合	63.8% (R5 年 3 月卒)	70.0% (R8 年 3 月卒)
㉓	社会動態 ※前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日までの 1 年間の社会動態	全体：-1,165 人 15～29 歳： -2,486 人 (R5 年)	全体：0 人 15～29 歳： -2,000 人台 (R8 年)
㉔	県内民間事業所の管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合	24.3%	30.0% (R8 年度)
㉕	みやざき結婚サポートセンターにおける成婚数（累計）	148 組	255 組

子育て支援の充実			
②⑥	平均理想こども数と平均予定こども数の差	0.19 人	0.15 人
②⑦	病児保育事業実施施設数	32 施設	41 施設
②⑧	高等職業訓練促進給付金を活用して就業につながったひとり親の数（割合）	4 人 (100%)	30 人 (100%)
②⑨	子育て支援ポータルサイトの閲覧者数	20,337 人	26,000 人
共働き・共育での支援			
③⑩	仕事と生活の両立応援宣言企業の登録数	1,616 件	2,216 件
こどもと子育てにやさしい社会づくり			
③⑪	ひなたの出会い・子育て応援運動参加団体数	240 団体	1,000 団体
③⑫	子育て応援カードの登録店舗数	1,624 店舗	1,900 店舗
③⑬	地域アプローチによる少子化対策に取り組む市町村数	7 市町村	26 市町村

第5章 幼児教育・保育等の提供体制

この章では、子ども・子育て支援法に基づき、県が定めるべき事項等を整理するものです。

1 区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」において、県は幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策の単位として、区域を設定することとなっています。

その区域は、県が実施する認可・認定の判断材料となることから、設定に当たっては、本県における幼児教育・保育施設の広域利用の実態等を踏まえる必要があります。

現在、市町村においては、管内の保育施設間の利用調整を図りながら、住民の保育ニーズに対応しており、利用者の多くが居住する市町村内の保育施設を利用しています。

また、幼児教育施設についても、同様に、その利用者の多くが居住する市町村内の施設を利用しています。

このような利用状況を踏まえ、県設定区域は市町村単位とします。

2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策

(1) 幼児教育・保育に係る量の見込み（需要）

各市町村における幼児教育・保育に係る量の見込みは、現在の幼児教育・保育施設の利用状況に、今後利用したいという潜在的な利用希望（※）を加えたものとなっています。

※ 潜在的な利用希望とは、現在就業していないが、近い将来、就業する見込みがあり、かつ、その際には施設やサービスを利用したいという希望であり、結果的に量の見込みとして、顕在化しないこともあり得ます。

(2) 幼児教育・保育の提供体制の確保方策（供給）

各市町村における幼児教育・保育の提供体制の確保方策は、各幼児教育・保育施設の現状に即して市町村が定める「利用定員」を積み上げたもので、各市町村における幼児教育・保育に係る供給量を示します。

なお、「子ども・子育て支援新制度」の目的として、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供が掲げられていることから、確保方策には、原則として、認可及び確認（※）がなされる幼児教育・保育施設が対象となり、保育機能施設（認可外保育施設）は確保方策の対象とはなりません。ただし、保育機能施設（認可外保育施設）のうち企業主導型保育施設において、その設置者と調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号及び3号認定こどもに係る確保方策の内容に含めて差し支えないこととしています。

※ 確認とは、市町村が財政支援を行う施設として適当であるか否かを審査する行為です。

(3) 本県における幼児教育・保育の量の見込み及びその確保方策

県の策定する計画については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育に係る需給状況を、市町村毎に集計したものととなります。

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況(宮崎県合計)

(単位:人)

年度	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
R7	5,670	8,028	2,358	17,424	582	16,842	18,369	18,142	227	945	3,303
R8	5,393	8,167	2,774	16,824	540	16,284	18,272	18,045	227	1,448	4,222
R9	5,015	8,206	3,191	15,948	515	15,433	18,251	18,024	227	2,303	5,494
R10	4,719	7,840	3,121	15,331	487	14,844	18,299	18,072	227	2,968	6,089
R11	4,531	7,844	3,313	15,040	476	14,564	18,254	18,027	227	3,214	6,527

年度	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) Ⅰ ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) Ⅱ ②+⑤+⑧ +⑪	Ⅱ－Ⅰ ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧－⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪－⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
R7	2,433	3,643	3,553	90	1,210	10,511	11,468	11,268	200	957	36,038	41,508	5,470
R8	2,394	3,697	3,607	90	1,303	10,220	11,631	11,431	200	1,411	34,831	41,767	6,936
R9	2,368	3,689	3,599	90	1,321	10,358	11,649	11,449	200	1,291	33,689	41,795	8,106
R10	2,357	3,681	3,591	90	1,324	10,361	11,684	11,484	200	1,323	32,768	41,504	8,736
R11	2,356	3,696	3,606	90	1,340	10,378	11,683	11,483	200	1,305	32,305	41,477	9,172

- ※ 1号認定こども … 満3歳以上で教育を希望するこども
 2号認定こども … 満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、
 教育・保育を希望するこども
 3号認定こども … 満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、
 保育を希望するこども

「保育が必要な事由」とは、保育の必要性を客観的に判断するための事由であり、その代表的なものは以下のとおりです。

- ① 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など基本的に全ての就労が対象(極めて短時間な就労を除く))
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 求職活動・就学
- ⑤ 虐待やDVのおそれがある場合 等

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	2,292	3,559	1,267	6,479	0	6,479	7,024	6,828	196	545	1,812
都城市	1,255	1,405	150	2,888	0	2,888	2,798	2,770	28	▲ 90	60
延岡市	679	875	196	1,552	87	1,465	1,657	1,657	0	105	301
日南市	77	210	133	775	0	775	813	813	0	38	171
小林市	139	278	139	704	93	611	711	711	0	7	146
日向市	499	500	1	1,134	142	992	1,140	1,140	0	6	7
串間市	50	55	5	258	0	258	291	291	0	33	38
西都市	64	180	116	481	177	304	481	481	0	0	116
えびの市	49	75	26	191	6	185	187	187	0	▲ 4	22
三股町	191	190	▲ 1	601	0	601	543	543	0	▲ 58	▲ 59
高原町	34	42	8	90	0	90	97	97	0	7	15
国富町	70	90	20	283	0	283	298	295	3	15	35
綾町	7	30	23	113	11	102	161	161	0	48	71
高鍋町	65	65	0	367	58	309	367	367	0	0	0
新富町	70	80	10	268	0	268	307	307	0	39	49
西米良村	1	7	6	25	0	25	25	25	0	0	6
木城町	1	10	9	100	0	100	101	101	0	1	10
川南町	31	60	29	243	0	243	260	260	0	17	46
都農町	10	10	0	205	0	205	215	215	0	10	10
門川町	37	80	43	304	8	296	305	305	0	1	44
諸塚村	3	5	2	25	0	25	100	100	0	75	77
椎葉村	2	8	6	37	0	37	76	76	0	39	45
美郷町	37	180	143	29	0	29	56	56	0	27	170
高千穂町	7	34	27	180	0	180	198	198	0	18	45
日之影町	0	0	0	53	0	53	70	70	0	17	17
五ヶ瀬町	0	0	0	39	0	39	88	88	0	49	49
計	5,670	8,028	2,358	17,424	582	16,842	18,369	18,142	227	945	3,303

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) Ⅰ ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) Ⅱ ②+⑤+⑧+ ⑪	Ⅱ－Ⅰ ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧－⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪－⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	524	1,242	1,160	82	718	4,162	4,388	4,240	148	226	13,457	16,213	2,756
都城市	862	689	684	5	▲ 173	1,979	2,065	2,043	22	86	6,984	6,957	▲ 27
延岡市	178	415	415	0	237	1,168	1,163	1,163	0	▲ 5	3,577	4,110	533
日南市	56	157	157	0	101	374	528	504	24	154	1,282	1,708	426
小林市	101	124	124	0	23	316	377	377	0	61	1,260	1,490	230
日向市	229	230	230	0	1	330	330	330	0	0	2,192	2,200	8
串間市	20	20	20	0	0	148	185	185	0	37	476	551	75
西都市	104	109	109	0	5	195	284	284	0	89	844	1,054	210
えびの市	18	29	29	0	11	108	113	113	0	5	366	404	38
三股町	53	130	128	2	77	335	373	369	4	38	1,180	1,236	56
高原町	10	21	21	0	11	57	72	72	0	15	191	232	41
国富町	23	57	56	1	34	209	191	189	2	▲ 18	585	636	51
綾町	25	30	30	0	5	56	78	78	0	22	201	299	98
高鍋町	49	89	89	0	40	201	247	247	0	46	682	768	86
新富町	27	72	72	0	45	209	216	216	0	7	574	675	101
西米良村	3	3	3	0	0	6	25	25	0	19	35	60	25
木城町	17	13	13	0	▲ 4	42	66	66	0	24	160	190	30
川南町	28	39	39	0	11	132	163	163	0	31	434	522	88
都農町	33	33	33	0	0	123	132	132	0	9	371	390	19
門川町	40	46	46	0	6	170	179	179	0	9	551	610	59
諸塚村	5	5	5	0	0	10	14	14	0	4	43	124	81
椎葉村	4	12	12	0	8	14	29	29	0	15	57	125	68
美郷町	4	17	17	0	13	22	40	40	0	18	92	293	201
高千穂町	14	40	40	0	26	86	114	114	0	28	287	386	99
日之影町	3	10	10	0	7	29	40	40	0	11	85	120	35
五ヶ瀬町	3	11	11	0	8	30	56	56	0	26	72	155	83
計	2,433	3,643	3,553	90	1,210	10,511	11,468	11,268	200	957	36,038	41,508	5,470

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用するこどもの数は含まれておりません。

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	2,105	3,672	1,567	6,347	0	6,347	6,923	6,727	196	576	2,143
都城市	1,238	1,425	187	2,850	0	2,850	2,808	2,780	28	▲ 42	145
延岡市	661	855	194	1,510	85	1,425	1,757	1,757	0	247	441
日南市	70	210	140	709	0	709	813	813	0	104	244
小林市	128	267	139	643	85	558	682	682	0	39	178
日向市	490	500	10	1,062	132	930	1,140	1,140	0	78	88
串間市	50	55	5	262	0	262	291	291	0	29	34
西都市	60	172	112	446	164	282	449	449	0	3	115
えびの市	45	75	30	174	5	169	187	187	0	13	43
三股町	176	190	14	553	0	553	543	543	0	▲ 10	4
高原町	30	42	12	80	0	80	97	97	0	17	29
国富町	69	120	51	275	0	275	268	265	3	▲ 7	44
綾町	6	30	24	98	9	89	161	161	0	63	87
高鍋町	68	80	12	357	51	306	357	357	0	0	12
新富町	67	80	13	257	0	257	307	307	0	50	63
西米良村	1	7	6	25	0	25	25	25	0	0	6
木城町	1	10	9	82		82	101	101	0	19	28
川南町	31	60	29	240	0	240	260	260	0	20	49
都農町	10	10	0	205	0	205	205	205	0	0	0
門川町	37	80	43	299	9	290	310	310	0	11	54
諸塚村	3	5	2	20	0	20	100	100	0	80	82
椎葉村	2	8	6	34	0	34	76	76	0	42	48
美郷町	38	180	142	29	0	29	56	56	0	27	169
高千穂町	7	34	27	166	0	166	198	198	0	32	59
日之影町	0	0	0	55	0	55	70	70	0	15	15
五ヶ瀬町	0	0	0	46	0	46	88	88	0	42	42
計	5,393	8,167	2,774	16,824	540	16,284	18,272	18,045	227	1,448	4,222

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) Ⅰ ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) Ⅱ ②+⑤+⑧+ ⑪	Ⅱ－Ⅰ ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧－⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪－⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	514	1,268	1,186	82	754	4,070	4,454	4,306	148	384	13,036	16,317	3,281
都城市	885	697	692	5	▲ 188	1,910	2,087	2,065	22	177	6,883	7,017	134
延岡市	174	440	440	0	266	1,137	1,248	1,248	0	111	3,482	4,300	818
日南市	54	157	157	0	103	382	528	504	24	146	1,215	1,708	493
小林市	96	119	119	0	23	280	362	362	0	82	1,147	1,430	283
日向市	214	230	230	0	16	321	330	330	0	9	2,087	2,200	113
串間市	20	20	20	0	0	142	185	185	0	43	474	551	77
西都市	99	109	109	0	10	194	284	284	0	90	799	1,014	215
えびの市	16	29	29	0	13	105	113	113	0	8	340	404	64
三股町	52	130	128	2	78	318	373	369	4	55	1,099	1,236	137
高原町	9	21	21	0	12	57	72	72	0	15	176	232	56
国富町	21	57	56	1	36	211	191	189	2	▲ 20	576	636	60
綾町	25	30	30	0	5	54	78	78	0	24	183	299	116
高鍋町	44	89	89	0	45	197	247	247	0	50	666	773	107
新富町	25	72	72	0	47	200	216	216	0	16	549	675	126
西米良村	3	3	3	0	0	7	25	25	0	18	36	60	24
木城町	15	13	13	0	▲ 2	36	66	66	0	30	134	190	56
川南町	26	39	39	0	13	125	163	163	0	38	422	522	100
都農町	33	33	33	0	0	120	132	132	0	12	368	380	12
門川町	40	46	46	0	6	176	184	184	0	8	552	620	68
諸塚村	3	5	5	0	2	9	14	14	0	5	35	124	89
椎葉村	4	12	12	0	8	12	29	29	0	17	52	125	73
美郷町	4	17	17	0	13	15	40	40	0	25	86	293	207
高千穂町	13	40	40	0	27	90	114	114	0	24	276	386	110
日之影町	3	10	10	0	7	26	40	40	0	14	84	120	36
五ヶ瀬町	2	11	11	0	9	26	56	56	0	30	74	155	81
計	2,394	3,697	3,607	90	1,303	10,220	11,631	11,431	200	1,411	34,831	41,767	6,936

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用するこどもの数は含まれておりません。

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	1,897	3,757	1,860	6,104	0	6,104	6,945	6,749	196	841	2,701
都城市	1,176	1,425	249	2,705	0	2,705	2,808	2,780	28	103	352
延岡市	630	820	190	1,441	81	1,360	1,757	1,757	0	316	506
日南市	62	210	148	628	0	628	813	813	0	185	333
小林市	123	256	133	613	82	531	653	653	0	40	173
日向市	487	500	13	1,027	129	898	1,140	1,140	0	113	126
串間市	48	55	7	237	0	237	291	291	0	54	61
西都市	53	172	119	399	147	252	440	440	0	41	160
えびの市	41	75	34	160	5	155	187	187	0	27	61
三股町	156	190	34	490	0	490	543	543	0	53	87
高原町	27	42	15	71	0	71	97	97	0	26	41
国富町	67	120	53	267	0	267	268	265	3	1	54
綾町	5	30	25	80	8	72	161	161	0	81	106
高鍋町	61	80	19	357	54	303	357	357	0	0	19
新富町	65	80	15	248	0	248	307	307	0	59	74
西米良村	1	7	6	15	0	15	25	25	0	10	16
木城町	1	10	9	82	0	82	101	101	0	19	28
川南町	31	60	29	237	0	237	260	260	0	23	52
都農町	10	10	0	205	0	205	205	205	0	0	0
門川町	34	80	46	280	9	271	305	305	0	25	71
諸塚村	3	5	2	15	0	15	100	100	0	85	87
椎葉村	2	8	6	32	0	32	76	76	0	44	50
美郷町	29	180	151	23	0	23	56	56	0	33	184
高千穂町	6	34	28	142	0	142	198	198	0	56	84
日之影町	0	0	0	48	0	48	70	70	0	22	22
五ヶ瀬町	0	0	0	42	0	42	88	88	0	46	46
計	5,015	8,206	3,191	15,948	515	15,433	18,251	18,024	227	2,303	5,494

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) Ⅰ ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) Ⅱ ②+⑤+⑧+ ⑪	Ⅱ－Ⅰ ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧－⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪－⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	505	1,269	1,187	82	764	4,140	4,471	4,323	148	331	12,646	16,442	3,796
都城市	910	697	692	5	▲ 213	1,973	2,107	2,085	22	134	6,764	7,037	273
延岡市	169	440	440	0	271	1,125	1,248	1,248	0	123	3,365	4,265	900
日南市	53	157	157	0	104	410	528	504	24	118	1,153	1,708	555
小林市	91	114	114	0	23	273	347	347	0	74	1,100	1,370	270
日向市	205	230	230	0	25	292	330	330	0	38	2,011	2,200	189
串間市	17	20	20	0	3	149	185	185	0	36	451	551	100
西都市	94	105	105	0	11	204	285	285	0	81	750	1,002	252
えびの市	16	29	29	0	13	103	113	113	0	10	320	404	84
三股町	50	130	128	2	80	328	373	369	4	45	1,024	1,236	212
高原町	9	21	21	0	12	63	72	72	0	9	170	232	62
国富町	19	57	56	1	38	212	191	189	2	▲ 21	565	636	71
綾町	25	30	30	0	5	58	78	78	0	20	168	299	131
高鍋町	39	89	89	0	50	194	247	247	0	53	651	773	122
新富町	25	72	72	0	47	194	216	216	0	22	532	675	143
西米良村	2	3	3	0	1	10	25	25	0	15	28	60	32
木城町	15	13	13	0	▲ 2	36	66	66	0	30	134	190	56
川南町	24	39	39	0	15	117	163	163	0	46	409	522	113
都農町	33	33	33	0	0	128	132	132	0	4	376	380	4
門川町	40	46	46	0	6	170	179	179	0	9	524	610	86
諸塚村	3	5	5	0	2	8	14	14	0	6	29	124	95
椎葉村	3	12	12	0	9	11	29	29	0	18	48	125	77
美郷町	3	17	17	0	14	15	40	40	0	25	70	293	223
高千穂町	13	40	40	0	27	91	114	114	0	23	252	386	134
日之影町	3	10	10	0	7	30	40	40	0	10	81	120	39
五ヶ瀬町	2	11	11	0	9	24	56	56	0	32	68	155	87
計	2,368	3,689	3,599	90	1,321	10,358	11,649	11,449	200	1,291	33,689	41,795	8,106

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用するこどもの数は含まれておりません。

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	1,728	3,450	1,722	5,931	0	5,931	7,048	6,852	196	1,117	2,839
都城市	1,127	1,425	298	2,592	0	2,592	2,812	2,784	28	220	518
延岡市	606	790	184	1,385	78	1,307	1,757	1,757	0	372	556
日南市	60	210	150	607	0	607	813	813	0	206	356
小林市	117	244	127	580	78	502	625	625	0	45	172
日向市	482	500	18	968	123	845	1,140	1,140	0	172	190
串間市	48	55	7	232	0	232	291	291	0	59	66
西都市	48	165	117	359	132	227	409	409	0	50	167
えびの市	38	75	37	148	4	144	187	187	0	39	76
三股町	143	190	47	451	0	451	543	543	0	92	139
高原町	24	42	18	65	0	65	97	97	0	32	50
国富町	66	120	54	259	0	259	268	265	3	9	63
綾町	4	30	26	68	7	61	161	161	0	93	119
高鍋町	55	80	25	357	57	300	357	357	0	0	25
新富町	63	80	17	241	0	241	307	307	0	66	83
西米良村	1	7	6	10	0	10	25	25	0	15	21
木城町	1	10	9	75	0	75	101	101	0	26	35
川南町	31	60	29	234	0	234	260	260	0	26	55
都農町	10	10	0	205	0	205	205	205	0	0	0
門川町	34	70	36	273	8	265	305	305	0	32	68
諸塚村	3	5	2	13	0	13	100	100	0	87	89
椎葉村	2	8	6	30	0	30	76	76	0	46	52
美郷町	22	180	158	17	0	17	56	56	0	39	197
高千穂町	6	34	28	143	0	143	198	198	0	55	83
日之影町	0	0	0	44	0	44	70	70	0	26	26
五ヶ瀬町	0	0	0	44	0	44	88	88	0	44	44
計	4,719	7,840	3,121	15,331	487	14,844	18,299	18,072	227	2,968	6,089

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) Ⅰ ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) Ⅱ ②+⑤+⑧+ ⑪	Ⅱ－Ⅰ ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧－⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪－⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	495	1,269	1,187	82	774	4,209	4,530	4,382	148	321	12,363	16,297	3,934
都城市	941	699	694	5	▲ 242	2,020	2,111	2,089	22	91	6,680	7,047	367
延岡市	165	440	440	0	275	1,113	1,248	1,248	0	135	3,269	4,235	966
日南市	51	157	157	0	106	401	528	504	24	127	1,119	1,708	589
小林市	88	109	109	0	21	269	332	332	0	63	1,054	1,310	256
日向市	195	230	230	0	35	264	330	330	0	66	1,909	2,200	291
串間市	18	20	20	0	2	141	185	185	0	44	439	551	112
西都市	91	100	100	0	9	195	272	272	0	77	693	946	253
えびの市	15	29	29	0	14	97	113	113	0	16	298	404	106
三股町	49	130	128	2	81	319	373	369	4	54	962	1,236	274
高原町	9	21	21	0	12	58	72	72	0	14	156	232	76
国富町	17	57	56	1	40	213	191	189	2	▲ 22	555	636	81
綾町	25	30	30	0	5	57	78	78	0	21	154	299	145
高鍋町	35	89	89	0	54	191	247	247	0	56	638	773	135
新富町	24	72	72	0	48	188	216	216	0	28	516	675	159
西米良村	2	3	3	0	1	7	25	25	0	18	20	60	40
木城町	15	13	13	0	▲ 2	35	66	66	0	31	126	190	64
川南町	23	39	39	0	16	111	163	163	0	52	399	522	123
都農町	33	33	33	0	0	128	132	132	0	4	376	380	4
門川町	40	46	46	0	6	174	179	179	0	5	521	600	79
諸塚村	3	5	5	0	2	7	14	14	0	7	26	124	98
椎葉村	3	12	12	0	9	10	29	29	0	19	45	125	80
美郷町	3	17	17	0	14	14	40	40	0	26	56	293	237
高千穂町	12	40	40	0	28	88	114	114	0	26	249	386	137
日之影町	3	10	10	0	7	28	40	40	0	12	75	120	45
五ヶ瀬町	2	11	11	0	9	24	56	56	0	32	70	155	85
計	2,357	3,681	3,591	90	1,324	10,361	11,684	11,484	200	1,323	32,768	41,504	8,736

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用するこどもの数は含まれておりません。

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	1,603	3475	1,872	5,870	0	5,870	7,027	6,831	196	1,157	3,029
都城市	1,112	1,415	303	2,559	0	2,559	2,822	2,794	28	263	566
延岡市	587	790	203	1,342	76	1,266	1,757	1,757	0	415	618
日南市	60	210	150	610	0	610	813	813	0	203	353
小林市	111	233	122	551	74	477	597	597	0	46	168
日向市	479	500	21	941	120	821	1,140	1,140	0	199	220
串間市	49	55	6	215	0	215	291	291	0	76	82
西都市	47	165	118	353	130	223	408	408	0	55	173
えびの市	37	75	38	142	4	138	187	187	0	45	83
三股町	138	190	52	433	0	433	543	543	0	110	162
高原町	24	42	18	63	0	63	97	97	0	34	52
国富町	65	120	55	252	0	252	268	265	3	16	71
綾町	4	30	26	65	6	59	161	161	0	96	122
高鍋町	51	80	29	356	58	298	357	357	0	1	30
新富町	61	80	19	235	0	235	307	307	0	72	91
西米良村	1	7	6	11	0	11	25	25	0	14	20
木城町	1	10	9	66	0	66	101	101	0	35	44
川南町	31	60	29	231	0	231	260	260	0	29	58
都農町	10	10	0	205	0	205	205	205	0	0	0
門川町	32	70	38	260	8	252	300	300	0	40	78
諸塚村	3	5	2	13	0	13	100	100	0	87	89
椎葉村	2	8	6	27	0	27	76	76	0	49	55
美郷町	17	180	163	14	0	14	56	56	0	42	205
高千穂町	6	34	28	146	0	146	198	198	0	52	80
日之影町	0	0	0	41	0	41	70	70	0	29	29
五ヶ瀬町	0	0	0	39	0	39	88	88	0	49	49
計	4,531	7,844	3,313	15,040	476	14,564	18,254	18,027	227	3,214	6,527

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) Ⅰ ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) Ⅱ ②+⑤+⑧+ ⑪	Ⅱ－Ⅰ ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧－⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪－⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	486	1,285	1,203	82	799	4,277	4,535	4,387	148	258	12,236	16,322	4,086
都城市	978	703	698	5	▲ 275	2,082	2,127	2,105	22	45	6,731	7,067	336
延岡市	161	440	440	0	279	1,102	1,248	1,248	0	146	3,192	4,235	1,043
日南市	50	157	157	0	107	388	528	504	24	140	1,108	1,708	600
小林市	85	104	104	0	19	265	316	316	0	51	1,012	1,250	238
日向市	186	230	230	0	44	243	330	330	0	87	1,849	2,200	351
串間市	17	20	20	0	3	137	185	185	0	48	418	551	133
西都市	90	100	100	0	10	187	271	271	0	84	677	944	267
えびの市	15	29	29	0	14	93	113	113	0	20	287	404	117
三股町	47	130	128	2	83	309	373	369	4	64	927	1,236	309
高原町	8	21	21	0	13	55	72	72	0	17	150	232	82
国富町	16	57	56	1	41	214	191	189	2	▲ 23	547	636	89
綾町	25	30	30	0	5	55	78	78	0	23	149	299	150
高鍋町	31	89	89	0	58	187	247	247	0	60	625	773	148
新富町	24	72	72	0	48	183	216	216	0	33	503	675	172
西米良村	2	3	3	0	1	4	25	25	0	21	18	60	42
木城町	15	13	13	0	▲ 2	35	66	66	0	31	117	190	73
川南町	21	39	39	0	18	104	163	163	0	59	387	522	135
都農町	33	33	33	0	0	126	132	132	0	6	374	380	6
門川町	40	46	46	0	6	170	174	174	0	4	502	590	88
諸塚村	3	5	5	0	2	7	14	14	0	7	26	124	98
椎葉村	3	12	12	0	9	9	29	29	0	20	41	125	84
美郷町	3	17	17	0	14	12	40	40	0	28	46	293	247
高千穂町	12	40	40	0	28	83	114	114	0	31	247	386	139
日之影町	3	10	10	0	7	28	40	40	0	12	72	120	48
五ヶ瀬町	2	11	11	0	9	23	56	56	0	33	64	155	91
計	2,356	3,696	3,606	90	1,340	10,378	11,683	11,483	200	1,305	32,305	41,477	9,172

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用することの数は含まれておりません。

3 県が行う認可及び認定に係る需給調整

認定こども園、保育所等の認可・認定について、県は、申請した施設が認可・認定基準を満たす場合は、幼児教育・保育の需給状況及びその実施主体である市町村の考え方も踏まえた上で認可・認定を行います。

なお、宮崎市（中核市）内の認可・認定については、市が行います。

4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供

（１）認定こども園への移行

認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。地域における子育て支援の中核的役割を担っており、保護者のニーズや施設の移行希望など地域の実情を踏まえた移行が進んでいます。

本県の認定こども園は令和５年度（２０２３年度）末で 225 園となっており、計画期間の最終年度である令和 11 年度（2029 年度）には 320 園程度となる見込みです。

（２）認定こども園への移行に対する支援

- 認定こども園への移行を目指す幼稚園や保育所に対し、必要となる施設整備に関し、国庫補助制度等の情報提供に努めるとともに、利用促進を図ります。
- 認定こども園において従事する保育教諭（※１）の確保のため、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有の促進を図ります。
- 実務経験を有する幼児教育・保育従事者に対する幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得に係る時限的特例（※２）について、その内容の周知を図り、有資格者の確保に努めます。
- 保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした研修内容の充実に努め、喫緊の課題に対応できる職員資質の向上を図ります。

※１ 保育教諭とは、幼保連携型認定こども園に配置される幼児教育・保育の提供に従事する職員であり、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の双方を有することが必要となります。

※２ 令和６年度末まで幼稚園教諭免許状及び保育士資格の一方しか有していない教職員について、一定期間の実務経験により、資格の取得について軽減措置が講じられていましたが、さらに５年間延長され令和 11 年度末まで同経過措置が講じられることとなっています。

(参考) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策

「子ども・子育て支援新制度」においては、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた施設型給付や小規模保育事業等の地域型保育給付の創設のほか、地域における子育て支援事業を法定化し、実施主体となる市町村が住民のニーズに対し、計画的に各種事業を実施していくこととなります。

法定化された子育て支援事業は、「地域子ども・子育て支援事業」として、以下の事業から構成されます。

○ 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に対して幼児教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を身近な場所で行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業

②延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業

⑤放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑧養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑩子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業

⑪児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

⑫親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、ペアレントトレーニングを提供することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業

⑬地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑭一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑮病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

⑯ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

⑰妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(ア)健康状態の把握、(イ)検査計測、(ウ)保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

⑱産後ケア事業

産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業

⑲乳児等通園支援事業（令和7年度限り）

全ての子育て家庭の支援などを目的とし、生後6か月から2歳までの未就学児を対象に、保護者の就労状況を問わず、月一定時間まで柔軟に利用できる事業

※ 令和8年度以降は地域子ども・子育て支援事業から外れ、法律に基づく新たな給付制度として実施予定

「地域子ども・子育て支援事業」の今後の実施予定						
実施事業	単位	R7	R8	R9	R10	R11
利用者支援事業	箇所	44箇所	44箇所	44箇所	45箇所	45箇所
延長保育事業	市町村	23	23	23	23	23
放課後児童健全育成事業	市町村	22	22	22	22	22
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	箇所	149箇所	147箇所	144箇所	141箇所	140箇所
乳児家庭全戸訪問事業	市町村	26	26	26	26	26
養育支援訪問事業	市町村	16	16	16	16	16
子育て世帯訪問支援事業	市町村	8	8	8	9	9
児童育成支援拠点事業	市町村	2	2	2	3	3
親子関係形成支援事業	市町村	6	6	6	7	7
地域子育て支援拠点事業	箇所	81箇所	82箇所	82箇所	83箇所	83箇所
一時預かり事業	市町村	24	24	24	24	24
病児保育事業	市町村	20	20	20	20	20
ファミリー・サポート・センター事業	市町村	17	17	17	17	17
妊婦健康診査	市町村	26	26	26	26	26
産後ケア事業	市町村	26	26	26	26	26

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に当たっては、法に基づく市町村への情報提供や、事業の実施状況についての情報共有、立入調査への同行等を行います。

また、給付事業を実施するに当たっては、市町村に対し適切な助言を行い、事業の円滑な実施を図ります。

6 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するに当たって、基本となるのは人材です。

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の量と質の確保については、国、県、市町村及び幼児教育・保育施設等を提供する事業者に共通する課題です。

(1) 幼児教育・保育施設等に従事する者についての必要な数

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を基に積み上げられた幼児教育・保育に係る量の見込みについて、配置基準等に対応するために必要となる職員数を積算したものです。

ただし、量の見込みは、幼児教育・保育施設の利用状況に潜在的ニーズが加わったものであり、現行の利用水準よりも高い可能性があるということに留意が必要です。

なお、需要状況は以下の2パターンを用いて示すこととします。

(ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数

(イ) 令和7年度以降に1歳児の配置改善が実施された場合の職員数

(ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数

	R7	R8	R9	R10	R11
保育教諭	1,617	1,563	1,512	1,470	1,450
保育士	2,367	2,286	2,211	2,152	2,121
幼稚園教諭	201	195	188	183	180

(イ) 令和7年度以降に1歳児の配置改善が実施された場合の職員数

	R7	R8	R9	R10	R11
保育教諭	1,684	1,628	1,575	1,532	1,510
保育士	2,470	2,386	2,310	2,246	2,214
幼稚園教諭	201	195	188	183	180

(2) 幼児教育・保育施設等に従事する者についての量と質の確保方策

今後の幼児教育・保育ニーズに応じた受け皿整備及び質の確保・向上のため、必要となる幼児教育・保育施設等に従事する者の確保が必要です。その量と質の確保方策として、以下の内容に取り組みます。

- 行政、教育機関、幼児教育・保育関係団体からなる意見交換会を開催するなど、幼児教育・保育に携わる人材確保について方策を検討し、量と質の両面からの安定確保に努めます。
- 保育士資格を有しながら、現在就労していない保育士の職場復帰に対し、保育士支援センターへの登録、現行の幼児教育・保育に係る制度の説明や実地研修を通して、再就職しやすい環境づくりに努めます。
- 中学生や高校生に対するキャリア教育を通じて、教育・保育の職の魅力を伝えるとともに、次代の教育・保育の担い手の確保に努めます。
- 認定こども園への移行に当たり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有促進が必要となることから、「子ども・子育て支援新制度」施行後から令和 11 年度末までの特例として実施される勤務経験を踏まえた資格取得に係る特例制度について周知するとともに、その活用促進を図ります。
- 保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした新規採用研修及び中堅教諭等資質向上研修について、その研修内容の充実を図るとともに、ペアレントトレーナー養成や特別な配慮が必要な児童に対応するための研修等、現場における喫緊の課題に対応できるための研修についても、更なる充実に努めます。
- 保育人材の確保を図るため、保育士の資格取得のための修学資金や潜在保育士の就職準備金等について貸付を行います。
- 幼児教育・保育に携わる教職員に対して、保育所保育指針や幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修内容の充実を図ることにより、教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
- 幼児期の教育・保育施設と小学校の連携及び幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有など、連携や接続に係る研修の充実を図ります。
- 放課後児童クラブで児童を指導する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定資格研修を実施します。
- 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子供教室で児童を指導する者に対する研修の実施により、資質向上等を図ります。
- 地域子ども・子育て支援事業等の子育て支援分野で活躍する人材を養成するための研修を実施し、子ども・子育て支援の充実に図ります。

7 市町村の区域を越えた広域的見地から行う調整に関する事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定時における県の調整

「子ども・子育て支援新制度」は、住民に最も身近な市町村が実施主体であり、県及び国は市町村を重層的に支えます。

そのような中、各市町村は、その区域を越えた幼児教育・保育の利用の実態がある場合は、計画の作成に当たり、関係市町村と幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策について事前に調整を行う必要があります。

県が策定する計画は、市町村が策定する計画を積み上げたものとなることが基本となりますが、策定過程において、県は、市町村との協議、意見交換等を行うなど、広域的見地から調整を行ってきました。

今後、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実状を踏まえ、計画の見直しが必要となった場合は、今回の策定作業と同様、市町村間の調整等を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を越えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めた場合又は変更した場合は、子ども・子育て支援法の規定により、その結果を県へ届け出ることが必要です。

8 幼児教育・保育情報の公表

こどもの保護者が、幼児教育・保育の利用に当たって適切な選択を行えるよう、県は、子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設等の情報について、適宜、公表することとします。

なお、公表内容については、県のホームページに掲載することとし、その内容に変更がある都度、速やかに変更していくこととします。

第6章 計画の推進方針

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

県では、関係部局から構成され、知事を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」を活用し、福祉・保健・医療・教育・労働部門等、全庁的な連携に努め、各種施策の推進を図ります。

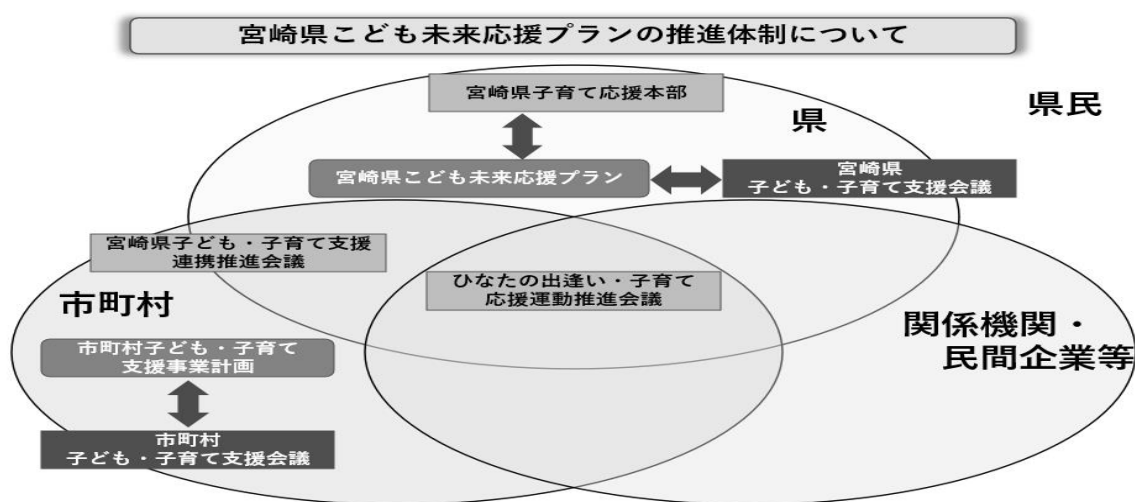
(2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制

子ども・子育て支援においては、住民に最も身近な市町村が実施主体であり、県と市町村の連携は必要不可欠なものになります。

このため、県と市町村から構成される「宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議」において、意見交換や先駆的な取組に係る情報共有を行うなど、県と市町村及び市町村間の連携を更に強化し、各種施策の迅速かつ効果的な展開を図ります。

(3) 関係機関及び民間企業との推進体制

県や市町村をはじめ、社会福祉協議会、子育て支援団体など幅広い関係団体等で構成する「ひなたの出会い・子育て応援運動推進会議」を活用し、社会全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成、企業等における子育て支援やワークライフバランスの推進、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりなど、各種施策の強化に一体となって取り組めます。



2 計画の進捗管理

この計画の進捗状況は、事業主、子育て支援団体、学識経験者等で構成される「宮崎県子ども・子育て支援会議」において調査審議するとともに、県はその結果を公表します。

計画の評価・分析に当たっては、子ども・子育て支援施策の推進状況を評価するため、「重点成果指標」と「個別成果指標」の2種類の指標を用いることとします。

宮崎県こども未来応援プラン

発行・編集 宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL 0985-44-2602

FAX 0985-26-3416

E-mail kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp
